

産 業 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

〔平成23年12月 5日開催〕

〔平成23年12月 6日開催〕

〔平成23年12月 8日開催〕

〔平成23年12月 9日開催〕

〔平成23年12月16日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年12月 5日
午前10時00分 開会
午後 2時53分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1.出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	砂 田 杲 洋
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
産 業 振 興 部 長	水 田 泰 善
産 業 振 興 部 次 長	興 津 良 祐
産業振興部商工観光課長	阿 部 員 久

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について（サンライズ淡路）…… 4
- ② 議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定について（サイクリングターミナル）
…………… 4

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年12月 5日（月）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 2時53分）

○砂田杲洋委員長 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会の招集をしましたところ、全員御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また本日、今回の産建の委員さんのメンバーの顔ぶれを見ますと非常に実力者ぞろいで、私も非常に緊張しております。新米委員長として緊張いたしております。

本日、87号、88号議案2件ということでございまして、関係部署のみの説明員となっておりますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたしたいと思います。

執行部のほうから何かありますか。

副市長、お願いします。

○副市長（川野四朗） おはようございます。

きょうは、議会の構成がかわってから初めての産業建設常任委員会でございます。砂田委員長をはじめ委員の皆さん方には、どうぞ今後ともよろしく願いをしたいと申し上げたいと思います。

市長は東京のほうへ出張いたしておりますので、欠席をさせていただきます。

おとついのアジア国際子ども映画祭につきましては、皆さん方にも御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。大きなイベントが終わりまして我々もホッとしておるところでございますが、本当に意義のあるいいイベントであったなという思いもいたします。

ただ、まだ外国からきております子供たちは、今もなお南あわじで交流活動を実施をいただいております。

子供たちの招聘につきましては、外務省が21世紀東アジア大交流事業というようなこととお呼びをいただいたものでございまして、全部で115名がまいっております、1日の日にこちらのほうに入って、2日目は島内の高等学校、5つの高等学校に分かれて交流会をしております。3日については、アジア国際子ども映画祭に参加をするということで、4日からきょうにかけては、淡路の島内の皆さん方をお願いをしてホームステイをさせていただいております。きょうは市内の人形浄瑠璃、またジョイポートにも乗船して、南あわじ市内を見学していただくという運びになっておりまして、今既にそのプログラムを消化しております。きょうお泊まりいただいて、あしたの午後にはそれぞれのお国に帰るために関西空港で1泊をして、あさって帰るというような交流事業でございます。

外務省の方もこられておって、非常に意義があったなというようなこともおほめもいただきましたし、また来年も引き続きお願いをしたいということもこちらのほうからもうお願いをいたしておるところでございます。

そういうことで、大きな事業が終わりまして皆さん方にも御協力いただきましたこと、御礼を申し上げながら冒頭のごあいさつにさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○砂田杲洋委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまより第40回定例会において、当委員会に付託された議案のうち、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について、これはサンライズ淡路です。議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について（サイクリングターミナル）について審査を行います。

なお、この議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので質疑から行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑は挙手にてどうぞよろしくお願いします。

何かございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 このたび、産業建設常任委員会に付託案件としてこの2つの指定管理についての議案が上がってきたわけですが、本来ならサンマックスが継続してやっておったものがいろんな事情があり、またその後、市のほうで専決があり、それもまた2カ月で指定管理を返上するという経緯で、この2件がこのたび議案として上がってきております。

議案が2件上がったわけですが、議案が上がってきて審議をするのは当然、私たちはそれでいいんですが、まず今の市のやっておることを見ておりますと、次々次々前へ前へ行くというようなことで専決もやり、今回2つの議案が上がってきたわけですが、どうも大事なことが置き去りにされて、そのままいっておるような気がするんです。参考のために、どのような事情になっておるのかという今の実情をまず聞かしていただいて、2件の審議に入りたいと思うわけです。

まず、順序だって聞きたいことですが、いつも聞いておるわけですが、サンマックスに

対して市はまずどれだけの債権が残っておるんですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ただいまのサンマックスに対しての債権ということでございますが、まず施設別に、サンライズ淡路につきましては施設使用料が606万1,018円、それからサイクリングターミナルにつきましては457万8,006円、合計で1,063万9,024円ございます。これは22年度の過年度でございますが、23年度分、10月4日までの分でございますが、サンライズ淡路につきましては687万8,908円、サイクリングターミナルが402万9,582円、合計1,090万8,490円、施設使用料の未収総額が2,154万7,514円となっております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長が言われた数字は、こないだの産建でも質疑があったと思うんですが、電気代の電気のサイクリングにおける電気、水道は何か名義変更ができとったようなことを後でいっておりましたが、電気の名義が変更されてなくて電気代の2カ月分が120万円払ったとか払わなかったとか言ってましたが、その120万円もこの数字の中に入っとるんですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほど説明した数字は施設使用料だけでございまして、委員のおっしゃいました電気代につきましては含まれておりません。電気代の詳細を言いますと、8月分が76万5,074円、9月分として52万4,966円、合計129万400円というのが電気代として立てかえ払いさせていただいた数字でございます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと執行部の方、私のいうことをよう聞いといてください。債権は幾らですかと私は言うてるの。ということは、この129万も債権でしょう。そうでしょう。一々この部分、あの部分やと債権と聞いたらみな債権で答えてください。そうでないと何回でも同じことを聞いていかんなんの。

それと、言いたいのはこの2,154万円というものは以前からの経営の施設使用料でしくじっておるのは、そりゃまあ私どもは理解しとる。この129万円の新たな債権ちゅ

うのが、これも前回の委員会でも言われとったように、もう既に会社が破綻して破産申請を行って、取り立てがほぼ不能であるという会社に対して、なんで129万円も市が債権として出さんといかんのですかということをお願いねん。そうでしょう。

そのときに執行部の答弁は、それを払わないことには電気がつかないんだら、市が今直営でやりよるサイクリングの施設が使えないからということであったと思うんです。そうでしょう。

それもおかしい話で、直営でやるんなら直営でやるように予算措置せんといかんのちがうんですか。直営でやりよっても電気、水道もろもろの経費はかかる、人件費はかかるということを市が直営でやりよるというなら予算措置を先にせんといかんのと違うんですか。そこらまず、どない考えてます。

とにかくこれでやっていけ、あれでやっていけ、お金があるからこれ使うとけ。そんなような税金の使い方でええんですかというのが私の疑問なんです、ここらはどうなんです。直営でやるときには、予算措置せんでもそういう適当に予備費とかそういうお金があれば流用してええんですか。まず、それ説明してください。

○砂田杲洋委員長 答弁は。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、印部先生がおっしゃったように、このたびにつきましては流用という措置をとらしていただいとります。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、流用というのは私もそういう財政のお金の支出のきちっとした制度的なことはわからんですが。

委員長、今答弁されたんですがこの流用ということは、こういうことができるんですか。もし委員長がわかりにくかったら、どこかその流用がええんかどうかをきちっとわかる人に聞いてもらえませんか。そうでないと流用、流用いうて、ああそうですかそうですかいうて前へとおしていっても、それが正しい流用ならともかく、仮に違法な流用だったらこれは大変なことになるのでね。やっぱり、きちっとわかる人に一遍聞いてもらえますか。そんなんやないと、あんまり前へ前へとおしていくわけにいかんわ。

○砂田杲洋委員長 印部委員長の質問に対して、市長公室長なり副市長、どうですか。
副市長。

○副市長（川野四朗） そういう制度がありまして、決して違法ではございません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、違法ではないということは、あらゆることに対してそういう事態が起こった場合は、市の直営とかもろもろやるときに補正予算を組まんと流用でいけるわけですか。この場合だけでなしにいろんなことがあると思うんです。それやったら、予算措置、補正を組んでいく意味がないと思うんです。

現在、10月30日をもってサンライズの指定管理は終わっとるはずですよ。ということは、こないだの本会議場において執行部の答弁は、今回、我々に付託されとるこの案件が可決されるまでは、市の直営でやっていくというようなことを言われとったと思うんです。

ということは、サンライズ淡路の今の直営でやりよるのも予算措置でなしに、どこかのお金で流用して経費を出していくということなんですか。サンライズ、閉めてないでしょう。動きよんのでしょうか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、おっしゃるとおり流用をしながら、全体を運営でなしに体育施設であるとか、そういうものの運営とか最低限の運営という形でとっております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、市の事業というのは一つ間違えたらあれですか、予算補正組んで予算措置もせず、流用流用ですべていけるわけですか。財源がなくなったときは、どこでその財源を補うんですか。どっかで補正せんといかんのと違う。

流用流用で何百万、何千万、どんどんどんどん使うていって、予算措置せんともこれも流用、あれも流用、今言いよったようにサンライズ淡路はきょうで5日間直営でやりよる。サイクリングの場合は、2か月も直営でやりよる。どんだけの金がかかって、予算をどれだけ流用しとるのですか。そんなことが無制限に、予算を流用できるんですか。私は、そこらようわからんので聞きよんのです。

行政でそんだけお金を流用流用ちゅうこと、できていくんかなというように私は思うとるんやけど。けんど副市長は、すべて合法ですちゅうたんやけど。流用ちゅうのは1年間流用でもええんですか、そしたら補正組まんと。こんなことでできるんかな。私はその辺、詳しくわからんので聞きよんのやけど。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 予算項目の中で、皆さん方も予算書をお読みいただいたら、予算書で流用できない項目だけは書いてあるんです。その分、あとは流用は可能ということです。予算の範囲内で可能ということでもあります。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、予算の範囲内でこのサンライズ淡路、サイクリングの予算の範囲内の予算の上限は幾らですか。その範囲内で流用できるんなら、流用できる予算の上限は幾らあるんですか。それ言うてください。

どの項目で使いよるんですか。その上限は幾らですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 予算の中では、商工費の観光振興費、目の中で流用を行っております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、上限何ぼまで流用できるんですか。

○砂田杲洋委員長 答弁は。
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 予算の範囲内で。

○印部久信委員 予算の金額の上限は、金額は幾らですか。流用できるマックスはいくらですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 申しわけございません。今、手元に資料持っておりません。

○印部久信委員 ほんなら資料を出してください。見てからや。

○砂田杲洋委員長 後で資料提出を。

○印部久信委員 今すぐでないと、話進められん。待ってます。

○砂田杲洋委員長 暫時、休憩します。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時35分)

○砂田杲洋委員長 再開します。答弁。

○商工観光課長（阿部員久） 現在、観光振興費には7,367万1,000円の予算が
ございます。その中で観光振興費の目の中で流用いたしまして、うち需用費であるとか、
また工事請負費、ここで不用額が出てこようという数字で、約300万円ほど流用でさし
てもらっております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、サイクリングはもう2カ月済んだんで、サイクリングには
どれだけの流用をされました。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サイクリングターミナルにつきましては、臨時職員の賃
金とそれから光熱費でございますが、賃金につきましては、現在、2名の方を採用して交
代勤務をさせております。これが1人約10万円程度ということで。

○印部久信委員 課長、そんな難しいことは言わんでいいです。もう何ぼ2カ月流用し
たか、金額を言うてもろうたらそんでええさかい。そんな細かく言わいでも。人件費が5
0万円。電気、水道は。

○商工観光課長（阿部員久） 電気につきましては、先に出ておりました関電の１２０万円。

○印部久信委員 いやあ、それは違う、課長。１２０万円払ったんは１０月５日までのやつを立てかえ払いしたんで、名義変更ができてなかった。１０月５日からの直営のやつはまた金額が違うはずなんや。そうだろう。

あなた方は１２０万円払うんたんは名義変更ができてなかった前のやつや。私が言いよるのは直営でやって流用したお金を聞きよんのやさかい、１２０万円であるはずないんや。ほこらを正確に言うてもらわんと困んのや。

○砂田杲洋委員長 課長、ほんなん、今わかれへんのちゃう。

○印部久信委員 ２カ月経つとるさかい、もう出とるんだっちゅうねん。２カ月間経つとんのやから。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 申しわけございません。１０月、１１月につきましては、１カ月約３０万円ずつというふうに把握しております。６０万円ということです。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 電気が６０万円やね。ほんで水道は。
課長、わからなかったら、わからんて言うたらええねん。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サイクリングターミナルの水道代につきましては、１０月、１１月で約５万円ほどになります。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 水道のことなんです、これも前回の産建の委員会で、水道も名変ができなかったという前提のもとで、我々が十分審議してそんなことで広域水道はそんでええんかまで言いよって、最後に水道が名変できてましたというようなことなんです。

担当課長、あんたを責めるという気はさらさらないのやけど、あんた方この書類というのを見よれへんねんか。こんだけ産建でやかましいいうて議題なつとること、あんた方、電気はどこの名義になつとる、水道はどこの名義になつとる、ほんでそのときは水道は実際はサンマックスの名義になつとったことも、実はそれも名義変更できてませんでしたいうて1カ月も2カ月も言いよったということは、書類見てないんちゃうの。どないして気ついたんや、そしたら。そんなこと言われたら、審議しよつても話にならんのや。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 申しわけございません。私どものほうで勘違いいたしておりまして、変更ができてないという勘違いをしておりました。申しわけございません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、水道は名変できとったけれども、電気については関西電力との間に名変はできてなかったということやね。

それから、市も今言うたように、サンマックスに対して二千数百万円の起債があるちゅうことやな。ほんで、前にも聞いたんですが、市も債権者やな、結局、サンマックスに対して。

まだ、サンマックスは、裁判所で聞いたわけでもなしに話だけなんですけど、破産申請をしとるということなんですけど、まだ債権者会議というのは開かれてないんですか。市も債権者やから、当然債権者会議には呼ばれると私は思うんですが。まだ、債権者会議はしてないんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） その連絡はいただいております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が聞くとところによると、取引業者の中で債権者の弁護士さんがどんなように調べとるんか知りませんが、ある事業所には何かそういう債権者会議の案内でなしに、どれぐらいの債権がありますかというような書類を送ってきたというようなことを聞いたことがあるんですが、相手方の弁護士さんは何かそういうようなことをやってますか。

○産業振興部長（水田泰善） 取引先に対して、債権が残っていないかの確認は弁護士さんのほうでしていただきたいと思います。うちのほうもそういうやつで書類は上げております。

○印部久信委員　委員長、これ担当部長に聞いてもわからんと思うんやけど、私もこんなことはようわからんのですが、破産申請した場合の債権者会議というのは通常、どれぐらいの期間で行われるんですか。１０月５日以前に破産申請があったと思うんよのう。もう１カ月、十分超えとるんやけど、これは普通どんなような。債権者をいつまでも放って置くちゅうこともないと思うんやけど。

○印部久信委員 債権者会議まで。

○印部久信委員 債権者会議が始まるまで。

○砂田杲洋委員長　それまでに。
印部委員。

○印部久信委員　となりますと、市もまだ債権者会議に招集を受けてないということは債権がどれくらいあるかという確認を聞きとるということで、全体で話しますと。

ということは、市の使用料の未納ちゅうことについては、債権者会議が起こってそれで決定するまでで、この2,000万円余りの未収金ちゅうか使用料の収入というのはいつになるかわからんし、市がいつ会社に対して話をするというのも、破産申請して債権者会議になるということは、市が会社と個々に話し合うという余地がなくなるんでしょう。

○砂田杲洋委員長 どうですか。わかっておれば答弁してください。

○印部久信委員 いやもう構わんけど。そしたら、使用料のお金というのは、市は最終的にどんなような対応をしていこうと思うとるんですか。2,154万円と電気代の120万円か。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） その件につきましては、今、弁護士さんとも相談いたしております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 弁護士さんと相談しとんのやけど、どういような相談になって、弁護士さんは市に対して、どんなようなアドバイスをされておるんですか。相談しよるのはそんでええ。

○砂田杲洋委員長 執行部に言っときますけど、答弁をもっと的確に、わかりやすくやってください。

 弁護士に相談して、その進ちょく状況。

 副市長。

○副市長（川野四朗） 弁護士さんには、債権者会議を待たずに何かいい方法で回収することはないのかということを含めて、解決方法をゆだねておるということです。答えは非常に難しいと。回収は難しいということをおっしゃっておりますが、それでは我々としては責任が果たせないんで、何か手だてがないかどうか弁護士さんのほうで一度よく検討してほしいということをおっしゃいます。

○印部久信委員 それで結構です。私の質問の答弁はそれで結構です。それはもうしょうがない。

○砂田杲洋委員長 暫時、休憩します。

（休憩 午前10時43分）

(再開 午前10時55分)

○砂田杲洋委員長 再開します。質疑ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 プロポーザルについて、ちょっとお尋ねをするわけやけど。

前回、サンマックスは市にとって大失態というような指定管理しとるようなところが非常に厳しい状況下になったと。前回のプロポーザルの選考委員と今回と、再発防止というか何か選考委員の数をふやしたとかどういような、前回と今回とプロポーザルの選考委員会の委員の構成について、何か変化があったかどうかお尋ねをいたします。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 前回、サンマックスのときのプロポーザルとの変更点でございますが、まず第一に今回のプロポーザルの選考委員に、前回の反省を踏まえて税理士の代表の方に入っていたということで、サンライズ、サイクリングの提案だけじゃなしに、会社自体の適正な運営ができておる会社かどうかというのを判断していただくというようなことから、民間の委員の方に税理士を加えさせていただきました。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 前回は選考委員の委員は何名で、今回は何名と。具体的な数字の違いだけでも。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 選考委員につきましては、前回も今回も総勢14名、そのうち民間の方が3名、市役所内で11名というのは変わりございません。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市役所内11名というのは、具体的にだれですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 副市長、それから財務、総務、市長公室の課長以上ということです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 前回もプロポーザルということは、要は相手方がさまざまな提案、これも見せていただいとったら、さまざまなすばらしい提案して、とにかく自社に選定していただくような提案をしてつとると思うんよ。

私も1回だけちょっと目を通したんよ。ほんなら、29ページのところに、サンライズ淡路のことにサイクリングターミナルのどないやこないで書いてある件と、それとまず29ページのサンライズ淡路の指定管理をやるのに、サイクリングターミナルと書いてあるのは、これは何ですか。

○砂田杲洋委員長 何ページかな。

○谷口博文委員 29ページです。第87号のほうのサンライズに、サイクリングターミナルと書いてあるんやけど、これは何のことですかと聞きよるんです。

○砂田杲洋委員長 暫時、休憩します。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時01分）

○砂田杲洋委員長 再開します。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 委員さんおっしゃるとおり、表現が間違ってます。

サイクリングターミナルでなしに、サンライズのところにサイクリングターミナル、サイクリングターミナルのところにも同じようにサイクリングターミナルと表示がされてますので、つづり間違いか打ち間違いかちょっとわかりませんが、間違ってます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 次、36ページ、ちょっと見ていただいて、保守点検費ゼロになっ
んのよ。収支計画書よ。36ページです。

87号の36ページに保守点検費というところがあんのよ。施設管理費の中によ、支出
でよ。これが0円よのう。ほんで結局、これ見とったら消防の設備の点検とかいう、消防
設備の点検というのは必ず年に1回実施せんなんねん。これは保守点検費がかかるはずな
んのよ。にもかかわらず、こっち側にはゼロになつとるんやけど、これは何へえで。

結局、私は14名の選考委員が、私は議案配付していただいて、1回読んでおかしいな
というような疑念とか思いがあるわけよ。あなた方はプロポーザルいうて、こういう
書類が上がってきたら、目も通さんと選考しとんのけということを結論から言うたらそう
いうことよ。あんたら一回も読まんと何を見て判断しとんのかなということで、聞きよる
だけの話や。

わかれへんのけ。保守点検費で、消防の設備や、ほんで市内業者、市内業者や洲本の業
者の名前も書いてあるんや、12ページで見てもろうたら。

○砂田杲洋委員長 何度も言いますけど、執行部にはもつと的確に素早く答弁をしてく
ださい。

市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 私、きょうはその書類を持ってきてないんですが、保守
点検費以外に業務委託費というところで数字が書き込まれておるかと思います。提案者の
ほうで、今委員さんがおっしゃった消防の保守点検費はここに書きなさいということ です
が。

○谷口博文委員 エレベーターもや。

○市長公室長（中田眞一郎） 細かいところまで収支計画書の書き方は指示をしており
ませんので、例えば業務委託費の中に一括で保守点検費も入れておるといふような認識を
しております。

それと何を持って選定したかということで、これはあくまでサイクリングターミナル、
あるいはサンライズ、初期の目的を達成しうる業者であるかということで、提案がまず第
一だといふふうに思っております。その次に、前回こういうことがあったので会社が資本
力がしっかりしておるかというところに委員の皆さんは力を置いておったと。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 室長、私が聞きよんのはこういうふうな、たかだか我々委員が一回読んで気がつくようなことを、あなた方選考委員が目も通しよれへんのかなという思いがあるわけよ。その辺は、間違いのこんなやつを配付された。サンライズのことにサイクリングターミナルのことが書いてあったら、あんたらおかしいなと気づくだろう、すぐによ。これを気づけへんのは何へえでという話よ。

それと私が言いたいのは、この提案書、男性が女性にプロポーズするときもええことばっかり言うんや。それにだまされた結果が、前回ですわ。

今回、私が一番心配しよるのは、一番今回で迷惑したんはだれかというたら、やっぱりサンライズなりサイクリングで勤務しておった人よ。私は雇用さえしっかりと、南あわじ市民がしっかりとした、安定した雇用のことをやってもうたらほんでええねん。それが一番不安がとんのよ。

指定管理がだれになるのかと。我々の給料はいただけるのかというような、私にもそのような相談があって、今までのやつは8割くれるとかそういうような説明があったとかいうような話があんねんけど、これ見とったら人的効果を削減とか、市内の職員を採用しますとかいうこと、9ページ、10ページに書いてくれとるわな。現従業員は基本的に継続雇用を考えておりますとか、南あわじ市の方を優先してまいりますとか、市内での職員の採用を十分やりますというて書いてあんねん。この辺の、指定管理を29年までというたら、私はちょっとようわからんのやけど、この辺、契約期間というのは適正な期間なんでしょうか。それだけまず最初に。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 指定管理につきましては、おおむねどの施設も3年から5年の範囲ということで、一部10年というような指定管理施設もございますが、おおむね3年から5年が適切な期間だというふうに思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今回、この指定管理、29年の3月までというのはこれは適正な期間というような、なんでこの期間に選定したのかその理由をお尋ねします。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 3年、5年というような選択肢もあったかと思います。その中で、長いほうの5年を選択させていただいたということは、当然、職員の皆さん方

の不安解消、1日でも長いほうが不安解消。それから、どちらも観光施設でございますので、長期的な視野に立った運営をやっていただきたいということで3年よりか5年のほうが適当であるというふうに考えております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それはそれでよく理解できました。

サンライズには24人の従業員と、サイクリングターミナルには4人から、パート含めてかなりおったと思うんよ。その方々が一方的に首きられて、今回のプロポーザルの書類に目を通しとったら、今いった節によ、市内の人を最優先して採用したと、その辺のしっかりとした検証ちゅうのはいつやんのよ。6年間というか29年まで契約しとるわな。

私は、地元の人の子の大きな雇用であるサンライズとかサイクリングというのは、どんどん指定管理をやってもろうて、健全な経営をやっていただくというのは市民として願うとるわけや。ただし、松下幸之助ではないけど、あれはほんまにじぶんの家族のような雇用というか終身雇用でもしてもらえんぐらいのこういうことを書いてあんのやけど、その辺の検証はだれがいつすんのよ。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 選定委員会の席上でも、委員の皆さん方から、今谷口委員が指摘していただいた質問が一番多かったように思います。本当に、継続で今の従業員を雇用していただけるんかというような質問が多かったかと思いますので、委員の皆さんもその辺に関心を寄せておったと。いずれの企業のほうからもそういうことで継続的にやらしていただくと。

ただし、サンライズあるいはサイクリングの運営管理に熱心な方、そういう前向きな方を再雇用して継続していきたいというようなことを言っておりますので、あとは指定管理者のほうでそういう姿勢でおりますので、あと従業員の方が前向きな形で面接なりやっていただければ再雇用は十分可能であると。

それから、検証はということなんですが、検証につきましては、指定管理施設、1年に一度だけですがモニタリング調査ということで、現地に担当の職員が出向いていろいろ聞き取り、ヒヤリングを行ってさまざまな項目をチェックしております。モニタリングの調査結果も提出をさせていただきますので、そこら辺で検証はできるのかなというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、1年に1回、モニタリングかいうんかどうか知らんのやけど。

ここにプロポーザルでええことばかり書いて、スタッフは正社員とパートタイマーいうて安定、基本的な継続雇用とか市の緑町とか南あわじ市の人を最優先して雇用するというようなことを明記してありますわね。9ページ、10ページに。この辺はしっかり担保したってやってほしいと。その辺、聞きとりというか従業員を市内で採用してもらおうとるか。以前勤務しておった人が再雇用してくれとるか。それも正社員として、しっかりとした。

きょうは仕事ないさかい、帰れとか。人的な経費を削減するような今の経営者というのは、どうも人をコスト扱いするような傾向化にあるような社会情勢下になっとんのやけど、私はやはり経営の神様やないけんど、安定して雇用してくれることによって子育てもでき、家族も持てるような地域になってほしいと。まして、サンライズであったりサイクリングであったり、一応、公の施設やね。その辺に勤務してくれる方がしっかりとした雇用、これだけは重要よ。検証していただいて。指定管理を受けていただいた「かいげつ」のほうにも。これだけは年に1回と言わず、勤務される方々のしっかりとした身分保障ができとるかどう、この辺を検証をしてほしいというような思いがあんのです。

それと、今までの従業員の方が給料を全額もろってないという声が、従業員の方から私、聞いとんのやけんど、その辺はどないなっとんで。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 谷口委員の指摘の分は、倒産した1カ月分の給料をもらってないという話でしょうか。

それについては、破産手続の中で国のほうに申請をすれば、その給料の8割、年代とかいろいろによって違うんですけども、8割までは国のほうで補償する制度があるんですけど、まだその手続は先ほど言われてました破産手続のほうがスタートしてませんので、まだその手続はしてないということを聞いております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市が先行して、あなた方がサンマックスに経営を任すと、プロポーザルでええことばかりいうてって、信用してやった結果よ。泣いとんのはだれかいうたらそこで勤務しておる従業員の方々が泣きよんのよ。それをまだ手続中というのは、それは何へえよ。給料手続中ちゅうか、それは法制度にのっとってそないなるのか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この申請は、個人が国のほうに申請を上げる手続になってきます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この辺があなた方の責任ちゅうか、何も感じとれへんのか。一方的にサンライズやサイクリングいうたらあしたから来なくていいとぽんと首きられとんのやぞ。あんた方、そういうのをわかっとるか。あんた方は毎日こないして審議しとったら、それなりの給料いただいとるけんど。ほんまに5万円、10万円という金をいただいてないような方々もおるいうのだけ知っとってもろうて、今からそういうようなことがないように「かいげつ」やったらしっかりとした、金もあるさかい。

ほやけんど、人を、首をばんばんきったりするようなことのないようにだけは、しっかりとした監視というかその辺はやってほしいと思うんよ。その辺の監視というか指定管理して、かいげつさんに指定管理したと。従業員の身分保障的なものは年に1回モニタリングちゅうのは、その辺具体的にそこらの雇用の身分保障をしっかりとチェックできる機能ちゅうのは、どういう機能があるのか教えてください。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） モニタリングということで、2点ございます。

1つは指定管理者への立ち入り検査、これは担当職員が施設に入っていって指定管理に関する業務の検査または出納業務、これらの監査を行うことができる。

それから毎年度終了後、指定管理者のほうは、市に対して管理する公の施設の管理の業務に関して業務報告書を必ず提出しなければならないというようなことで、市のほうから出向いていく。あるいは、指定管理者のほうから毎年度、事業報告書を出させるという2つの検証方法があるかと思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この業務報告書というか事業報告書の中に、例えばサンライズで勤務する従業員を最初のオープンのときには24人か25人かですのか知らんけど、例えば個人名をずっと列挙さしといて、1年してその名前が変更しておったら南あわじ市の人を採用するというて書いてあるけんど、洲本市の人とか淡路市の人がおった、そういうチェ

ックはできるわけですか。従業員というか25人の各従業員の名簿にずっと名前を書い
て、次の年で従業員がかわっておった、3人も5人もはや辞めたんでというようなチェッ
クができるわな。そういうことまでもやっていただけんのけ。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 現在のサイクリング、サンライズに勤めてる方についま
しては継続雇用、これは指定管理のほうの「かいげつ」さんも提案のときにおっしゃっ
ておりましたので、必ずやっていただけるものというふうに思います。

ただ、「かいげつ」さんの条件面、あるいは仕事に対して前向きか後ろ向きかというよ
うな判断基準は、指定管理者のほうにお任せするしか手がないのかなという気はし
ますので、「かいげつ」さんの面接でかいげつさんが必要というような従業員については、
当然再雇用という形になるものと思われま。

それ以降の雇用につきましても、現場で頑張ってやっておる職員については何年も続け
て雇用ということは考えられますが、そういう方でない場合については「かいげつ」さん
の判断というふうにならざるを得ないかなというふうに思います。

○谷口博文委員 委員長、これで終わりますけど、室長、9ページの男女、年齢に関し
て差別することなく、南あわじ市の方を優先して採用してまいりますと書いてあるさかい、
書いてあんな。書いてあるということは、あなた方、これ読んでいただいとると思うんよ。

ほやから、とにかく私は公共の施設やし、サンライズにしたってサイクリングにしたっ
て休館することなく直営でもやれいうて言いよったねんか。ほやけんど、あなた方がこ
の方がええと専決でもやらしてくれとした結果、2カ月でやめまうとかいうような感じに
なって、一番困っとるのは従業員なんよ。ほやから、私はこういう施設は、要は地域の
活性化のためには必ず開館してやっていただきたいと。

ただ、今言うたその辺の安定雇用をしっかりと監視していただきたいということだけ。こ
こに書いてあんのやから、これに違反した場合は、すぐに指定管理をぶちぎるぐらいの覚
悟を持ってやっていただきたいと思うけんど、室長、いかがですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 当然、選定委員会のプロポーザル提案のときにもそのよ
うな申し出もありましたので、実行していただけるものというふうに思います。

ただ1点、あくまで社員になるということはその指定管理の社員になるということなん
で、その辺の口出しが行政がどこまで言えるのかという部分の不安はありますが、継続し

て検証はしていきたいなというふうに思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 委員長、もうやめとこかと思うたんやけど、室長、要は非正規とか安定雇用、正社員として雇用を市のほうは言うてほしいねん。こんだけなんよ、私の願いは。ほんまに臨時とか不安定な身分保障でなしに、正規の職員として市内の人を雇うたってほしいと、ほれだけです、私のお願いは。その辺だけよ。

ほれだけ伝えとくというか、これを伝えるだけでなしに実施してもらわなんたら、指定管理ぶちぎるぐらいの覚悟で指導してください。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今、委員がおっしゃったようなことはこちらのほうから強く要望はしたいと思います。

ただ、正規職員と臨時職員ということで、ああいう観光施設でございますので臨時パートのほうがいいよというような職員の方もいらっしゃるんで、その辺は会社と職員の面接の結果次第ということで、市のほうからは要望はしたいと思います。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長、先ほど谷口委員から質問のあった給与未払いの問題、本人から提出がないので言わないということやけど、谷口委員はそれは市にも責任の一端がある。積極的に手助けをしてやれということを言うとんやけど、それに対して。
産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） ちょっと言葉が足らなかったと思うんですけども、手続上、会社が倒産しましたとなったときには、本人から国のほうに申請を上げるんですけども、それについてはまた市も書類上、協力はしたいと思っております。

○砂田杲洋委員長 よろしいか。
阿部委員。

○阿部計一委員 私、時間ないんで、せっかく来とるので1つだけ。全体的なセーフティネットについて質問したいと思います。

前の意見については、執行部のほうがこの人やったら大丈夫だろうというような、要は外見、一面識の中で判断をした結果、ああいう状況になったと。

今回も確かに「かいげつ」さんですか、保証人の方、世間体は事業展開もやってるし、ほらもう絶対大丈夫だろうという、一見、そういうプロポーザルのメンバーの方もそういう認識でやってると私は思うんです。確かに、内容的にはええという非常に評判よろしいですわね。

でも、会社というのは評判やいうのは、手広くやってればやってるほど、やはり財務調査ちゅうのは中ががらがらであったり、そういう件が往々にあるんです。それは私らも経験ありますんで、そういう面で先ほど谷口委員も言ってましたが、これは指定管理すると人事権とかそういうことは管理者がやっていく。これは当然のこと。ですから、我々はこの場でしか言うことがないと。

それで、例えば今回、慎重な財務調査とかいろいろやってると思うんですが、例えば、外部のコンサルとかいったそういう財務調査はやられたんですか。資産とかそういう財務のコンサルを入れてやっておられたのか、その辺。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今回、応募してきた3社に対してはそういう外部のコンサル等で調査はしておりません。調査はいたしておりません。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、吉備大学誘致に関しても非常に厳しい財務調査、資産の公表とか我々にもいただきました。当然、今回は前の失敗を踏まえて、我々も阿万地区でも相当な批判、おまえら何しよんのなど。前の件も、私らも責任の一端があんねんや、議決した以上は。

それで、我々にそういう議決した責任の一端もある。もちろんプロポーザルを審査した皆さん方にも重大な責任があんねんな。まして今回、想定外というのは今はやりの言葉になっとるのやから、何ぼ一見、立派で事業をやったところで、本当の内容やいうんはわかれへんねん。そやから吉備大学なんかは我々に詳細にわたって財務調査を、財務の内容について提供してもらおうた。我々も現場に2回も行き、本当にこの大学であつたら大丈夫やなという認識は持っております。

そういうことで、今回もやっぱり外部のコンサルを入れて慎重の上にも慎重を期したそういう調査ちゅうのは必要やと思うけど、今、室長はやってないと言う。私は必要やと思うけど、室長はやってないということは、何かちょっと世間一般の評判に満足しとるというように思うんやけど、いかがですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 説明不足でありました。応募のときに、施設の提案はもちろんですが、その企業の財務諸表、資産内容、これらの必要書類もすべて添付をいただいております。今回、新たに選定委員さんに税理士の方にも入っていただいて、その資産内容等について詳しく御質問もさせていただきとりますので、外部のコンサルには出しておりませんが、選定委員のほうでは把握はできておるといふふうに思います。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 しつこいようですが、私は法的な何はわかりませんが、確か私の経験ではそういう外部のコンサルを入れて、そういう財務調査ができると思うんです。ですから、私は今回、ほんまに変なことになると議会も総辞職ぐらいの責任があると思う、はっきり言って。

それだけに我々はほんまにこの件については採決するまでに慎重の上にも慎重を期して、何ぼ手広うにやっとうろが、すごい金持っとるやいうのはこんなもん財務調査せなわかれへんのやから、はっきり言って。そういうことは、世間にも往々あるので、室長、こういうことはそういうふうにやっておけば、そりゃあもう私は完璧やと思うんです。そういうことをやる気持ちはないですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） この指定管理につきましては、公募をする前に検討委員会というのを立ち上げて、内部で公募にするんか随契にするんかというようなことも踏まえまして検討しております。その席で、こういう施設の指定管理については企業の財務調査を実行するかどうかというのは、一度検討していきたいと思います。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 大分しゃべったけども、これは副市長にもお願いをしときます。

今回のことが、想定外のことが起きますと、これはまずトップが一番の責任あるけども、議会も切腹問題やと思うんです、はっきり言って。そういう意味で、やっぱり慎重の上に慎重を期して財務の調査、十分、十何人で調査やったか知らんけど、外部のコンサルが入ってないということは私はまだちょっと不満なことはありますけども、自信を持ってやれると言われるんであればそれ以上言うことはないんですが。

そういう覚悟で、慎重を期してやってほしいとお願いしときます。

○砂田杲洋委員長 ほかに質問。

中村委員。

○中村三千雄委員 一応、大体、委員の要望というか指摘は、私も最もやと思いますし、特に今、手元にある各項目の審査内容の配点ということの書類を見ますと、一応、A、B、かいげつとあるんですけども、先ほど言うた財務諸帳簿等による経営分析というようなことで70点でかいげつ59点というようなことになるんですが、これは14名の方々がその書類を見て配点の分について足した中の平均したもんですか。この採点方法、どんな形で採点やられたんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） プロポーザル25分、それから質疑が20分、その後にこの採点表を委員がここにつけたと。これがこの項目の14人の合計点というふうに解釈いただければいいと思います。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 その時点で、一応諸帳簿等による経営分析というその書類等々は、14人の委員さん、全部見ておるわけですね。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 提案と同時期に諸帳簿も添付していただいて、委員には事前に配付をしております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 そういうようなことで、税理士さんも入れて専門家の人を入れたということですけども、ほとんどが幹部職員、11名が職員の部長さんだと思うんですけども、やはりそういうふうな各項目をやっておって、「かいげつ」が2,800点満点の2,259点というようなことで、結果として「かいげつ」に決めた経過でございますけれども、私は経過というよりも、やはりこの後の追跡、それぞれの分野の追跡をしていくべきだと。

先ほど、谷口委員から今後どのような形で監督し、指導していくかというようなことですけども。

やはり、私は執行部、部長はじめ勉強してもらいたいと思いますのは、やはり結果として我々は何ほも言ったところで、事前に防ぐような体制がなかったらいかんというようなことのでございますので、私は今から指定管理はこれだけでないと思うんです。かなり指定管理があると思いますので、そのたびにサンマックスの関係を封じた後、どんな指定管理でどのようなことを想定されるかもわかりません。だから再度、ここでこれと同時に今指定管理しておる各施設について、やはりきちっと現況どうなってるのかということを常に見て、我々委員会においてもそういうふうなことで資料等々を提出していただきたいということになれば、そういう資料はきちっと提出してもらいたいと思いますし、今それぞれの皆さん方が言っておるのと同じだと思います。

やはり、あくまでも最終的な市の責任になるということになりますので、再度、二重になると思うんやけど聞きますけれども、これらを踏まえて執行部がほんまに2つの指定管理について職員のそういうような体制を含めてどのような形で今後どのように検証し、監督していきたいと思っておるんですか。お答え願いたいと思うんですけど。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） この2施設だけじゃなしに、全体の立場でものを言わしていただきます。

先ほどもモニタリングのチェックというようなことがこの制度でうたわれております。全体として今回のこういう事態を踏まえて、もう少しモニタリングのチェックの強化、それをやって各課担当にやっていただきたいなど。

モニタリングの中身につきましては、サービスの向上だとか、組織、人員配置等が適正であるか、安全管理への取り組み、施設設備の維持管理、実施事業に関する事業、個人情報の情報公開に関する事項、収支決算書等いろんな項目があるんですが、ある意味、一担当が出向いて行ってチェックをしておったような形で済ませておったと。できれば担当課長なり、担当部長と一緒に出向いてそこでいろいろな指摘、指示をできるようなそういうモニタリングを今後やっていければなというように思います。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 やはり、怠るというか常日ごろの監督がなされてなかったから、結果としてこうなってきたんだと思います。そやから、もう指定したからほんでいくんだというんでなしに、担当職員、担当部局もやはりそれについては専門でやっておりますんで、

勉強なりを踏まえましてそこら突っ込んだ形で、指定管理者に監督、内容等々を十分精査するような職員の養成等々も踏まえてやっていかなければいけないんじゃないかと思うんで、そこらについてはどう思いますか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） モニタリングの強化、これがすべてだと思うんですが、今現在、南あわじ市内には指定管理の施設が108あります。その中で、特にこのモニタリングの強化を目指しておるのが、市役所のほうから指定管理料をお支払いしておる施設、あるいはサンライズ、サイクリングのように施設から施設使用料をいただいている施設、これらのモニタリングの強化を目指していきたいというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 要は、結果として出てくるのが結果であって、こういうような結果のないように、このたびのことを踏まえて、肝に銘じて二度と繰り返さないような、これだけでなしに全体を把握した中で真剣にやっていただきたいと思うっております。

○砂田杲洋委員長 ほかに質疑はございませんか。
出田委員。

○出田裕重委員 本会議場でも説明がありましたけども、今回から保証金の項目をつけ加えたということですが、今回からですか。

今、中村委員から全体的な話ありましたけど、室長から指定管理料をいただいとる施設が何施設あって、保証金の考え方、今回からが初めてやと思うんですけども、今後どうされるんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 指定管理料をいただいとる施設、後ほどこちょっとチェックして数字をお知らせします。

保証金につきましては、今現在、協定書をまいておる施設、更新の時期が来たときには新しく保証料の項目を追加して更新をしていきたいなというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ここで読んでたら、施設使用料の4分の1以上ということですけども、この2つの施設、今回どういう契約をされる予定ですか。

○砂田杲洋委員長 だれが答弁するんですか。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 保証金につきましては、四半期に分けてそのうちの一期分という形を、年間の計画書が上がってますのでまずは24年度の計画書の金額の4分の1を預からしていただくという考え方でおります。もしそれが23年度の場合、4つに割るわけにはいきませんので、24年度分としての計算で出していただくと思っております。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） その考え方は、前回は反省いたしまして一括でなしに四半期ごとに3月ごとに使用料をいただくという形になりますので、その分に匹敵する分を先に預からしていただくという形の考え方でございます。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 この保証金のことについては、ほかの施設が気になりますので、後で報告をいただきたいんですけども。

かなりいろいろ質問ありましたけども、いろいろと手広くされてる会社であるということとは皆さん御存じだと思います。この経営内容、今後の目標を見てるとかなり売り上げが1.3倍から1.4倍に近いぐらいの計画書を出されてますけども、この採点表を見てると今後の売り上げのふやし方ですか、飛びぬけて審査も評価が高いですけども、具体的にどういうふうな、施設利用者の増加への具体的な取り組み、ここも点数が非常に高くなってますけども、どんな具体的な提案をされているのか教えてください。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンライズにつきましては、23ページのところに施設利用者の増加への具体的な取り組みというプレゼンの資料がございます。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 詳しく読んでなかったんですが、本会議場でもこの2つの施設の連携についての質疑もありましたけども、それぞれ別で募集したんやというような答弁でした。

僕の個人的な目線から見て、サンライズはまあまあ募集があるかなと思ってましたけども、サイクリングは募集者がなかったらどないするんかなというような勝手に心配をしてたわけですけども、この2つの施設の連携しながらということで、こないだのサンマックスさんもいろいろされてましたけども、結局難しかったと。

そもそも、サイクリングターミナルそのものの自体が非常に老朽化してて、これはうわさ話ですけども、サイクリングターミナルを改修したいがために新しい指定管理者さん、選定された方じゃない方のほうから聞こえてきたんですけども、あんなとこ、大規模改修せんとどないもならんわというような声も出てきて、そういう理由で指定管理者になって工事もしたいなというような、それはただのうわさ話ですけども、それぐらいサイクリングターミナルというたらこれからも厳しい。地理的にも厳しい場所にありますし、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけども、その辺は執行部としてはどういうふうに思ってるんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 前回の失敗といいますか、例えば地元、特に飲食関係で地元離れがあったとかそういう形の中で、そういうことをわかっている限りできるだけ伝え、どこの事業者がとろうがそういう形の中でそういうことのないようにお願いしていこうと。施設自身の、先ほどおっしゃられました建物の損傷、経年劣化の分も含めてなんですが、これにつきましても修理の必要な部分はまた協議をしながら修理をしていく必要が当然あるとは考えております。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 サイクリングターミナル、皆さんたまに行かれると思うんですけども、毎回この指定管理で、大体改修については50万円を超える修繕は市が負担すると。どこの施設もこういううたい文句が入ってるんですけども。なかなか業者さんもやってくれない。50万円以下でも。50万円以上になると、これもなかなか難しいでしょうというような話になりながら、なかなか修繕が進まない。

サイクリングターミナルにしてはかなり古いなという声もよく聞きますし、実際、これから大分お金をかけていかんとこれも5年以上の契約ですし、そういう話が随時出てくる

と思うんですけども、現状、そういう話が出てるとしますし、これから5年間、どういうふうに市が管理していくのか、その辺を聞かしてください。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、今までも破損箇所なり、老朽化してまだ使ってるんですが、近い将来には改修なり入れかえが必要な機械とかそういうようなのがいろいろあります。また順位づけをしながら対応していきたいとは考えております。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 そんな財源あるんですか。大分かかると思いますけど、サイクリングはこれから。計画もあるんですか、ないでしょう。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 根本的にもうだめやというぐらいのお金であれば、施設の存続の検討も必要になるかと思いますが、あくまで今おっしゃられとる修繕という形で対応ということで、私どものほう答弁させていただきました。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 これぐらいでやめますけども、よくぞとっていただいたなというほうの声が多いと思うんです、サイクリングターミナルは。

私はこの指定管理する前から、もうちょっと違う施設にかえたほうがええんちゃうかなというような声もありましたし、私自身もそういうふうに考えたこともありますし。宴会場だけ、宿泊だけでやっていけらんぐらいの状況になってるという見方もできると思ったんですけども、やっていけないというそんな話は途中、出なかったんですか。これから5年間、また宿泊施設でやっていくと。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 確かにサイクリングターミナルについては劣化してる部分がたくさんあると思います。その中で、今後の修繕については相方、市と指定管理者と協議して、修繕程度で協議していくという話になっております。

それともう1つ、提案の中では「かいげつ」さんの持ってる3施設をサイクリングのほうに、スポーツの関連として位置づけを一つはしたいなという提案もございました。それで、委員さんの指摘のとおり難しいという話はその場では出ておりませんでした。

○砂田杲洋委員長 市長公室長、どうぞ。

○市長公室長（中田眞一郎） 済みません。先ほど質問があった指定管理料を市から出しておる施設、今ざっと見ますと9施設、逆に指定管理者のほうから施設使用料をいただいております施設が6施設ということです。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 その6だけ、報告してください。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） リフレッシュ交流ハウスゆーぷる。失礼しました。5施設ということで、訂正させていただきます。サンライズ淡路、今までということで、それから灘黒岩水仙郷、それから大鳴門橋記念館、それからサイクリングターミナル、伊毘うずしお村、メガフロート浮体式多目的公園の5施設です。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連で聞かしてもらうけど、指定管理の基本協定書のほうの39ページですか、施設の維持管理費、先ほど1件につき50万円以上のもんは市がやるというような指定管理の契約になってますわな。私はこれがどうも、サンライズのほうを見よったら予算の年間175万円は修繕費用として、これは27ページやけど、年間175万円修繕費用として収支計画に計上し、計画的に修繕を行いますというて書いてあんねん、このサンライズは。

この契約のほうは50万円。私は、この50万円ちゅうのは非常に他の施設、これが足かせいうか反対に壊れとったって、例えば具体的に名前出したらいかんけど、おふろの施設で壊れとったって、これ50万円までだったらじぶんところがせんなんいうことで修理せえへんねん。利用者からほんまにそういういろんな多くの不満の声を聞くわけよ。ほしたら、この50万円ちゅうやつが足かせになって、反対に50万円までやさかい、修理せんともっとめげてから修理しようというような感覚を持っとんではないかというような思

いがあるのよ。この50万円というのは排除してよ、同じような指定管理の施設だったら、サンライズは175万円までやったら、27ページ読んでもろうたらわかんた、175万円までやったらじぶんどこで修理しますいうて書いてあんな。この辺、指定管理の施設によってでこぼこがあったらいかんと思うんやけど。

これが今後、どういうふうに改善する、もしくは現状のままいかれるのか、その辺の今後の修繕に対するお考えをお尋ねいたします。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、委員さんおっしゃられとる27ページですよ。27ページにも定期チェックのところにありますが、その一番下に50万円を超える大規模修繕については、南あわじ市の予算内で改修修繕を依頼するということを表示してます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いやいや、その下に予算の割り当てで175万円修繕費として書いてあんな。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 年間の175万円。これは、僕らが解釈しとったんは50万円以下のやつが何カ所かあって、トータルすれば175万円になるという感覚でおりました。1カ所で175万円という感覚ではありません。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、違うよ。そやから軽微な修理は50万円までいかんわね。175万円まではサンライズで順次直していただいて、50万円を超えるやつは市がいうやつがあんな。ほかの施設は同等の、今後、具体的に名前出したら問題あるさかい、ふろ場やったら、これめげとつても50万円になれへんさかい、こわれたままずっとやりよるわけや。50万円超えてきたら市が出してくれるさかいうて、ほんなようなことを実際にしよるわけよ。あんた方、知って目をつむっとんのかどうか知らんけど。しっかりとチェックしとってくれたら、われもこんなこと言えへんねんで。あんたら、目つむって勝手に50万円超えたところだけ修理に出したって、先に3万円5万円で直るやつを自社でやらさんと。知つとつて見て見らんふりしとんのちゃうかいなと思うんよ。

そやから、この50万円いうやつを今後、見直しするお考えはありませんかということだけ聞きよるわけよ。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 協定書では、おおむねの施設で修繕については50万円以下と以上というふうに分けております。当然、数社から応募してきた施設についてはそれを納得していただいて、指定管理者に応募していただいとるということでございます。

今、委員の指摘ありました50万円以下の修繕について、50万円たまるまで待ちよんの違うかというような指摘がございます。これはまさにモニタリングの欠如ということで、担当者が施設に出向いて、ここは住民から苦情があったからすぐに直しなさいというような指摘ができるのがこのモニタリングではないかというふうに思いますので、あくまで金額は別にしまして、各施設、何十万元以上は市で、以下は施設でという1つの基本ラインはこれからもつくっていききたいなと。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、27ページ見てよ。サンライズは、予算の割り振りの中で175万円まではじぶんどこで、50万円以上超える超えらんは別として、年間の維持管理を、修繕費を持ちますいうて書いてあんねん。これと同じような扱いをしてもろうたら。

例えば、200万円やったら200万円まではその指定管理のところで直せと、200万円を超えてくるやつは市が補てんしたるというんならわかるで。50万円以下とあえてしてあるもんやさかいに、安いような修繕であつたってやってない現状にあるというこの認識はあるのかないのか。見て見らんふりしよんのか、認識はあるのかないのか。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 指定管理をするときに、その指定料を決めるときに、うちはいただく部分、いただく部分のときには収益が大体これだけあって、支出はこれだけあるだろうと。その中にも、以前に市が直営でやっておったときの修繕費、50万円を超えるか超えない部分についても、その部分は織り込み済みで、これぐらいは修繕費がいるというだろうということは計算をした上で、指定管理料をいただく部分から差し引きしていただいとるのです。ですから、そういうやつは当然、業者持ちということにはなってるんです。

この中にはどれまでということは書いてませんが、我々想定してるのは以前、市が直営

でやっておったときにいった通常の修繕費ですよ。通常の修繕費、それについてはその収支の中に織り込み済みということにしておりますので、先ほど室長が言いましたように、50万円以下で直してないというようなところがあれば、これは我々もチェックしてここは直しなさいよと。それについては、ちゃんとうちが収支のバランスをとるときに修繕費はこれまで入れてありますよということとは言えると思いますんで、先ほど言うたようにそういう御指摘があったら、我々のところに言っていただきましたら、そういうものを業者に伝えて、すぐに直さすと。それはお金は既にその部分には入ってるということを御理解いただければと思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 副市長、50万円というようなことをするもんやさかい、業者も換気扇めげとんのやいうたって、結局、指定管理のところは直せへんのよ、ほんまやで。何やったら、指定管理のところやったら、サイクリングもそうやで。換気扇めげとんなら、はよ直さんかいちゅうて言うたってよ、直してくれへんねん。経営が逼迫しとったさかい、そういう修繕費がなかったんだろうけど。

今回のサンライズのように、175万円までは修繕はじぶんとこでやりますいうて書いてあんねん。ほやから、そういうふうに指定管理の施設をある程度でこぼこなくしてやっていくほうが、施設の利用者が故障しとるようなところに行って、公共の施設がこんなじゃうが悪いよ。だから、ほこらだけしっかりと、利用者が利便性を深めるようなことだけしっかりとチェックしたってくれ。そうしてもらえるんだったら、職員がずっと見に行って施設の点検、エアコンであったり空調であったり、換気扇でもめげとるかどうかわかんない職員が行ってチェックするぐらいで、そういうような是正勧告いうんか、それをできるようなシステムをこしらえなんたら利用者の声を聞いて、また私たちがどうじゃこうじゃ言うて、利用者からこんな声が出よんのや。そこらしっかりと。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 御指摘はしっかりと受けとめて、施設の管理を一回徹底してみたいと思います。

ただ、これだけは御承知をいただきたいんですが、なんで50万円にしてるかという話。これは余りにも高額なもので、施設と一体になったようなものを今の指定管理者に修繕をさせると、今度出ていくときにそれはうちのもんやからいうて持っていくということで、建物に附随するようなものまで持っていかれたら困るんで、50万円というものを決めてありますけど、それは本来、業者がやるべきか市の本体にかかわるべきものかということ

も一つはしんしゃくして、それだったら50万円、これは市が持たないかんもん、それから運営側が持たないかんもん、50万円以上になったってそうなると思うんです。

そこらあたりは我々としてもチェックをしながら、協議をしながらやってるんで、50万円というところのある程度の設定はそういうところもあるんです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりますよ。消防の非常用の発電機やあんなんでも壊れたら300万円じゃなんやいうて、ほんなんはしたったらええねん。そやけど、50万円でせえ言うたかて軽微によ、ほんまに利用者が不便を考えるような故障でも放置しとるような施設が市内の指定管理の施設に多いですよと、そういうことだけあなた方は知ってますかということやから、チェックしてください。それで終わります。

○砂田杲洋委員長 暫時休憩いたします。
再開は13時とします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○砂田杲洋委員長 再開します。
市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 先ほどの答弁の中で、市のほうが指定管理者のほうから施設使用料をいただいております施設は何ほあるかという質問でございますが、私5カ所と申し上げたようでございますが、6カ所の誤りでございます。施設名は6カ所でおうておったんですが、数え間違いということで6カ所ということで。

○砂田杲洋委員長 わかりました。
出田委員。

○出田裕重委員 そのことについてですけど、今回、サンライズが13%、1億円を超えた分は超えた分のもうプラス5%ですか。サイクリングターミナルは15%。いろいろ市に収入が入ってきて、その収入のとらえ方ですけども、そういう収入を持って施設の修繕料に当てていくという考え方で計画をされてるのかなというような勝手な予測をしてる

んですけども、毎年2,000万円とか1,500万円とか市に対しての収入があつて、水仙郷やったら500万円ですか、そんな金額が出てますよね。そういう収入をもって施設の修繕に当てているんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、修繕なり必要経費という形の中で計算をされていくと思います。今、おっしゃられました水仙郷は800万円ですよね。うちがもらう分が800万円という形の中で受け取ります。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ということで、各施設施設、うずの丘や大鳴門橋記念館やったら3.3%ですか、この数字も皆違いますよね。今回も15%と13%でいろいろと意見があったかと思うんですけども。今回の議案のことについてのみで言えば、この15%と13%、この算定の根拠とかは以前の産建委員会でも聞かれてると思いますけど、改めて教えてください。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンライズの施設には、別に経費のかかる施設もありますので、その部分の同等額として2%の違いがございます。電気代とかそういう形になります、水道代とか。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 いろいろと前回のサンマックスさんの経営を見てても、先ほども言いましたけども、見る人が見たらこの13%というのが高い安い、いろいろと評価が分かれると思うんですけども、市としては適正金額やということでやってると思うんですが。何か積み上げて、こうやって13、今2%は2%でわかりましたけども、残りの13%、どういうふうに計算してるんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） もともとサイクリングターミナルの食堂部分の分に委託

料として15%という数字に根拠がありました。それを右へならへというような形なんです、先ほど言いましたようにサンライズの場合は別にお金のかかるところがございましたので、その相当分を引いてということで、2%下げた。それで13%というような形になっております。

○砂田杲洋委員長 ほかに質問、よろしいですか。
長船委員。

○長船吉博委員 先般、ホームページでこのサンライズの物品販売所の公募が11月の24日に掲示されて、閉め切りが29日やったかな。そういうふうなことで必要等々書類を添えて応募しなさいというふうなことで、その中で、今そこで店を運営している方、ほとんどみんな家内工業的なところであって、そういう「かいげつ」さんみたいにすばらしい提案書、すばらしいものをつくれといっても素人にはつくれへん。5日間ぐらいではつくれへんというふうなことを少し部長に言いましたね。この件はどういうふうになってます。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） その内容については箇条書きのような形で受け取っております。そういうのでも結構ということで話をしております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 箇条書きでもええといっても、結局はプロポーザル等において採点みたいなことをするんじゃないですかね。ということは、ここにサンライズの採点表みたいなものがあるけども、圧倒して「かいげつ」さんの選定項目の内容、僕ら見たらすばらしいなど感銘するんやけども、それらを含めて判断されるんであって、やはり今現実にやってみる方にはそこまでの経営能力というか、そういう会社経営的な部分が非常に経験不足だというふうにとらえておるんです。

これはちょっとうわさなんでね、僕の耳にちょっと入ってきよるんやけども、これはうわさなんですけども、緑の商工会支部がその販売所を受けて、それで運営していくというふうなことも入ってきよるんやけども。商工会であれば特にこういう事務事業というのはかなりの能力があるんです。だから、そんな点を加味すればおのずとそっちへいってしまうんじゃないかなという思いもあるんで、そこら本当に判断が難しいと思うんでね。

現実、今サンライズの販売所でやってる人は何ら問題なく、逆に経常利益を上げてやっ

ておったのが現実であって、そこらも採点等においてはある程度のプラスアルファなり考
えるべきなんちゃうかなというふうな考えもあるんやけども、その採点の仕方については
どういうふうに考えておるんですか。全く、サンライズ、サイクリングと同じような採点、
選定委員会で委託して選定していただくわけですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 審査員は私一人でなしにほかにたくさんいますので、た
だそれぞれの人の考え方もあるかと思いますが、僕の考え方ということはだめなんです
かね。全体の考え方、意向として。

意向としては、公平に最初の趣旨でありますように、地元のために公平にという形が基
本です。これはお願いしとるところです。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 サンライズやサイクリングと同じようなこういう採点方式でいくん
ですかどうなんですかというふうなこと。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 採点項目については11項目持つとるんですけども、
運営にあたっての基本的な考え方、許可期間による達成目標、特産物に関する考え方とい
うことで、これとはまた違った形で採点しようと考えております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 項目は11項目であっても、選考委員さんがここやったら14名、販
売所は何名なのか、またこの採点方法であれば14名で一人5点持ちで、満点が5点で採
点していったら、90点とか115点とかいう数字が出てきとんのかなと思うんやけども。
満点ではないか、満点5点じゃないな。項目によって違うんやな。どういうふうな、全く
同じような方策を取るんかどうか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 先生のおっしゃってるこのサンライズ淡路の指定管理

の点数については、一人200点ということで14名で合計2,800点で計算しております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 要は、物品販売所の選考委員さんの今みたいに一人200点持って、その点数で選考するのかどうかというふうな採用の方法よ。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 直売所につきましては、募集のときにもし複数があれば審査により選定しますというふうに述べております。それで、現在のところ複数のものから申請が上がっておりまして、その採点方法についてはサンライズ、サイクリング等と全然違った見方で考えております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今もちょっと言わしてもろうたんですけども、なるべく公平、公正にするのが当たり前であって、今現在やっている方、この方が非常に部長もよく御存じのとおり、じぶんが売り上げた分のかなりの金をもらっていないという現実の中、非常に苦しい中で、またここでチャレンジしていくという姿勢を持っておる。それも今までやってきた中で利益を上げてきたという自信というか、やってきた中での申し込みだと僕も思っておるんです。そんな中で、できるのならば、そういうところも1つとして採点の部分に入れてほしいなという思いがあるんです。

それもそうなんですけども、実際、彼らの不渡りの部分は絶対戻ってけえへんはずなんです。会社は倒産、個人は自己破産、そんなんして会社に資産は何もないいうたら、債権委員会やったって開いても一緒のことよ。なんちゃ、再建する必要もないし、できることもないし、そんな苦しい状況も踏まえた中でやっていただきたいなというふうなことをお願いして、まずは終わっときます。

○砂田杲洋委員長 ほかに質問ありませんか。
 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時13分）

(再開 午後 1時16分)

○砂田杲洋委員長 再開します。

長船委員。

○長船吉博委員 特定の方をどうこう言うんじゃないしに、今までやってきた実績等も踏まえた中で、いろいろ物事を考えていってほしいなというふうなことでございます。

○砂田杲洋委員長 ほかにありませんか。

印部委員。

○印部久信委員 聞きたいことがいろいろあるんですが、先に先ほどの出田委員が質問したんですが、その使用料とかそういう指定管理料が上がってきた場合のお金をどういうふうにするかということでの答弁、ちょっと気になったんですけど、部長、もう一遍出田委員の答弁をもう少しわかりやすく言ってくれますか。

指定管理料が上がってきた分を修理費とか補修費に使うようにしとるんですかというたぐいの質問であったと思うんですけど、その答弁をちょっと。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ちょっと舌足らずで申しわけなかったんですが、基本的に入ってくるお金は、全部一たん市の会計に入ります。ただ、それに相当するような金額が修繕費だったりそういうものに置いてあると。それに相当するような金額の。

○印部久信委員 ほんなんちゃうぞ。

○副市長（川野四朗） いただく施設使用料については、雑入で入ってきますので一般会計の中に入れます。それで、施設の管理に必要な修繕費その他いろいろの経費については改めて予算化をして、その部分で支出するということでございます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんだったら、そんでええけど、部長の答弁、ちょっと違うとったからね。

それで続けて質問したいと思いますが、私はまだ付託というよりも入口のほうで聞いて

ないことがあるので、確認のためにちょっと聞いていきたいと思います。

まず、部長にお伺いしたいんですが、この２３年度までの指定管理料の１，５００万円ちゅうのは置いてありましたね。サンライズ、１，５００万円の指定管理料。確認の意味で話を進めていくために確認の意味で聞きたいんですが、この１，５００万円の指定管理料のお金の意味は、まず何ですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） うちのほうから支払ってる１，５００万円の話ですよ。

○印部久信委員 そうそうそう。

○産業振興部長（水田泰善） ふれあい公園の維持管理とかそういうものの維持管理料としてのお金です。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。それで結構です。

それで、この指定管理料、決算書を見ておりますと年２回に分けて支払っていると思うんです。２２年度は２回に分けて払って行って、２３年度は上半期一遍分７５０万円支払ってますね。この支払うとる時期は、２３年度は２回に払ってますので何月と何月。２２年度２回、２３年度、７５０万円払ってますわね。ちょっとその時期、教えてください。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 上半期、下半期に分けて２回、４月と１０月やったと思います。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 その４月はいつですかということ。

○産業振興部長（水田泰善） 日付まではちょっと。

○印部久信委員 支払っとんやさかい、わかるだろう。ちょっと大事なことから、聞

きよんねん。日付を。4月のあたま、1日、2日、3日。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。だれかちょっと。

○印部久信委員 そしたら、ちょっとそれ調べとってください。一つだけ前へ進めます
んで。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

部長、このたび10月のこないだの本会議において、10月にいわゆるサンライズ淡路
に250万円のお金を支払ったということを本会議で言うておりましたが、いつ払いまし
た。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 10月なんです、ちょっと確認させていただきます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、サンライズ淡路から指定管理を返上するということは何月
何日に言うてこられました。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 10月の3日です。

○印部久信委員 そんな、全然合えへんやん。10月の5日から指定管理してあるの
に10月の3日からだと、あわない。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンマックスのほうじゃなしに後の分ですね。

○印部久信委員 サンライズ淡路はいつ返上を言うてきましたかいうて言うてん。指定
管理を。合同会社サンライズ淡路や。すんません。

○産業振興部長（水田泰善） 合同会社サンライズ淡路、ここですね。10月の19日に希望日を11月30日として出してきております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 解除をね。これは口頭ですか、文書ですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 指定管理者指定取り消し申出書という形で、10月の19日の日に書類が来ております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 文書ね。わかりました。それで結構です。それで今いう指定管理料の払った日付が聞きたいんです。

○砂田杲洋委員長 それがわかるまでは。

○印部久信委員 そうやないとね、ちょっと休憩してもらえます。

○砂田杲洋委員長 わかりました。

○印部久信委員 もし委員長が何や言われるんやったら。

○砂田杲洋委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時22分）

（再開 午後 1時23分）

○砂田杲洋委員長 再開します。
谷口委員。

○谷口博文委員 これはほんまに基本的なことをお尋ねするんやけど、この指定管理の

基本協定書の中の40ページの施設使用料ということで、乙は室料収入、飲食収入、奉仕料収入の合計がというようなことを明記してありますわね。室長、この40ページのこの第10条よ。この辺のチェックというか、それに対する13%であるとかというようなことを使用料として算定する根拠のやつがこれでしょう。これのチェックちゅうのは一方的に相手方の申告を丸のみちゅうんか、うちの会計監査とかは関係ないんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） この第10条につきましては、本来ですと第10条の両がっこ1、基礎収入額引く1億円掛ける5%プラス1億プラス13%。これだけで十分ことが足りるんですが、今回の場合、年度途中での契約ということで、来年3月31日までの分を24年度で見ましょうということでこういう変則的な協定書になっております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 違うねん。自己申告なんか、何か市のほうがチェックかかんのかよ。要は、乙が、自己申告で室料が100万円で飲食が100万円でという自己申告なんか、その辺をしっかりとる、監査するような機能があるのかなのかというだけのごく基本的なことを聞きよんやさかい。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 自己申告ではなしに税務署へ出した申告書の写しであるとか、そこらをもとに指定管理者のほうからことしの売り上げはというようなことで裏づけはきっちり。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 全部、自己申告ですか。要は、売り上げが何ぼあるかいうのはあくまでも乙の指定管理を受けたほうの自己申告だけで使用料いうのをもらいよるの。ほんなざっとしとるのけ。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基本的には、先に自己申告で出していただきます。それ

でなかったら、3月の終わり、4月のはじめに金額を決定するときに決算書も何もまだ全体ができてませんので、税理士を通したような決算書が会社から出てきてないので、先にそういう形の中でいただいています。金額が幾らという形の中で。それで積み上げた形の中から今書いてある計算式で、計算させていただくと。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それは性善説で、相手方もしっかりとしたやつをしてくれとるいうことで相手方を全く信用しとるんだろけん、性善説でなしに私は監査とか何かでチェックかからんだら、売り上げだまして使用料を少なく料金設定されよったって、あなた方はそういう監視すらできてないということか。

ほやから、ほういうふうなサンマックスのような議会から指摘されるようなことが発生するんでないかなと。その辺の監視というかチェックが働くような何かにせんだら、性善説で相手方の言うことをまるまる信用して、税務署に申告しとるやつで計算しとるやて、私はそんなんだけでは、若干いかなもんかなと思うんやけん。そのあたりは、全く他の指定管理の施設も同じようなチェック体制なんですか

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基本的には、相手を信頼した形の中のそういう数字が上がってきたもので動いております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺の監査というか、結局はあれなんですか。私もその辺、性善説でやっとなんていうことは契約に基づいたようなやつを一方的に室料の収入とか飲食の収入とか奉仕料の収入とかいうのは、レジとかレシートとか何かそんなんを市のほうへ持ってきて、市がこんだけ売り上げがあつたさかいにこれの13%とかいうようなことで徴収しよんのかと思うたら、全くレジとかほんなんすらのチェックもしよれへんのけ。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基本的には、運営会社からの表で動いております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 性善説で、相手は今月は１００万円売ったさかい、１００万円のうちの１５％払いますわて、ほんなんけ。もう開いた口がふさがらんから、やめところ。

○砂田杲洋委員長 ほかに質疑は。
印部委員。

○印部久信委員 また、谷口委員も質疑しとって思いついたら。そう言わんと言うてく
ださい。
先ほどの数字、ちょっと拾うてくれましたか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほどのサンライズ淡路への指定管理料でございますが、
上半期の７５０万円につきましては４月２８日にサンマックスのほうへ支払いしております。

○印部久信委員 これは２２年やね。

○商工観光課長（阿部員久） ２３年です。

○印部久信委員 ２３年か。２３年が４月２８日。

○商工観光課長（阿部員久） それから後半につきましては、１０月の２０日に合同会
社サンライズ淡路のほうへ２カ月分ということで、２５０万円支払いしております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、１０月の５日に専決で指定管理が決まったあと、１０
月の２０日までは使用料、本来なら７５０万円払うのをとにかく見送ったと、支払い
を。そんで、１０月の１９日に辞退届が出てきたと。１１月の３０日で終わらしてほしい
という辞退届が出てきたと。それで１０月の２０日に２５０万円を支払ったと。

ほんで話を進める前に、ちょっと細かい数字言いますけどね。

南あわじ市の指定管理料の支払いは、月単位で払うとるのですか。日割りで払うとんの
ですか。仮に月単位やったら、これを２カ月ちゅうのなら２５０万円でええんですが、日

割り計算になったら4日か5日違うてくるはずなんや。2カ月で250万円ということは日割りしたら1日4万円余りやな。5日間ということは20万円支払い過ぎになっとんのよ。ここらはどんなような支払い計算をしよるのかな。そんなつかみ金みたいに1カ月単位で少々端数はあっても1カ月、はい2カ月でいきよんのか。そこらはどないですか。

支払いの方に、私は役場のしよることにおいてそんなざっとしよるとは思ってない。やっぱりお金を1日4万余りの指定管理料になるわけよ。そやから、十分日割りで計算しよるのかなと思うとったんやけど。こんな3万円、4万円、10万円や20万円ぐらいの金、どっちでもええんか。ぱっぱぱっぱと月単位で払うていきよんのですか。こんな支払いの仕方でもええんかなと思うんですが。これはどない。そんな支払いでもええの。きちっと何円まで計算しながらやりよんのと違うの。みな見よったら。どないなっとんの。

○砂田杲洋委員長 答弁は。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 最初の管理はしていただいた実態はあるんですが、10月の1日から4日までですか、前のサンマックスのほう。そこでもいくらかの管理は、事務をやってます。それと引き続いて会社が受けて管理をしとる。当然、草刈りとか敷地内の管理とかいうのをやってますので、それを合わせてそこをお願いしたような形になります。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく250万円を払うたんは、合同会社サンライズ淡路に払ったんでしょうと。10月5日からの契約で。ということは、日割り計算したら2カ月でなしに、60日でなしに54、5日でしょうという。指定管理料を払うんは。そやから、市は端数はどうでもええと。月々単位で払いよんのやったらこんでええと。けど、我々であつたら市みたいに行政ちゅうのは大概難しいきちとしたとこやから、やっぱり4日でも5日でも違うたら1日に日割り計算したら4万円余りになるんでしょうという。そしたらこれで16万円、20万円のお金が違うんですよちゅうねん。こういうことは何も関係なしに払っておるんですかということ聞きよんねん。そない聞きよんねん。

市ちゅうのはほんなんで払うてるんですかいうねん。そうでしたら、そんで結構やいうねん。

○砂田杲洋委員長 印部委員の質問は、月額何ぼで払いよるのか。日割り計算するのか。そういうことを聞きよんの。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 月割りで計算しました。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 月割りで計算したさかい、こないなつとる。月割りで計算するようにこういうものはなつとるんですか、南あわじ市の事務取り扱い。ほない聞きよん。月割りで計算しとったら250万円になつとるねん。南あわじ市の事務取り扱いちゅうのは、こういうように指定管理料ちゅうのは、こういうような支払い方をしとるんですかて聞きよるん。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 済みません。本来、これは上半期、下半期の2回に分けて払うと。ただ今回は10月以降に上半期を払った業者がなくなってしまったということで、下半期にその分、月割りで2カ月分として払いました。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 委員長、私はほんまは市のしよることちゅうのはこういうことで、日割り計算できちっとせんといかんと私は思とうけど、南あわじ市はざっと月単位で何もかもやりよるというたらほんでええさかい、水道料金でも何であつたっても月単位でやったらええ。何月何日か入って日割り計算やいうことせいでええ、ほんでええねんけどね。

そしたら、250万円の指定管理料は私が最初に部長に確認したんはこのために確認したんや。ふれあい公園の植栽維持管理費に使ってますと。指定管理料の1,500万円を。このたび250万円を2カ月分払いましたということやね。

ほんで、私はこないだ同僚議員とふれあい公園を見に行ってきたんです。10月5日から11月の末までに、どないなつとんのかなと。見た感じは秋でもありまして、芝生も枯れて落ち葉も落ちて、芝生のグラウンドのところもサッカーしようが何しようがいろいろ使用しよるのでしょう。俗に言う抜けたはげみたいところが結構見あたった。それはそんでええ。

ほんで、この250万円はいわゆるそういう意味でのお金であつたわけですよ。2カ月間の間に、この250万円はどのように使われましたか。そこは先ほどからいろいろ谷口委員も何もかも言ってますように、いろんな管理ちゅうものが果たしてできとるんかを

確認したいんです。市として、この250万円はふれあい公園の植栽管理費にどのように使われてたかを見てますか。管理してますか。ちょっとそれ言ってくれます。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まだ、実績報告書についてはいただいておりません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、私もですが、いわゆる世間で言ったり、議員仲間同士で話をしよんのでこれはぜひ確認したいんですが、こういうことはあってはならんのですよ。あってはならんのですけど、このたび指定管理を受けた合同会社サンライズ淡路も2月10月の2日か3日の時点で、全協、議運のときに執行部のほうから300万円か何がしかの通帳のお金があったと。それをもって何がしかの支払いをするところはしたというような発言がありまして、この合同会社サンライズ淡路もほとんど10月の19日に指定管理を受けたといえども、手持ちがなかったんじゃないか。これはあくまでも根拠のないうわさなんで確認しよんのですけどね。

そういうことまであって、今ちょうど聞きましたら10月の5日にあって19日に指定管理の解除を言ってきて、次の日に250万円の金が入ったということで、そういうように流用されたんでは大変なことになると。こういうような使われ方をしたら市としても大変なことになると。ですから、この250万円の使途について、ぜひふれあい公園の植栽あるいは管理に使ったという何かをもらって確認をしてほしい。そうやないと世間がどうもあのお金をそういうふうに使われたんでないんかというげすな勘ぐりをしとるんで、ぜひ議会でこのお金は確かにふれあい公園の植栽、維持管理に使ったということを聞いてほしい。

これは私もそういう気持ちはあるし、市民の方もそういうことがあるので。そやから使ったなら使ったで、当然使うてもろうて結構なんですよ。12月の5日ということは、11月の30日までが指定管理ですんでもう終わっとんねんやから、残金があるはずないんよ。合同会社サンライズ淡路に250万円、指定管理料として払うたんやから。もう期限も終わったんやから。このお金に対しての残金があるはずがないわけよ。そうでしょう。あったらえらいことや。目的が一緒になるわけや。

ほやから、これについて会社に対して、もし見てないんなら会社に言うて業務日報、もしくはこの植栽管理に使った領収書、それを一遍見てください。そうでないと目的外にこんなお金使うたら大変なことやし、市の税金を。そうでしょう。それを我々は心配しとるんです。そやからその業務日報、それに使った費用、人件費でも構わんし、消毒薬でも

構わん、肥料代でも構わん、機械化でも構わん、何でも構わん。とにかくこの250万円の領収書を出してください。

○砂田杲洋委員長 答弁は。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほど答えましたように、実績報告書なりは必ずいただきます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 もう会社、終わったんだ、指定管理を。指定管理を終わって、会社も存続しとるんか会社がもう無くなっとるのか私はわかりませんよ。わかりませんけれども。これをどんなようにしてくれますかということを聞きよるん。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○印部久信委員 途中やけど、谷口さんがあと継いでくれるんで。

○砂田杲洋委員長 答弁、今のを。

○印部久信委員 また、休んで言うさかい。

○砂田杲洋委員長 答弁は。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、合同会社のほうに会社は確かになくなってますが、人はおりますので、代表者の方に早急に出してもらうように確認します。

○砂田杲洋委員長 確認しときますけど、16日の当委員会に提出できますか。

○印部久信委員 これ、してもわらんとあかんな。10日もあんねんから。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、できるだけ早く出せるように相手に対して要望し

ます。

○砂田杲洋委員長 できるだけ早く出すように。

谷口委員。

○谷口博文委員 関連で、先ほど来、開いた口がふさがらんとするやけど、性善説で相手方も示したようなやつで管理委託しとると。ほんで1,500万円の公園の管理よ。そのあたりのチェック、1,500万円の使途、先ほど印部委員が言うといったように人件費であるとか、さまざまなことで公園管理をやっていただいております。

1,500万円もの管理をサンマックスに払うとって、トトのサッカーの6,000万円をかけた芝生が荒れ放題で、あれでとてもやないけど管理が適正に執行されとったんかなというような思いがあるんやけんど。1,500万円払うて、普通考えたら、3人はりつけて、毎日、日に日に落ち葉から掃除しよって、芝生の管理やったってできるだけ金は十分、市は1,500万円も払うたらやれとると思うんよ。それがサンマックスのときにああいう6,000万円もかけたような、市の一般会計から出とうか出てないか私はそこまで知らんけど、何か宝くじかトトか何かの金がそこへ入るとるような状況下にあるせっかくのええ芝生がはげちゃびんになつとるようなそういうようなことで、適正な管理ができとったというような認識なんですか、市のほうは。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 議員さんおっしゃられるように、実際、水がたまったり、水はけが悪かったり、乾燥しにくいとかいうことで何カ所か植栽が生えてないところは当然見えます。それとまた、今おっしゃるとるようなことも含めて、今度はそういうことがないように別の発注という形を考えてます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 別の発注をかけてもらうのはかまんねけんどよ。要は、先ほどから再々、私が言うようにあくまで業者の性善説というか、金さえ払えば何の検証もせんと一方的に任せとるような状況下にある今の指定管理制度自身そのものが、私は先ほどの答弁を聞きよって、ちょっと不安に思いましたんよ。

施設の使用料金にしたって、あくまでも相手方の自己申告に基づいて徴収しとるとか、1,500万円払うとったって公園の管理を適正に執行していただいとるというようなチェックが働いてないちゅうのが、この辺が私はどうも納得できらんのやけど、その辺は今

までどうやったん。1,500万円払うということは、サンライズの公園がしっかりとした適正な維持管理ができとったという認識なんけ。ほれを言いよんのよ。

何でほんならもっと適正に1,500万円も払うとったら、1,500万円いうたら500万円ずつ3人毎日、給料うったってよ、いけるだけしよったら相当すばらしい景観の自然環境保全ちゅうか、その辺の環境をしっかりとできると思うとんのによ。ほれが見に行ったら、もうむちゃくそやないか。むちゃくちやになるような状況で、金だけ払うて、ほれで相手の性善説を信用して、管理ができとるできとる。私は指定管理そのものの根幹を揺るがすような今回のことやと思うんよの。その辺よ。

あったことはしゃあない、私に言わしたら。再発防止対策いうか、二度とこういうことのないように行政としては、あなた方英知を結集して、あなた方は頭ええねんからほういうふうなことのないように、適正な執行をできるように、今後の対策はどのようにお考えですかということをまずお尋ねします。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃられとるように、こちらも気のついたところは幾らか指示はしていましたが、今おっしゃられるように100%うまくいってない部分もあるので、当然、今後という話の中で1,500万円につきましてはこちらからそれぞれの業者に、それぞれの専門の業者に委託なり請負いなりしながら進めたいきたいと考えております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 モニタリングが、使用料いうか自己申告でなしにこの辺もこのままでええんかなというような私は思いがあんねん。この辺を何かしっかりとしたレジとか何かほんなんでできんのけ。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 指定管理料の関係ですが、同じく協定書の第11条では毎月の終了後、翌月の15日までに業務に関して施設の利用状況並びに使用料または利用料金の収入実績等を報告、甲に提出しなければならないということがあるんで。

○谷口博文委員 これは、私がチェック言うたんで。

○市長公室長（中田眞一郎） 本来ですと毎月毎月の収入額が担当部でわかるようなそういうチェック体制は、この協定の中ではできております。それをこういうことがあったから余計に強化をして、今度は1年間の事後じゃなしに毎月チェックをかけれるようなこういうシステムを最大限活用して、チェックを入念にやっていただきたい。

委員がおっしゃるように、ここはこういうことがあったので、今まで以上に入念にチェックはできるかと思います。他の施設もございますので、その辺は制度検討委員会でもう一度、委員が指摘していただいたようなことを全施設に徹底していきたいというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もその11条のほうに、毎月15日に事業業務を記載した月次の報告と使用料料金の収入実績を報告するというで、私も見とんねん。ほれがよ、それが今言うた時に相手方の自己申告だけで、今月売り上げが100万円ありましたいうたら、それも報告に該当しますわな。その裏づけとして、例えばレジというかその辺のレシート的なものを添付書類としてつけらっしゃるのかいなと思うとったんよ。言うたら、客室の宿泊がこのたび何名でというような添付をさしよると思うとってんけど、相手方の自己申告やとかそういう監視が全然してないような答弁やさかい、開いた口がふさがらん言うたんやけん。

そのあたりを、毎月15日に報告さします、こういうふうなことをしますいうて書いてあんねん、収支実績報告を。その裏づけとなるようなやつを添付してもらうような方法はよ。検討でなしにほんなんの裏づけぐらいは、ほんまにあってしかるべきもんや思うさかい、その辺をしっかりとやってほしいねん。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 検討委員会で前向きに検討したいと思います。

ただ、今委員が心配しておるようなことは、第16条で基本協定の解除の理由に値するというようなことになりますので、当然指定管理者、受けたほうについてはそういうことがないというふうに、過去にもそういうことはありませんでしたので、今回のサンライズは別として、今後も他の施設で同様のことは無いというふうに信じております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 日本人には性善説で、全員、私も信用しとんのよ。何のための監査ち

ゆうか、そないなってくんのよ。ほれだけほんまにええ知恵を出してください、とにかく。

○砂田杲洋委員長 暫時休憩します。

再開は14時とします。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時00分)

○砂田杲洋委員長 再開します。

印部委員。

○印部久信委員 さっきちょっと出とったように思うんですが、この10月5日から11月30日までのいわゆる施設使用料、どういうわけか3%ということだったんですが、もう収納されました。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) 月割りということで、10月分については収納いただいております。

○印部久信委員 金額は。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) 10月分でございますが、12万656円です。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは3%に対してですね。ですから計算しますと、金額が400万円ぐらいか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) 対象金額が402万1,891円、これの3%でござい

ます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはもう 1 1 月分も一応金額と予定日を、使用料の金額は出とんのですか。まだ収納はできてないと思いますけども。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 1 1 月分はまだいただいておりません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 金額の予定は。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ほぼ横ばい、同じくらいかなと読んでます。まだ詳しい数字はいただいておりません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは金額は間違いなしに収納できる見通しはありますか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 見通しはあると思います。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、この議案の付託案件に入りたいんですが、議案第 8 7 号で、もう多くの同僚議員が聞いてくれておりますので、ちょっと私のほうから聞きたいのは、3 6 ページ、収支計画書を開けてくれますか。

収支計画書の 2 4 年度分ですね、これが 2 3 年度分はちょっといろいろ切れたり、継続したりでややこしい。2 4 年度分の収支計画書、下から 4 段目の施設利用料が 1, 3 5 2

万5,000円になってますね。わかりますか。これの1,352万5,000円の出てきた数字の根拠をちょっと教えてください。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） この計算の方法が23年度の2,224万5,000円。

○印部久信委員 二千、何。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 23年度分の。24年度の計算の方法は、23年度分と24年度分を足して。

○印部久信委員 何。

○産業振興部長（水田泰善） 逆に言います。1億4,830万円から1億円の分をそのうち2,224万5,000円を引いた残りの分、7,000万円ほどの金額、7,700万円ほどが13%、残った分が5%、そういう計算です。

○印部久信委員 ちょっと待ってもらうて。1億4,830万円から何を引く。

○産業振興部長（水田泰善） 初年度、23年度分と24年度分を足したもので1億円までを13%、残りの分を5%という、先ほど計算式の部分ありましたよね。

○印部久信委員 ほんだったら、25年度は単年度ですっきりしとんねんな。

○産業振興部長（水田泰善） 25年度は1億5,848万5,000円。

○印部久信委員 はい、やって。1億5,848万5,000円。

○産業振興部長（水田泰善） 1億が13%。5,848万5,000円。

○印部久信委員 それから。

○産業振興部長（水田泰善） 5,848万5,000円が5%。

○印部久信委員 トータル何ぼになる。トータル、1,495万5,000円になるか。
1,592万円になれへんか。

部長、自信持って答弁してくれ。計算おうとれへんでないか。何を言うとするねん。ほやさかい、聞きよんねん、こっちは。計算式ぐらい知っとらいのう。知っとるけど計算があえへんさかい、聞きよんのや、こっちは。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 済みません。検算してませんでした。

○印部久信委員 何を言いよんのや。とにかく計算して、説明してください。あな言い、こな言いされたらわからん。とにかく計算式をきちっと言うてください。どうも私の計算でおうてないさかい言いよんねん。ほやさかい、余計大事なんや。間違ごうたやつで審査しとるということになるで。余計大事なんや。間違うたやつで審査しとるのは信用できらん言いよんのや。ほんだけ計算間違ごうたやつ、基礎資料にして計算して審査されたらかなわんちゅうねん。ほれを言いよんので。

○砂田杲洋委員長 審査員が14名おったけど、その指摘なかったんかな。

○印部久信委員 この数字なかったんや、審査員は見てないんや。
谷口委員も言って。なんじゃ見てないんや、さっきの29ページでは。

○砂田杲洋委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時10分）

（再開 午後 2時49分）

○砂田杲洋委員長 再開します。

ちょっとした手続上のミスがございまして、書類不備により当委員会は本日これで閉会したいと思います。

また、明日午後ぐらいに委員会を再開する予定でありますので、その旨お伝えしときます。

○印部久信委員 委員長、再開するのは再開するんやけど、我々の招集の連絡はどないなのかな。

○砂田杲洋委員長 また、個々に電話で事務局のほうから。

○印部久信委員 どっちも議会にまかしてくれ。うちのほうにまかしといってくれ。副市長からあないせえ、こないせえ言われるのはおかしいでか。

○長船吉博委員 要は、きょうの1つの過程を委員長が委員長として報告して、あすこうになるんやというきっちりとした説明をしといた方がええと思う。

○砂田杲洋委員長 向こうの都合もあんねんのう。

○長船吉博委員 きょうのだけでええ。要は、書類不備において、審査会がこれを審査したということ自体がよう見つけらなんだ、審査不備ではなかったかということで、審査をもう一度審査会に送り返すと。

○砂田杲洋委員長 87号に対しまして、書類の不備がございましたので、当委員会でこれ以上審査をすることができませんので、この取り扱いについては議長に一任をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 当委員会、終了します。
終わります。御苦労さんでした。

（閉会 午後 2時53分）

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年12月 6日
 午後 1時30分 開会
 午後 2時48分 閉会
 場 所 南あわじ市議会委員会室

1.出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	砂 田 杲 洋
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
産 業 振 興 部 長	水 田 泰 善
産 業 振 興 部 次 長	興 津 良 祐
産業振興部商工観光課長	阿 部 員 久

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- (1) 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について（サンライズ淡路）・・ 61
- (2) 議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定について
(サイクリングターミナル) 61

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年12月 6日（火）

（開会 午後 1時30分）

（閉会 午後 2時48分）

○砂田杲洋委員長 皆さん、こんにちは。

きのうはちょっと資料不足、また説明不足によりまして、皆さんに大変御迷惑をおかけしまして、きのうに引き続き、第40回定例会において当委員会に付託された議案第87号、88号を審議していただきたいと思います。

また、一言執行部のほうに申し上げておきますが、今回、当委員会に付託された案件は2件のみでございます。5件も8件もある場合は、資料を持ち合わせておらんとか、ちょっとその数字は記憶ございませんとかいうことは結構でございますが、たった2件の議案に対して、説明できらんということは、非常に遺憾に思っております。そういうことは、当委員会を軽視しておるんじゃないかということも考えられますので、今後、このようなことが再三あるようであれば、会議規則により、対抗措置を使用する覚悟でおりますので、その点、心して答弁をいただきたいと思います。

それでは、ただいまより会議を始めますが、傍聴人がおりますので、傍聴を許可しております。

傍聴人は傍聴規則に従って傍聴してください。

それと、執行部からは何かありませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 きょうの開催について。

私はきのう、おばの葬式で、それでも大事な案件や思て、11時半まで出席させていただきました。それで、私も30何年議員やってますけれども、2日続けて委員会をやると、そんなことは例もないし、それで、それぞれ我々議員という立場の中で、社会的立場の中で、いろいろな世話もしていきよる。これは皆、議員活動の一環です。

それが、何の何もなしに、そら委員長権限か議長権限か、議運の委員長の権限か知らんけどよ、きのうの、急に今からやりますよいうて、そんな、これだれの権限でそういうことをやったんよ。こんなん、はっきり言うてやで、皆、議会開くときは相談して、そんならいついつやらんかて、ある程度、余裕を持ってやるのが議会でしょう、お互いに。

ただ、こらそうやから、こっちも朝8時から、あるとこへ行つて、わびを入れてやな、ここへ出席しとるけど、そら執行部は、こらいつでも出とるよって、ほんでええわい。我々は、議員だけでもないで。そら、それぞれ公の立場で仕事しよんねん。それをきのうのきょうやいうて、そんなことはどういう権限でやったか、その経緯だけ説明してください。

○砂田杲洋委員長 これに対して。
議長。

○楠 和廣議長 実は、先ほど委員長からもあいさつの中であったと思いますが、昨日の委員会の付託された案件2件の中で、資料の不備があつて、それではもう審査できないということで、延会になりまして、執行部のほうは、正確な資料でもって説明させていただきたいと、委員長に説明させていただきたいと、そういう中で、委員長に説明をしていただき、きょうの引き続きの委員会の開会となっておりますが、これも先日、審査ができらんということで、きょうはもう資料もそろとれへんし、できらんさかい、あしたでも構わんでかという声があつたように思います。

その中で、執行部の的確な説明を、委員長に説明していただいて、それで委員長判断できょうの案内になったというところでございますし、特に執行部に申し上げます。こういう事態を発生したことは、やはり事前にこの案件の精査、チェックが大きく怠っておつたということは、これはもう執行部に、今まででもそうですが、いろいろと質問に対しては、先ほどの委員長の言葉のあつたとおり、資料を持ってないと。わずか2件の付託案件ですので、これも長い時間、日にちあつた中で、きのうみたいな事態の発生を起こさんようにしてもらわんと、やっぱり議会としても、委員会としても、なかなか理解がしがたい部分があるので、今後とも気をつけて、もっと真剣に取り組んでもらわなったら、こういう事態が発生するので、大いに反省をしていただきたいと思います。

経緯と、含めて執行部への提言、苦言でございますが、よろしくお願いします。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 議長が執行部に対して、今言われた苦言、提言は、それはもう了とするし、当然だと思う。ただね、議長、議長、きのう産建の委員会に最初から最後までおつたでしょう。それで、我々は、最終的な結論は、この出された数字が余りにも違い過ぎると。この間違つた数字で審査会を開いておる。それは、あとの2社のプロポーザルに対して、間違つた数字で審査しとるということは、正しい数字が出てきた場合、選定が逆転する可能性もなきにしもあらずであると。よって、この委員会は、この数字についての審議はできらんと。やり直してくださいということやの。それできのう終わったと思う。

そうでしょう。皆さん方おつて、これでは審議できらんからやり直してくださいということで終わったと思う。それで、今、いうたら、わしはそれから後のことはわからんけど、今、議長の話を書けば、執行部が新たな正しい数字を持ってくるから、審議をしてくださいということで、議長に言うてきたわけでしょう。それ、間違いはないんですわね。そうで

しょう。

新たな数字を、収支計画書を持ってくるから、審議してくださいというて、議長に言うていったわけね。ほな、議長は、当然、委員会開く場合は、議運と協議しますわね。議運と、そうでしょう。そしたら、きのう言いよったんがよ、我々はこの数字、間違いの数字で、審査会で協議をしたことについては、これはおかしいと言っている。新しい数字を持って、議会で協議してくださいというてった。けど、それは議長、議会で協議するよりも、審査会でもう一遍やってくださいというのが当たり前違いますか。それでないと、審査会で見とる数字と、議会に上がってきた数字と違うわけや。

我々は、審査会で審議した結果について、議会に上がってったものを協議するんであって、審査会で協議した数字と、議会に上がってきた数字を、違うやつを何で議会が協議せんといかんのですか。それがおかしいん違うんですか。

議運はどんなような、これ、議長の一人の独断の判断ですか。議運で協議した判断ですか。それで、その判断に基づいて、産建の委員長に、産建委員会を開くように指示したんですか。どっちですか。おかしい。

○砂田杲洋委員長 議長。

○楠 和廣議長 説明の順序がちょっと後になつとるけど、実は、きのうの産建の委員会の散会の後、議運の委員長に来ていただきまして、同席して、この扱いについてどうするかということで、後の説明は、この正しい資料によって審査を願うということで、どうですかということで、委員長にもお伺いを立てております。

○印部久信委員 いや、だから、議長よう考えてよ。

正しい数字で、議会で何で審議せんなんねん。まず、審査会で審議したやつを議会に提出してもうて、議会が審議するんでしょ。審査会が審議する前に、何で私は、議会は、先違う数字で審議するんですか。何でよ。

○楠 和廣議長 いや、そういうことで、きのうは、こんな間違った資料では審査できらんということで、散会になった思う。

○印部久信委員 違う違う。こんな間違った資料では、議会が審議できらん・・・・。

○楠 和廣議長 説明ができらんということです。

○印部久信委員 違う違う。議会は、こんな間違った数字で審議できらんより以前に、

間違った資料において、審査会で審議したことについて、おかしいと言ひよんねやないか。

○砂田杲洋委員長 わかりました。あのね、

○印部久信委員 それを言ひよんねやないか。議長、何、考えとんのよ。

○砂田杲洋委員長 わかりました。私は実は、きのう夕方、議長と議運の委員長とがおられまして、議運で話したらしいです。それで、あす産建をもう一回開いてほしいということで、要請がありました。要請があった場合は、開かんわけにいきませんので。

○印部久信委員 開くねんけど、これはおかしいよ。

○砂田杲洋委員長 はい、どうぞ、阿部委員。

○阿部計一委員 私は、さっき議長室での話したように、議長も議運の委員長と、委員長には相談した。議運も何も、順番にいけばよ、正規のルールからいたらよ、そういう間違った議案書で審議をした。そんなんやったら、新たにやるのであれば、議運に諮って、議運の委員長も何も諮らんと、そんな権限どこにあるのよ、そんな。これ委員長やってそうだ。

議運に諮って、それで初めて日程を決めるのが、そんな急に、勝手に決めて、我々やって議員の一員で、そら何が何でも参加せんなんて、きのうでも、おば死んどったって、こっちは参加しとんのや。そんな中で、そんな急に、きょうやったって、こっちはこっちでもう、ずっと前から、自分らルール踏んでやっとなねんやったら、何もそんなこと言えんよ。ルールを無視してやっとなよって、これはいかなものかということ、冒頭に言うだけでやな、今後、そんなことは、ほんまにちゃんとやってもらわなったら、議運の委員長と産建の委員長だけでいうたら、ほなほかの議運の委員さんどないなるのよ。そんな権限、どこにもないで、そら。

○砂田杲洋委員長 一言言います。きのう、私が議運の委員長と議長に呼ばれて応接へ入りました。議運は何名で開いたんかは、確認はしておりません。わかりません。とにかく議運の委員長がおりました。議長もおりました。

それで、委員会の開催要請があり、議長と議運の委員長から要請があれば、正当な理由ない限り、やらないかんということで、本日、急遽、招集をしていただきました。

○印部久信委員 そら、委員長はしゃあない。そらしゃあない。

○砂田杲洋委員長 それと、この議案につきましては、一応、資料どうこうでなしに、有効か有効でないかも含めて、それも議論していただいて、それでさっき言われた、もう一回、審査会を開催するべきで、正式な書類を、資料をもらうかどうかいうことを、そういうことも決定していただいたら。協議してもらいたいと。

○印部久信委員 そやから、議長がちょっと勘違いしとったように思うねんな。

この間違うた数字で、議会で審議することができらんのではないねん。この間違うた数字で、審査会で指定管理者を選定するにおいて、この間違うた数字で審査した場合、3社の不公平があったん違うかと。正しい数字で審査会を開いてくださいよと。その結果、決まったのはどこでも構わん。執行部がこういうようにプロポーザルで決まったということ言うてもうて、ここへ出してもうたら審議する。

○阿部計一委員 みそもくそも一緒にすなや。こっちは議運を開いたや、きょうの開き方について、異議があるいうことを言よるねん。

印部委員、別のことを言いよる。

○砂田杲洋委員長 こっちからいこ。

中村委員。

○中村三千雄委員 僕、きのう聞いておりまして思ったんですけれども、これの問題は、やっぱり執行部がこの資料を的確に、間違うたというよりも、的確に答弁してもうた、引き続いて審議しとったいの、ようせなんだから、あつこでとまってしもたから、あったんやけども。

○砂田杲洋委員長 ちょっと待って。まず、阿部さんのことが、一つずつ片づけていかんか。そんな二つもあつたら。先、阿部さんのことから。

○阿部計一委員 わしは何も責めよるんでなしに、そういう、さっきも話したら、議長もそんなふう、いや、両委員長と話して決めたというて、議運は開いてなかったと、そう言われたでしょう。

そやから、そういうことを言いよんねん。そういうルールに、新たに委員会を持つんであれば、そういう順序を踏んで、やはり各議員が全員参加できるような日にやってもらわなったら、何ぼ緊急を要したいうてもね。そういうことを言いよんのであつて、その点を言よんねん。

それで間違いないんだな。

○砂田杲洋委員長 議長。

○楠 和廣議長 議長として、手続的なことは踏むべきで、やはり議運の委員長にきて、こういう産建の委員会から問題を提議されてるんやけど、どうしますかということで、相談しておったところが、執行部が散会になる前に、正しい、正確な資料を持って説明するさかいということで、議運の委員長と産建の委員長と３人で執行部の説明を受けました。

資料の間違いはもう歴然としとったんで、それで、それまでのプロポーザルに至るまでの、審査会に至るまでの話は言及せなだけんど、これを執行部がそれまでの背景、経緯いうのは、十分、御存じでありますので、その点について、執行部から我々に、議会に付託した以上は、やはり議会が審査していくということであるので、資料をもっと的確に出していただければ、

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 議長、あなたの踏んだ手続が正解か、不正解かいうことを言よるのに、ただ委員長呼んで、執行部と呼んで決めて、それが委員会出席いうて、それがルールどおり、私は違うと思うんで言よるのに、それを。

議長が、それを正解や言うんだったら、こっちは引っ込めへんよ。こないな強引なやり方、あるかいな。

○砂田杲洋委員長 今の議長の説明も、ちょっと違うところあります。

実は、私が呼ばれたのは、議長と議運の委員長と、あと議運の委員、何人来たか、それは知りませんけども、話が終わった後で呼ばれて、それで、あした、もう一つ資料が実はあんねんと。それを提出したいので、委員会を開いてくれということだったんです。

だから、私は最初からずっと、議長と議運の委員長と一緒に話をしたんでないんです。話が終わった後で呼ばれて、こうしてくれと言われただけのことです。それは言うておきます。

ほかに何か意見ありませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 議長、そんならあなたのやった、議長としてやったことが、正解か不正解かと。私は不正解や思とんねん。何ぼ緊急であったって、続けて今度の日もつやいうたら、これは非常事態なんや。そんなん、みんなが、議員が出るようにせな、これは議運

をもってやるのが当然や。

それを、省略してやったことについて、いかななものかと言ひよんのやないか。

それを、議長は何か、執行部の、どない言よるけど、その点、聞きよんねんで。それを当たり前や思うんやったら当たり前や言うたらええし、こっちはまた反論するしよ。

○楠 和廣議長 当たり前とは言っていない。そら手続的なものを踏まなんだということが、私にも、委員長にも責任がございます。

○阿部計一委員 いや、それだけ言うてもうたら、もういい。

○砂田杲洋委員長 ほかに、何か意見ありませんか。
谷口委員。

○谷口博文副委員長 昨日の散会時には、私のこれは理解してるのは、議運を開いて、それでしっかりと議員の中で判断してもらおうと。それで誤った数字に関しては、再度、選考委員会のほうでよ、十分審議していただいた上で、再提案していただいてやるというようなことで、この産建の総意があつて、それで私もきのう、帰り際には、あすはもう産建ないんですねいうて、議長なり事務局なり聞いたら、ありませんと。議運を開催しますというようなことで、私はきのうのいきさつは、そういうふうな結果になつとつた、という理解でいてます。

多分、そういう、ここの産建の委員の、中村委員を初め全員そういうような思いで、そうでしたよね。私はそういうように理解しとるんですわ。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、議運をなぜ開かへんかったんか。これ、議運の委員長に聞きたいわな。それでもう、議長はやっぱ議運を招集すべく、議運の委員長にやはり話すべきや。

それと、議運の委員長に、委員会も開かんと、それでよろしい。議運それでよろしいいう権限、ひとつもないんです。これ、大きな間違い。議運の委員長も議長も、間違いですよ。

それで、ここへ、今、阿部委員はきょう、非常に大事な用事があつたみたいやけども、個々それぞれに予定というのもあるんやな。そんな中で、きょう、こういうふうな皆、割いて来とんねけど、一つの、きのうの産業建設常任委員会の皆様方のこの執行部に対して、また議長にこの案件を戻すことに対して、よく理解、議長理解されてない。よく理解され

てない。

それと、議会のルールを無視、はっきり言うて。これは、非常に僕は遺憾に思います。

○砂田杲洋委員長 ほかにございませんか。

なければ、執行部から何か、言うことがあれば。今お聞きのとおり、この８７号、８８号議案に対して、当委員会では、審査する必要がないという意見が大勢を占めておると思うんですが、それに対して、何かありますか。

○副市長（川野四朗） 答弁不足で、皆さん方に御迷惑をかけておるということは、これはもう重々おわびをしなければいけないわけなんです。皆さん方ちょっと、間違った資料というお話でありましたが、きのうの資料で説明がつかなかったというのが事実でなかったかなと思います。

今回、出させていただく資料は、わかりにくい資料であったので、それをこのようにかえたというだけであって、数字は、収入の部分、それから施設使用料、支出の合計、そういうところは何ら変わってはおりません。

ですから、間違った資料じゃなくて、きのうは、出した資料の説明が不十分だったと。きのう、印部委員さんの質問で、我々が答弁に窮してたのは、施設使用料が計算したらそういうふうにならないという話でございました。その出し方の説明が、我々が不十分で、皆さん方に混乱を生じさせたわけでございますが、その部分については、施設使用料も今回のお出しさせていただいておる部分は変わってはおりませんし、収入も支出も変わっておりませんので、説明がしやすいように資料を少し加工しているというだけのものがございますので、我々としては、間違った資料だから差しかえたというつもりはございません。説明ができなかったことで、今回、継続して委員会を開いていただいたんではないかなと、私どもそういうふうに思っておりますので、これからその資料について、きのう説明ができなかった部分も含めて、説明をさせていただこうと思います。

○砂田杲洋委員長 以上の説明で。

はい、産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） それでは、資料の差しかえということで、３部、ちょっとお願いしたいと思います。

一つは、サンライズの３６ページに当たる収支計画書と、これがゆうべ９時４０分に向こうのほうから届いたものでございます。それと、谷口委員さんのほうから指摘のあった２９ページに、サンライズなのにサイクリングと書いてあった部分、これの修正したものと、それと、最後のページになるんですが、サイクリングの４６ページ、その過年度の

決算額、これにつきましては、22年度が違った数字になってました。これは、表が間違ってたということで、これの分を差しかえたいと思います。これを配らせていただきたいと思いますので。よろしいでしょうか。

○砂田杲洋委員長 資料の配付をしたいということでございますが、どうですか。
その上で検討して、結論を出したいと思いますが。一応、受けますか、どうですか。
見るだけ見ていただくか、どうかということですが、すけれども。

○印部久信委員 とにかく、そしたら資料を見て、すぐに質疑というようなことはできへんさかいに、しばらくこの資料、我々も見て、精査する時間くださいよ。こんなもん、突きつけられてやな、そんな、はいはい、進めますわ言うたって、こっちはこれ、やっぱりチェックするのに時間かかるよ、そない言うけんど。

○砂田杲洋委員長 ほな、一応、資料の配付をしてください。そして、しばらく時間をいただいて、確認をしてから、質疑に入りたいと思います。
質疑に入るかどうか、まだ決定しておりませんので。

○阿部計一委員 きょう、そういうルール無視してやっとなねんから、もうやめたらええ。

○印部久信委員 そうやの。一遍、きょうはもうこの資料持って帰ってやな。

○出田裕重委員 一つ一つやっぱりつぶしていってもらわんと、いろんな意見が出て、ばんばん出てきよるので、ちょっと、まず議会運営のほうから一個一個つぶしてもうたほうがええんかなと。僕はそういう感覚で、今、見てますけど。

○印部久信委員 この資料を調査するのに、またすぐに、そんなもんできへんよ。こんな、すぐにこれで審査せえて。議案というのは、1週間前にきよんのだ。
とにかく、この資料を見る時間もらわんことには。

○副市長（川野四朗） 委員長、急ぐわけじゃないねんけど、これはきのう説明ができなかった資料の、わかりやすいように説明をするためにお配りをさせてもうとるので、前の資料でもできるんです。

○印部久信委員 そんなやつたら前の資料でやったらええねんやんか。

○副市長（川野四朗） それじゃあ、余りにもわかりにくいんで、わかりやすいようにしているんで。

○砂田杲洋委員長 暫時休憩。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 2時02分）

○砂田杲洋委員長 それでは再開いたします。

○阿部計一委員 私どもは議員として議案が提出されたら審議するのは、これはもう当然でありますけれども、私は、今回の議会運営、委員会の持ち方について、非常に疑念を持っていますし、ルールを無視したやり方に抗議をして、私は退席します。

○砂田杲洋委員長 4名の退席で、残り3名ということは、委員会が成立しませんので、本日はこれで閉会します。

（休憩 午後 2時03分）

（再開 午後 2時47分）

○砂田杲洋委員長 それでは再開します。

それでは、お諮りしますが、87号、88号議案、再度、審査会で検討していただいて、正確な資料を提出するということで、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 それと、産建委員会を、この付託された2議案につきまして、審議をしないかんですが、その日程は、議長及び、また議運のほうで決定してもうてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 それでは、本日の産業建設常任委員会はこれで終わります。
御苦労さんでございます。

(閉会 午後 2時48分)

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年 12月8日
 午前 1時00分 開会
 午後 2時25分 閉会
 場 所 南あわじ市議会委員会室

I.出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	砂 田 杲 洋
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
産 業 振 興 部 長	水 田 泰 善
産 業 振 興 部 次 長	興 津 良 祐
産業振興部商工観光課長	阿 部 員 久

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について（サンライズ淡路）・・・ 75
- ② 議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定について（サイクリングターミナル）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年 12月8日(木)

(開会 午後 1時00分)

(閉会 午後 2時25分)

○砂田杲洋委員長 それでは、皆さんには12月5日、6日、また今日と87号議案、88号議案、2件ではございますが、いろいろな手違いもあり、大変迷惑をかけております。たった2つの案件で3日間もかかるということは、大変遺憾に思っております。また、これも本日で終わればいいんですけど、それもまだどうかわからんということで、非常に懸念をしております。

それでは、ただいまより産業建設常任委員会を再開いたします。

(1) 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について(サンライズ淡路)

(2) 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について(サイクリングターミナル)

○砂田杲洋委員長 12月の5日、6日に続き、第40回定例会において当委員会に付託された議案第87号 サンライズ淡路、88号 サイクリングターミナルについて、当委員会より執行部のほうに申し出てあった、これに係る審査会を開催していただいたのかどうか、また開催して、その結果をお聞きしたいと思います。

執行部のほうで。

市長公室長。

○市長公室長(中田眞一郎) 先般の産業建設常任委員会の皆さん方に御議論いただいて、資料の誤りが2点あったということで、再度、指定管理者候補者選定委員会を12月の7日に開催をさせていただきました。当日は、14名の委員のうち民間委員1名が、どうしても上京しており出席できないということで、上京先にファックスを送って確認をいただきました。それから、御意見も賜っております。

集まっていた13人の委員の方々に、誤りのあった資料2点について詳しく御説明を申し上げ、その結果、採点について変更のある方ということで挙手をお願いしたところ、採点に変更はないと、採点に影響する誤りではないというような方が、13人全員でございました。また、当日欠席をされております民間委員の方につきましても、口頭で資料を確認したけど、採点に影響はないというふうなお答えをいただいております。ということで、再度開催をさせていただきましたが、当初の候補者選定委員会の採点に変更はないという結論が出ております。以上、報告を終わります。

○砂田杲洋委員長 はい、わかりました。

それでは、各委員の方にお諮りしますが、ただいまの市長公室長の説明で納得いかれた場合、過半数の納得者がおれば次に進めたいと思いますが、今の説明でよろしいですか。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 誤りの2点というのは、どの部分を指して言っておるんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） これも委員の皆さん方から御指摘をいただきました、サンライズ淡路の収支計画書の収入の部分で、一定の率を掛けてもなかなか施設使用料の値が出てこないというようなところで、それを分割いただいて、追記をしていただいたということでございます。

もう1点は谷口委員のほうから指摘をいただきました、サンライズという表記のところがサイクリングターミナルになっておったという単純なミスでございます。この2点を、了解をいただいております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の市長公室長の説明では、我々が当初問題にしたサンライズの36ページの収支計画書を、分割して審査会に見てもうたということですね。ということは、私の聞きたいのは、もう具体的に名前を出したらいいと思うんですが、「かいげつ」が指定管理になりたいがゆえに申請してきた書類を、申請してきた書類そのものがこの議案につけてあるこれでしょう、数字を。これでしょう。これを、この間もうたんはこれやと思うんだけど、この資料。この資料を分割して審査しましたということなんですが、この資料を、本来36ページにある資料を分割してきたのは、「かいげつ」が分割してこの資料を提出してきたんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） はい、先般の産建の委員会の終了後、私どものほうでどうしても説明ができなかったという部分があったので、「かいげつ」のほうに入の内訳について報告するようにということで、新しく資料が「かいげつ」さんから出てきたと。

それからもう1点、報告をし忘れておりました。この、再度選定委員会を持って結論が

同様であったという内容につきましては、今回、サンライズ淡路につきましては3社の応募がございました。残りの2社にも、再度選定委員会を持ったという御報告はさせていただいております。

○砂田杲洋委員長 よろしいですか。

○印部久信委員 審議に入ることは、また審議の中で聞きます。

○砂田杲洋委員長 はい。

それと、本日は傍聴がおりますので、許可しておりますので、その点よろしく願います。

長船委員。

○長船吉博委員 先ほど、選定委員会を再度開いて、2点の部分について審議を再度していただいたという市長公室長の答弁だったと。これ、議案2つあるんやな。議案2つあるねん。おたくから出てったのは、3部出てったん違いますの。

○砂田杲洋委員長 それは資料の問題ですか。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 先ほど市長公室長さんのほうから2点、指定管理の資料としては2点で、今回提出しておりますのはサイクリングターミナルのうちの収支、ページ数でいいますと46ページでございます。その22年度分が、当初向こうからの概算金額で来てましたので、それを決算額に置きかえたやつを提出しました。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それは88号議案でやることであるんやけども、今、選定委員会では2点の誤りと言ったんで、そういうことを質問したんであって。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） えらい説明不足で申しわけございません。委員の皆さん方には、3枚の誤りの資料の追加ということでお配りをさせていただいておりますが、選定委員の皆さんには、3枚目につきましては公表はいたしておりません。ということで、

当日の再度開かせていただいた委員会には、2枚の追加資料で再度審議を願ったということでございます。

○砂田杲洋委員長 市長公室長、資料は新しい資料ができてるわけやの。

○市長公室長（中田眞一郎） はい。先日の会で配らせていただいたので、それを御説明させていただいています。

○砂田杲洋委員長 あのままで。もうてない人もおらへんかな。全員もろたんかな、あれ。全員持っとるかな。

○市長公室長（中田眞一郎） 委員長、まずそれを説明させていただいての確認。

○砂田杲洋委員長 ちょっと待ってよ。全員もろたかな、もろてないか。今もろた。ちょっと確認してみて。

○市長公室長（中田眞一郎） ちょっと3枚の資料の確認を、お願いできるでしょうか。

○砂田杲洋委員長 確認してよ。ありましたか。

それでは執行部よりの説明が終わりましたので、この中身についてちょっと補足説明をしていただいて、それから質疑に入りたいと思います。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） まず1枚目ですけども、サンライズ淡路のページ29ページの安全管理の取り組みというところの1行目に、当社の基準においてサイクリングターミナルという文章を、サンライズ淡路のというふうに文章を改めさせていただきました。

あと、36ページの収支計画書の中で利用料収入、自主事業収入、その他とございますけども、この利用収入と自主事業収入の中で今回、宿泊料収入、施設使用料対象収入、奉仕料収入、施設使用料収入という分け方の中で、宿泊料収入、施設使用料収入対象収入と奉仕料収入、この3つを合わせた分の1億円までは13%、1億円を超える場合には超えた分の5%が使用料の対象になるということで、対象になる経費を掲載させていただきました。その中で収入額につきましては、23、24、25と当初出てきました収支計画書の金額には変わりはありません。ただし、施設使用料収入の中で24年度分の計算が、当初1,352万5,000円が1,294万と、計算の手違いの中で書かれております。

それとあと支出の合計の中で、計算の中で、若干端数処理の中で1,000円程度変わっております。

一応これがサンライズ淡路でございまして、あとサイクリングターミナルにつきましては、46ページの中で平成22年度分の計算が当初向こうの概算で来ておりましたのを、実績に合わせて変更しております。

○砂田杲洋委員長 時間はとらんでよろしいか。計算、いけますか。

はい、わかりました。

それでは、今の説明に基づいて質疑を行いたいと思います。

質疑がおありの方。

長船委員。

○長船吉博委員 平成23年からずっとこの施設使用料にかかわる収入合計を、ちょっと言うていってくれへんか。これ3つ言われても計算せないかんのやから、計算機持ってきてるけど、もういっそのこと言うてくれたほうがこっちもわかりやすいよって。計算できとんだ。

○砂田杲洋委員長 それと、質疑は第87号、第88号一括して行いますんで。一括して、もう全部聞いて。聞いても構わんから、気のついたところから聞いてもうたら。
市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 申し上げます。23年度につきましては、宿泊料収入495万円。

○長船吉博委員 そんなこと言いよるん違うんや。

○砂田杲洋委員長 合計。

○長船吉博委員 基礎収入額を聞きよるのや。

○市長公室長（中田眞一郎） はい、申しわけございません。

1,950万円が基礎収入額になります。23年が。24年が1億2,370万円となります。25年が1億3,910万円。26年が1億4,883万7,000円となります。27年度が1億5,925万6,000円。28年度が1億7,039万8,000円が、それぞれ基礎収入額となっております。

○砂田杲洋委員長 よろしいですか。何か質疑ございますか。
長船委員。

○長船吉博委員 対象額が、平成24年は1億2,370万。単純で計算したら1億円
までであったら13%、1,300万。それやのにここでもう1,294万というのは何でよ。
対象額、今聞いたんやの。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、御質問のあった24年度につきましては、23年、
24年の合計から1億円を引いて残りの金額に5%を掛けると。ただし、23年度分には
13%を掛けた分がございまして、その分を引いたものが1,294万という数字にな
っております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そんなのはちゃんと出す前から言うといってくれな、こんな単純計算で
もすぐに違うとわかるような問題です。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと長船委員に引き続きですが、これほんまの話、審査委員さん
はこの基礎収入額を市長公室長が電卓で打って計算してもうて、ここに書いてくれてある
ねけんど、このままこれ出しとるの、審査委員会に。これなしに、これを出しとったんで
しょうよね。審査員の人果たしてこれのお金の組み分け、わかって見れとったんですか
言うのや、私は。今、説明して初めて基礎収入額とはこの金額を出してきとる、これ、ま
だ我々も聞かんたらん。1億4,830万円から1億2,370万円が基礎収入額ですよと
いうのを今言われたけんど、そしたらこれを、どれとどれとどれを引いてなったんだとい
うことを聞きたいんや、ほんまに。これを皆さん方、そないいうけんど13人、14人の
審査委員さんがこれが出てきて、今言うたこの数字なしでこれが出てきて、ああ、そう
ですかいうて、ほんまに見れるんですか言うねん。そうだ。そんなばかなことないちゅう
ねん。それでこの点数が、2,800点のうちの700点も800点もあるのに、こんな
今、我々がやかましい言うて説明受けて始めて、まだ理解できてない。何でこれ引いてこ
ないなったのか、そんなことがこんなで審査委員さん、皆見れとるんですかちゅうの、

私は。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 昨日も再度選定委員会を開きまして、委員の皆様方にお聞きをさせていただきました。委員のほとんどの方はこの収入合計、サンライズ淡路が、この「かいげつ」さんがどのような収入を計画されておるのかというようなことで、施設使用料収入はもちろんなんですが、施設対象外の収益もどのくらい見込んでおるのかというようなことで、委員の皆さんのほとんどは収入の合計を参考にさせていただいた。それが前回の、二度とそういうことを招くことのないように、夢物語の数字でないかどうかを確認させていただいた。施設使用料につきましては、この収入合計によって施設、市に入ってくるお金が変わってくるので、それは参考程度にしか見ていなかったというようなことで、再度確認をさせていただいたところ、この収入合計を見るだけで、この提案してきた企業のサンライズの運営計画がほぼわかるというようなことで、審査には影響はないという判断をいただいたようでございます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 売上高、売上高言いますけどね。売上高やいうこと、何ぼ上がっても関係ない。収支。売上高が1億あろうが2億あろうが、こんなの関係ない。それよりも会社の収支が我々大事なんや。そうだ。

そうなってきますと、そしたらこの「かいげつ」から出してきたこの数字の中で、「かいげつ」さんはほんまに今の基礎収入額を理解して、これを「かいげつ」さん自身が独自で、こんな大枠の中で実際はこの収入額の中で基礎収入額はこうであって、13%、5%を掛けて足したものが施設使用料になりますよという、「かいげつ」さんはほんまにこの要項から見て、そこまで果たして理解して出してきたんかと疑問に思っとるんです。

そしてそこまで言うなら私が言いたいのは、この要項を見てください。サンライズ淡路の要項2ページ。2ページの管理運営業務に係る経費についてということで（2）を見てください。施設使用料は室料収入、飲食収入、奉仕料収入の合計をもとに、市が下記に指示する率を下限率として、申請者は任意様式にて提案すると書いてあるねん。要項はこない書いてるんです。市から、このたびうちがこのサンライズを指定管理するに当たって、応募される業者の皆さん方には、この要項に従って申請をしてくださいということが書いてあるわけやな。それで出てきた収支計画書というのは、これですわね。要項に書かれてある項目、36ページの収支計画書をよく見てくださいよ。

1番目、利用料収入。利用料収入のうちのは施設使用料の室料収入、飲食収入、奉仕

料収入には上がってない項目がここへ上がるとのよ。そうだ。

その次、飲食収入、飲食収入は要項に書いてあるねんけれども、36ページの収入に飲食収入っちゅう欄がない。ない、そうでしょう。

それから奉仕料収入。奉仕料収入も36ページの収入の欄には奉仕料収入という項目はない。そうですね。これ、確認していきよる。そうでしょう。そしたら、3社からプロポーザルで、いろいろこれだけのプロポーザルが上がってきてますわね。それで、36ページの収支計画書も上がってきてますわね。その収支計画書の項目について、要項に書いてない項目で、これ書かれとんのやな。まずこの3社からの指定管理の、指定管理者が受ける額を記入してくださいというこの申請書、この申請書は窓口はどこで受け取ったんですか。この申請書の書類を受け取った、いわゆる申込書というのかな、こういうものを書いてきたんでしょう。これを受け付けた窓口はどこですか。どこが受け付けたん、これ。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 申請書の受け付けは、商工観光課で受け付けました。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 商工観光課でこの申請書を受け付けたと。これは、担当課は審査会があるまでこの書類は開かずに、封筒に入れて審査会に出したんですか。それとも申請を持ってきた、そのときに担当課はこの書類を要項どおりに書かれておるか、正しく申請ができておるかをチェックしとるんですか。どこもこれ、チェックせなんだんですか。だれがチェックしたんですか、それとも封筒のまま置いといて、審査会に出したんですか。どっち。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 募集要項の中で、先ほど印部委員さんがおっしゃるとおり、前項に規定する施設に使用料については。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待って、待って。だれが受け付けてチェックしたんですかい
うて聞きよるの、そんなもの、聞いとることを答えて。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） その中で申請者は任意の様式でもよろしいという書き方の募集をしますので、担当者は来たやつを選定委員会にかけたと思います。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、開いてチェックしましたかいうの、書類は正しい書類か、不備がありませんか、そういうチェックはしましたかいうて聞きよるねん。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 数字的にはいらわれないんですけども、中身の申請書類、提出書類の様式ございます、それが全部整っているかどうかはチェックしてると思います。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そのときに、なぜこういうような項目で書いてほしい、この項目に要項に従ってない項目があったにもかかわらず、何でこの要項に応じたように、数字はともかく項目を書き直してもらわなんだんですか。そうでないとこれ、私が思うに今、市長公室長が基礎収入額をどないして算定したのか知りませんが、こういう金額ですいうて言うてますが、この計画書を見た時点において何でこの基礎収入額が出るのか、これ理解できますか、こんな大ぐくりで。そらおかしいぞ、今、市長公室長がこうこう、こうなっでこうです言うけど、これ今、何もなしでこれを審査会に出して、基礎収入額がだれが算定できる。そうだ。そんなおかしいことはあれへんの、あなた方は、審査しました審査しました、収入金額が大事やから収入金額、いわゆる売上金額。売上金額やいうこと、何十億あろうが支出がそれを上回ったもんやことは、正しいんですか。収支差額、売上金額とやっぱりこの収支差額、それを見らんと。赤字、赤字の会社に収入金額があっても意味ないでしょう。それはおかしいぞ。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 説明不足で申しわけございません。昨日、再度開かれまして選定委員会では、委員の皆さん、収入の合計を見て、ここの企業のここの取り組み状

況がはっきりわかるということを申し上げましたが、それにプラスして、今、委員から御指摘をいただきました収支についても見ておったというようなお話も聞いております。特にこの収支計画については、初年度赤字で計上しておるといふようなところも、非常に評価された点かなというふうに思います。

それから、出してきた企業のほうがそれを理解しておったのかということでございますが、新しく皆さん方に差しかえしていただいております資料は、海月館のファックス、時間も書いてありますが、これは9時40分付のファックスでございました。担当者がおれば、もうすぐにでもこれを私どものほうに送ってきていただいたんですが、ちょうど担当者が席を外しておったということで、担当者が帰ってきてすぐにファックスを送っていただいたということで、企業側にとっては、例えば自主事業収入の内訳は正確につかんでおったと。ですからすぐにこのような書類を市役所に送ってくることができたというふうには理解しておりまして、申請者の側にとっては十分理解の上、この収支計画書を提出していただいたものというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらもう一遍、この数字に出てきたことを聞きますけど、37ページ。わざわざこれ、基礎収入額とはというただし書きがあるのやな、37ページの一番下に。南あわじ市サンライズ淡路の基礎収入額とは、南あわじ市サンライズ淡路に係る室料収入、飲食収入、奉仕料収入の合計額であると、これわざわざ明記してある。明記してあるねん、ほんならこの36ページの室料収入っちゅうのはないん。飲食収入はない、奉仕料収入はない。これでこの37ページに書いてある、わざわざ基礎収入額は室料収入・飲食収入・奉仕料収入の合計ですよと明記してある、36ページの収入の欄にこれに該当する科目がない。こんなばかなことがどこにあるのよ。どないして計算するの。何ぼ力になってもあかんぜ、これは。市が書いてあることと全く違うことを、勝手に合計しとるのやないか。こんなこと、何ぼ言いわけしても通らんよ。これはあかん、全然違うやないか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今、委員の指摘はもうごもっともな点ばかりでございます。要項ではそのように書いてあるんですが、やっぱり応募する企業の側にとっても、そういう意味合いがなかなか理解できなかったようで、担当者、担当課のほうには本申請までかなりな問い合わせがあったようでございます。そのときに担当者は、この後に任意の様式でも結構ですよというようなことを書いてありますので、御社独自の収支計画書を出してくださいというような了解を得た上でこの本申請になったということで、この書類

の不備等については、私のほうからもおわび申し上げたいと思います。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 行政が市民に対して、あらゆるものに対しても役場に対して申請書類とかもろもろ提出して、市との行政する上に書類提出があると思うんですよ。あらゆることはもう、自治会であろうが婦人会であろうが老人会であろうが、すべてお金を交付したりするときは申請書があると思うんですよ。その申請書が、そしたら市民のある団体から申請書類がきたときに、これだけ違っとるやつを受け取ってお金支払いますか、南あわじ市は。何で、だから私は言うのです、担当課がこの申請書類を受けたときに、書類をチェックして、金額はともかく科目が余りにも違い過ぎとった場合には、ここはこれに合わせて書いてくださいぐらいの指示が、何でできらなんだんですか言いよるねん。そうでないところな、計算せえ計算せえ言うたって、計算するところがあらへんのに、どないして計算するねん。これを、私どもの指導不足でしたから何でしたから通してください言うて、こんなの通るわけないやないか。こんなのだったら役場の申請書類、何でも構わんのじゃないか。ある程度弾力を持ってやってください、はい、それだったらもうすべて役場の書類は、これで皆通るのやな。こんなばかなことはないっちゅうよるねん。もっと慎重にやれっちゅうねん。こんなのあかんよ。こんなばかなことはあるかい。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 一々ごもっともなことで。

○印部久信委員 ごもっともだったらもう、それでええやないか。もう同じ抗弁するのはやめて、正当化するのは。

○市長公室長（中田眞一郎） 何の申し開きもできませんが。

○印部久信委員 それならできへんのやさかい、もうやめてっちゅうの。こんなもの、抗弁して正当化すな。

○市長公室長（中田眞一郎） 今回の教訓を生かすためにも、今回は、従来はいきなり本申請というような形で、多分担当のほうもチェックする間もないうちというようなこともあったと思いますので、今後は書類の事前審査という期間を設けて本申請に移るというようなことも、今後のためにやっていきたいなというふうに思っております。どうも申

しわけございません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 行政が、長年に渡ってあらゆることの入札であれ、あらゆることやって皆書類でやりよるんだから、私はその入札やいうことに立ち会ったこともないし、書類も見たこともないねんけど、入札するときにもこんだけ書いてあることと申請書類と違うとったところを入札させたり、いろいろしますか。やっぱりこれは業者に言って、これはちょっと違いますよ、ここら書き直してくださいというのが当たり前違うんですか。それで今言われたように今後気をつけますやって、そんな、行政が今後気をつけますや言うもん違うだ。こんなことを通してたら、今度から役場の申請書類めちゃくちゃやで。少々のこと、それだったらもう訂正印やこと要らんようになるね、訂正印。書類書くときに我々は間違うたら皆、訂正印打っちゃうやない。これはもう、話にならん。

○砂田杲洋委員長 一つ、よろしいか。執行部にお聞きしますが、この審査会は確か14名でしたか。14名おってきのうは1人が欠席ということで、この14名の中に税理士さんという方が1名入ってましたね。その人がまた再度、これを確認して問題がないということだったということですね。それも我々としては、印部委員の言うことももったもんです、これは正当性があります。だけど審査会にゆだねて、民間の人が入っておる、プロの税理士さんが入ってこれをまた再度審査した結果、問題がないということ、何でこれを難しいこと、市の委託した審査委員会の、プロの方が入った審査委員会がこれでオーケーという再度答えが出た、それも我々としては軽々しく、そんなものおまえらあかんちゅうようなことも言いにくいともあるかと思うんですね。それでもうちちょっとこの辺、協議してもらわなあかんのやけども、大変難しいところがあると思うんですね。

○印部久信委員 委員長、こんな発言して申しわけないんですけど、それは税理士さんが入っとうが何があろうがこの数字に対して、数字に対して実はこんなことを書いてありますが、基礎収入額とはこういうことですよ、こういうことですよということで説明したんでしょ、企業は。前回、本当の審査会のときにはそんな説明もしてなかった、このまま行っとるねん。けど、それは数字に対してはわかったと言うけれども、数字に対してはわかったけども、この改めて書いてあるこの数字とこれが、我々は合うてないんや。税理士さんは、この枠の中の数字に関してはいいん違いますかと言ひよんのやな。

けど私が言いたいのは、要項に書いてあるこの書類と余りにもかけ離れとる、これの、この37ページにわざわざ書いてある基礎収入額を、そしたらこれを足してみましよういうてここへ持ってきたら、足す分がないんや。そんなことではあかんちゅう。こんなの、

書類が根本的に間違うとるやつをどないして計算するん。それを役場はチェックもせず、もしチェックしてわかつとったんであるならば訂正したらいいし、わかつとってでも、これはまあこれでええわと受け付けたんか知らんよ。知らんけれども、これが審査会上がっていったらもうとるのや。けど、これは我々議会人として、産建の審査をしよる意味においてこれを認めたりしよったら、今度から役場の行政の書類やいうような、住民の皆さん方、こうこうこういう様式で書類を書いてきてくださいね、そうしましたらあなた方には何らかの補助金であろうが、何か例えば高額医療の10万円超えた分は、書いてきてくれたらこの余った分は返還しますよ、この様式で書いてきてくださいね、病院の領収書もつけてくださいよというやつが、少々違っとしても構わんのやな、そしたら。こんなばかなことあるかい。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） もう繰り返しになりますが、委員の御指摘はもう十分承知をいたしておりますし、申しわけなく思っております。ただ、選定委員の立場から申し上げますと、今、委員がおっしゃったように内訳を詳細に計算するというようなことよりも、先ほども申し上げましたように全体の収入合計、これによってこの運営計画がほぼ明確にわかると。それから収支の差額によっても、何年後にはひとり立ちできるというようなところが審査の対象になるというようなところから、選定委員の14名に関しましては、この様式的大幅に違う点については大きな問題に、支障にならなかったのではないかなというように思います。委員の指摘は、もう十分に受けとめさせていただきたいと思います。

○砂田杲洋委員長 それと、きのうの当委員会で執行部のほうにかたく申し入れてあったのは、必ずあすの委員会では説明が明確にできるようにということを申し入れてあったんですよ。それができてないということは、甚だ遺憾であります。あれだけ言うてあったんよ、あすは必ず明快な答えを出してくださいと、皆さんが納得する答えを出してくださいよと。はい、わかりましたと言うたんや。ところが、ふたをあけたらこんな状態。

○印部久信委員 執行部は書類を見てないやないか。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 我々もサンライズが急遽ああいう状況になって、これは一日も早く新しい確かな業者がやってくれるというのは、これはもう早くから切に願っていたわけなん

ですね。しかし今の状況を見てますと、執行部はそれはミスを認めて、いや、印部委員のおっしゃるとおりですと、これはもうインターネットでも全部流れてるわけやがな。なら我々はやっぱり、そういう協力的にやりたいと思う気持ちは今も持ってますけども、今の状況では、これはやっぱり監視機能として、このままチェック機能として、もう執行部も、いや、これは印部委員のおっしゃるとおりやというようなことを、そのままここで採決をとるといようなことはなかなかこれはできないと、委員長、思うんですよ。それで何かええ方法で、今の状況見たら言葉は悪いですけども、これはうわさですけど、当初から落とすところは決まっとったんちゃうかというような、そういう風評もあるわけよ。そやからこういうことは、これはもう見過ごしていくと結果、おまえらそのとおりにやったん違うかというようなことも疑われかねんと、そういうようなことでほんまに何かこう、理事者側ももうちょっと議会にはっきりとしたことを言えることをやってほしいなと思います。今の状況では、ほんまに何かもう、まさになれ合い議会というような形に取られかねんのでね。その辺を考えてほしいなと思います。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 様式がことごとく違うということについては、もう素直に謝りたいというふうに思いますが、先ほども繰り返しておるように、提案者の提案に対する採点というところにつきましては、この募集要項と収支計画書の中身が大幅に違うところについては、どの委員さんも採点に影響がなかったということをおっしゃっていただいておりますので、この様式、募集要項と実際に出てきた様式が大幅に違うという点で、素直に訂正、おわびしたいということでございます。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 また何か振り出し的な話になつとるように思うんですけど、今、原点がどうあるかということがわかったらいいんやけども。ということは、今の37ページのこの収入額とはという、室料、飲食料、奉仕料収入合計額だという、これはこの数字に、基礎収入額になるのにはこれを足してこないなったという、その足した3つ分がどうなったんかということでしょう。

○印部久信委員 これ、どこを足すのですかいう話。

○中村三千雄委員 そう、そういうことやな。

○印部久信委員 足すところあらへんのやから。

○中村三千雄委員 足すところがないからや。

○砂田杲洋委員長 ちょっと待ってよ。中村委員。

○中村三千雄委員 それを足した、足してこうなったということは、どこかであるはずやと思うんですよね。それはつかんでないんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） それでは申しわけございません、収支計画書をお手元にお出しいただきたいと思います。例えばですね、25年度収支計画書、自主事業収入のところですね、1億1,288万5,000円の計画を立てておりました。それが対象外収入と対象収入に分かれるというようなことで。

○印部久信委員 そんなこと、どこに書いてあるのよ。

○市長公室長（中田眞一郎） 会社の、企業側の提案するほうにとっては分けておったということで、皆さん、こちらのほうに出てきたのが分かれていなかったということで、それをお聞きしたということで、新しく出てきた書類には9,630万円と施設使用料収入の1,658万5,000円、この2つを足しますと当初出てきておった1億1,288万5,000円になると、このトータルの金額は合うておるんですが内訳が説明できなかったということで、収入自体、施設使用料自体に変更はなかったということでございます。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 だから、この新しく渡された書類で25年で言うたら、どれとどれと、どれとどれを足したら1億3,910万になるんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 1番上の宿泊料収入、それから3段目の施設使用料対象収入、それから奉仕料収入、この3つが施設使用料の対象収入ということで、基礎収入額になってきます。それが前回の資料では、2段書きであったということでございます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 あのね、我々が指摘して計算できへんからということで、わざわざ「かいげつ」さんに言うてこれを送ってきてもろたんでしょう。そうでしょう。当初、審査委員の人もこの内訳を知らなんだんでしょうっちゅうねん。知らんとこれを、審査委員さんは売り上げばかりを重視したと、これは収支決算も重視したということなんだけれども、この施設使用料っちゅうものがきちんと出てなかったわけや、計算根拠が。最初の資料には。そうでしょう。そしたら仮にこれが、施設使用料収入が違っておると、これが1,300が1,500、1,600になってきた場合、ここの施設を、この1つの数字をさわることによって収支決算が違ってきますよっちゅうねん、私は。売上高と収支を見てやった言うけど、今度はそれによって収支差額がマイナス、マイナス、マイナスに出る可能性があるんですよっちゅうねん。そうだな。ということは、売り上げと収支を見てよからうという計算であっても、収支がこれでないわけやん、マイナス、マイナスになっとる可能性もあったわけですよ言うねん、正しく出しとったら。なら、そのマイナス、マイナス、マイナスの年間収支計画でこの会社のプロポーザルをよしとしますかっちゅうねん。その数字が違ったら何ぼここの計算は合うとってても、基礎数字が違うた場合にそんなことをマイナス、マイナス、マイナス、3年も4年も会社経営赤字、赤字、赤字になりますいうプロポーザルを、審査委員会が認めますかっちゅうねん。そこを言いよるのや。

○砂田杲洋委員長 ちょっと、暫時休憩します。

(休憩 午後 1時47分)

(再開 午後 2時10分)

○砂田杲洋委員長 それではよろしいか、再開します。
谷口委員。

○谷口博文副委員長 私も長いこと行政経験、35～36年やらせていただいて、先ほどの市長公室長の答弁等々に対してもう一度確認するねんけど、様式8号等で要は基礎収入額、室料、こういうふうな合計額であるというようなことで、様式8号に明記されたやつは添付資料として当然必要不可欠なものやというような解釈ですわ。ただしその他もろもろの添付資料によっては、それは事業所の判断に基づいて、事業所が書いてくるようなやつでもオーケーとする、これはもう私も消防経験あるねんけど、やはりこういう様式

に基づいて添付さす資料は、下に明記してある。これは必要不可欠なやつであって、それはしっかりとチェックする。ただ、様式というか、行政指導で出さす書類に関しては様式等々こだわらへんのやけど、これは市長公室長、確かに行政のチェックの監視がもう全くずさんだというような、私はそういう認識をしておるわけですね。

ただ市民の願いとしたら、早いこと指定管理を決定してあげて、それでオープンして、私は前回にも話したように、私の願いは南あわじ市のほんまに安定した雇用を創出してあげていただいて、地域の活性化のためになるような施設やさかいやってくださいということでは言うところのや。

けんどきょうの説明を聞いて、きょうは必ず我々議員の質疑に対して、それへの説明責任は果たしてくれるというようなことで、委員長も私も聞いとったわけや。ほな副市長も何か投げやりな発言があったとか、そういうようなことも私もちょっと耳にしてんけど、やはり行政に携わる者は、その辺のチェックというか必要最小限なやつはする、それと、ここに様式でこの自主事業収入のやつと、私もこれ見とったって、そんなものはどこが入っとるかちゅうのは全く計算できらんような状況下で、新たなこの資料が出された段階でこれの説明をするのだったらええけど、これがどうじゃこうじゃ言うてまだわからんような、あなたは非を認めてるような発言をしたら、これは我々、ほんまにこれ市民の目線から見たら非常に残念な結果になりよるのや、執行部の怠慢というかそういうことで。

市民は早いこと公共の施設のサンライズを、しっかりとした事業所に指定管理してあげてもうて、早いことオープンさせてもうて、従業員をしっかりと身分保障いうか安定した、そういうような雇用の創出の場にしてあげたいのに、あなた方があえて何か産建の委員の質問に対して、何らまともに答えとるような状況じゃないさかい、継続、継続、継続っちゅうようなことになりよるのやね。だからもう一度、もっと説明責任ちゅうものはしっかりとしてもらわな困ると、これだけ私は言わせてほしいねんけど、とにかく早いこと、この「かいげつ」さんに指定管理やってもらおうような方法で決定したらなんたら、私は市民からもそういう目線で見られる、ただこれ、今の説明聞きよって議会が安易に採決ちゅうのも、これも私もいかなものかなというような思いがあるので、今からもっと議員の質問に対して真摯に答弁して、今からももうちょっと、私は議論を揉んでいただきたいという思いがあるのやけど。その辺、委員長、私はそういうような思いがあるわけです。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ちょっと急用が、電話かかっとなるので中座させていただきます。

○砂田杲洋委員長 はい。

そのほか、何か質疑ございませんか。

市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 混乱をさせて非常に申しわけないんですが、私が先ほどから印部委員の質問に対して募集の要項と今回出てきておる収支計画書の中身、様式について違っておるということについては、私どもに非があるというふうに申し上げております。それと、その募集要項には任意の様式でも結構でございますというようなところもあるので、今回そういう意味ではこの収支計画書、ただ、今、谷口委員も申されましたように、なかなか数字のチェックができてにくいという指摘を受けて、今回、新しく収支計画書を皆さん方にお配りさせていただいて、もう一目でわかる収支計画書になっておるというふうに私は思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

それから冒頭、委員からも発言ありましたように、宿泊施設というような施設の特徴がございますので、一刻も早く新しい指定管理先にお願いして営業を再開するというのを市民の方も待ち望んでおるかと思いますが、その辺のところもよろしくお願い申し上げます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 あのね、市長公室長。任意の様式いうたって、この一番下に、様式8号に書いてあるやつは、これは最低限添付せなあかんやつなんや。これはもう、行政経験した者やったらわかる思うねん。任意の様式いうたって、ここに列記してあるやつは、これはもう最低必要限度の様式であって、それ以上に添付していただくのが任意の様式や。その辺の様式は定めてない、ただこういうふうな、ここに書いてある室料、飲食収入というようなやつはしっかりとこの収支の報告書に明記してなかったら、これはもうあれやで。公に本来は受理できないような、行政として受理できないような不備な書類であるという認識はないんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 先ほども申し上げましたように、募集要項と違っておるというのは認めます。募集要項の最後に任意の様式ということで、今、委員からも最低3項目は入れなさいというのも、十分承知をいたしております。ただ、議会の議員の皆さんはこれをチェックするという立場も十分にわかりますが、先般開かせていただいた選定委員会の選定委員の参考資料としては、これで採点、点数がつけれたというような御意見もいただいておりますので、委員の皆さんにはこの収支計画書で不十分だというふうに思われるかもしれませんが、今回出しております第87号、第88号の議案に関しての採点に

つきましては、大きな影響はなかったというふうには思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 私は、選考委員の判定にいちゃもんつけるのと違うのや。私はもう、それはもうそれで点数が変わらない、これは「かいげつ」さんで結構なんよ。そやさかい、早う肅々とやってもうたら私はええと思うとるねん。ただ、次、サイクリングにしたって収支の決算の報告が違ふとかいうようなことを、同僚委員も言うとするわけやの。そんなようなずさんな、この行政責任あなた方は何を考えとるのかと。これ、再三に渡ってたかだかサンライズ、サイクリングのこの2つのことに関して、一番最初の産建の委員会するときでも同僚委員からの質疑に対して窮地に立たされたいうか、答弁をできらへんようなことで次の日へ持ち越したと。それでまた次の日も、質疑に対してまともな答弁ができないと。こういうことやから、あなた方の中で肅々と正しい答弁、ばんとやって委員が納得できたら、もうそれなりの結果というか、できとるんやないの。それが今日もまだこういうような状況で、まだサイクリングでも何かいろいろな、さまざまな、私は数字の違いというのは、私自身はまだ把握してないけど、同僚委員からそういうような声があるのよ。その辺もしっかりと説明をできるように、私はもうちょっと議論を深めていただきたいなというように思いがあるわけですね。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 冒頭からいろいろ皆さん御意見があつて、私もそこに、あ、なるほどなという思いで聞いておりました。でもしかし、ながらですけども議論の流れを聞いてて、任意で書類を受け付けてもいいですというのを、これはもう既に出してしまつてる書類で、これに3社が応募をしてきて審査会が開かれたということと、これ以上、今は執行部からもそうですし、審査会に資料をやり直してこいと言うところで室料収入が宿泊料収入と書きかえられてると、施設使用料対象収入が飲食収入と書くべきというような議論になって、ここの文字がちょっと変わるだけであつて、全体的な数字は僕は変わらないと思いますので、ここは採決するべきやなと思つてます。以上です。

○砂田杲洋委員長 ほかに、御意見はありませんか。

先ほど休憩中ですが、副市長から私に対して、これ以上紛糾してもかなわんと、否決されても構わんと、一からやり直すわというようなことを言われました。私は、これを非常に遺憾に思っております。これは休憩中ですけども、きょうの審査もなかなか、これ以上は議論をしても無駄かなと思うところもありますので、継続審査にするか議決をと

るか、採決するかどっちかを挙手で求めたいと思います。

継続審査とすることに賛成の方の、挙手を求めます。

4名ですね。

それではこの第87号議案、第88号議案、当委員会継続審査にするということで、本日の会議を終了します。

(閉会 午後 2時25分)

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成 23 年 12 月 9 日
午後 4 時 30 分 開会
午後 5 時 43 分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7 名）

委 員 長	砂 田 杲 洋
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	出 口 裕 重
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
産 業 振 興 部 長	水 田 泰 善
産 業 振 興 部 次 長	興 津 良 祐
産業振興部商工観光課長	阿 部 員 久

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について（サンライズ淡路）・・・ 97
- ② 議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定について（サイクリングターミナル）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年12月 9日（金）

（開会 午後 4時30分）

（閉会 午後 5時43分）

○砂田杲洋委員長 それでは皆さん、一般質問の後、ほかの人はもう帰りましたけれども、ただいまより、産業建設常任委員会を開催したいと思います。

また、12月5日、6日、8日、また、きょう9日と4回目の異例の産建となっておりますが、まことに申しわけございません。新しい審査会をまたして、ちゃんと説明のできる資料が来ておりますが、配付はしてもらえますか。今までの資料はちょっと机の下にしまっということで、ややこしくなりますんで。

それでは、今、配付されました新しい資料に基づいて審議をしたいと思います。それと、執行部のほうからはこの異例の付託された2件に対して4日間もかけて審議しようということに対して、何か思いの念でもありますか。何もありませんか。反省なり何なりありませんか。

○副市長（川野四朗） おわびを申し上げたいと思います。我々のほうの説明不足と資料の訂正も数回というようなことで、非常に異常なことをございまして、まことに遺憾に思っております。また、昨日の私の休憩中の発言で、非常に皆さん方に不愉快な思いをさせたということにつきましても、取り消しをさせていただいて、おわびをまずもって申し上げます。

○砂田杲洋委員長 担当部長はもうない、よろしい、言うてください。

○産業振興部長（水田泰善） 説明不足と、また、たび重なる資料の訂正、非常に申しわけございません。以後、気をつけます。

○砂田杲洋委員長 それと皆さんにお諮りしますが、87号議案、88号議案は、今までのサンマックス社及び、合同会社サンライズ淡路、またサイクリングターミナルの過年度決算の分については別問題だと思いますので、とにかく87号議案 サンライズ淡路の指定管理についてまず協議をしていただいて、納得がいけば採決をとりたいと思います。そして、今申し上げたサンマックス社、サンライズ淡路合同会社の、それとサイクリングターミナルの過年度分決算とか、そういうのはまたこれからもずっと産建が続く限り、そこで質問をしていただきたいと、とりあえずきょうは、87号、88号議案のみの審議とさせていただきたいんですが、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 当然それでええねんけども、こないだ言ってありました次の産建の委員会までに、サンライズ淡路にそこに250万円を支払ったと、それに対しての業務報告とか何らかの形の事を聞いていただいたと思うんで、そういう報告もちょっと、次の産建までに。

○砂田杲洋委員長 それは、きょう聞いてください。

○印部久信委員 どういうことかちょっとまず、しまいだけしていかなとやな、さきさき、さきさき、行きよってもぐあいが悪い時もあんで。

○砂田杲洋委員長 それと、きょう傍聴人がおりますので、傍聴人は傍聴規則に従って傍聴してください。

それでは、資料の説明はどうします、だれか説明を。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それでは、変更した部分の資料の説明をさせていただきます。

まず、87号議案のサンライズ淡路の資料でございますが、変更したページは、29ページと36ページでございます。そのうち29ページにつきましては、これは言葉の変更だけで、安全管理への取り組みという書類の中の一番上の1行目でございますが、行の中ほどから、当社の基準においてサイクリングターミナルの個人情報及び、というふうにありますのを、このサイクリングターミナルをサンライズ淡路に変更しております。それともう1ページ、36ページでございますが、36ページにつきましては、要項様式7号収支計画書でございまして、当初は、こちらから提示しました様式に向こうさんのほうが記入していただいて、非常にその内容が、施設管理料を算出するのにわかりにくいというふうな点がございまして、施設使用料を算出するに当たってわかりやすく細分化したということで、室料収入、飲食収入、奉仕料収入、これの3つの小計という形で変更後は変えさせてもらってます。これに伴いまして、それからパーセンテージをかけて下のほうの支出の施設使用料が見やすくなったというふうに変更をしております。これがサンライズ淡路のほうの変更点でございます。

次に、88号議案のサイクリングターミナルでございますが、変更したページが、36

ページと46ページでございます。まず、36ページでございますが、これもサンライズ同様、収支計画書、こちらから提示した様式が非常にわかりにくいということで、施設利用料が簡単明瞭にわかりますように分けたというところで、収入のうちの、宿泊施設利用料、食堂収入というふうに分けまして、これが基礎収入に当たるというところに変更しております。それと、最初上がってきておりました分は、右の合計でございますが、平成23年度が含まれてなかったんですが、この部分は変更せずにそのままの数字で、23年度が含まれない数字で合計が上がっております。

それともう1点、サイクリングターミナルの46ページでございますが、サイクリングターミナル過年度決算額、これにつきましてはちょっと数字が違っておるということから、変更させてもらってます。旧の資料でしたら平成22年度の決算額が、古いデータで書いておまして、内容が決算見込みであるというふうなデータでございまして、これは本当に間違ったデータを入れて、本当に申しわけございません。正しい数字に変更しております。

以上、今回差ししかえというところで変更した点でございます。

○砂田杲洋委員長 それで、第87号議案について質疑はありませんか。
中村委員。

○中村三千雄委員 これで4回目ということで、審議が本当に遅々として進まなかったということの中で、先ほど副市長なり部長が謝ったわけでございますけれども、まず、私は3項目についてちょっと質問をさせていただきたいと思うんですけれども。今、4回目ですけれども、先ほど説明があつて正しい資料ということだったんです、なぜ、なぜ、進まなかったかということについての認識をどうしておりますか、どう考えておりますか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 収支計画書の中で、施設使用料に該当する分の区分けができていなくて、その説明ができなかったと、非常に申しわけございません。この分が一番大きな要因だと思います。ですから、この中の資料を確実に把握していなかったということで、私の落ち度で、非常に申しわけございません。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 あんた方はプロでございますので、やはり出す以上は1回にかかる、2回、3回と来る、これが最後ということは、そうでありますけれども、これは経過はわ

かるんですけれども、私はやっぱりこのことについては、今の副市長にも注文をつけたいんです。この先、我々はサンライズとサイクリングターミナルとしておりますが、あと、指定管理はまだあと5つあります。今後こういうようなことについては、こういうようなことはこれでもうきちっと、今後そういうようなことのないようにしてもらうのと、やはりはっきりとした、これはもう初めから説明がこの問題やと、初めから説明がきっちりしておけばそれでよかったと思うんですけれども。これは十分今後注意していただきたいと思いますし、先ほど副市長が休憩の中であつたと、そういうふうなちょっと不適当な発言ということを、今、謝ったわけでございますけれども、我々委員会というものはルールに基づいて、委員会機能を果たしておりますので、そういうようなことも十分承知の上で、真摯な形で答弁なり、やはり我々は反対するためとかいうのではなしに、正しいものを正していきたいというようなことの思いがありますので、まず初めにそれを申し上げてから質問に入りたいと思います。

特に、基本計画書が今、出されております1つの市と「かいげつ」との協定書でございますので、まず第一に、第10条の施設使用料でございますけれども、施設使用料はこういうような形で、1億円以下と聞いておりますし、その11条では事業報告書の作成及び提出ということで書かれております。前回もサンマックスとの契約もこう書かれておりますけれども、これが誠実に履行できなかったから、ああいうような結果になったんやと思います。せやから今回もこの基本協定書を我々が認める以上は、このとおりにきちっと守らせていくという責任があると思うし、監視もしないといけないということで、11条でもそういうふうなことが協定書に書かれておりますけれども、1つ、その12条の業務監査並びに経理状況を監査することができるとなっているんですけれども、現実的に施設使用料の基礎収入額をどのような形でやっぱり確認を、出たもんは確認するんですけど、そのことが我々としては自主的に出してきたものを見るんですけれども、その間、途中監査もできると業務経理についての状況の監査もできるということになっておるんですが、この確認を、基礎収入額の確認をどのような形でやろうとしておるんですか、そこらをちょっと聞きたい。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 41ページ上から7行目2のところに乙はと書いてあるところですね、毎月に報告書が上がってくると、その中に（2）として、使用料または利用料金の収入実績、こういう表が上がってきた中で、その売上額の確認をしていく、積算の根拠の確認をしていくという形になると思います。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 11条の中で3番ですけれども、利用料金の収入実績という欄がありますね、これも確認せないかんのですけれども、基礎収入額もこれに関連するんですけれども、今言ったそれをもうちょっと、どんな形でそういうような収入実績を確認していくんかということをお願いしたい。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基本的には向こうからの報告書になるんですが、今までそのきちっとした報告書を出してくるのが、制限を書いていなかったものですから、1回と、年1回みたいな格好で来ていたと、とか、適宜うちが言ったときとかいう形になりますので、これがきちっともう毎月そういう実績が上がってくる、お金の支払いについては、今質問じゃないんですが、三月に1回ずつという形の中で、そのときにきちっとそれが合っているんかというのも確認できるという形で考えております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私は自主申告でわかるんですけども、それは書類が出てきてということですけども、そういうようなことについては、これには監督、業務報告の作成提出については、業務の途中でも監督することができるということやから、そこでもう突っ込んでやれるということであるので、出てきたもんという経過について、というのはこれはもう、「かいげつ」全体の収支については我々もわかりませんけれども、指定管理しとる分についてはかっちりとそれをやっていただきたいよということがありますので、質問しておるんですけれども、そこらをもう一度はっきり。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 今、中村議員さんのおっしゃった監督の業務の分ですけども、この協定書については弁護士と協議いたしました。そういうことでこういう監督業務を今回新たに追加して、しております。今まではこの監督業務というのがなかったんでこういう事故が起こったのは1つあるということで、こういう監督をして、できるという条文をつけ加えております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 3月末も、同じこういうふうな基本協定ですけれども、それがなされてなかったから、ああいうふうな結果になったというのは明らかでございますので、そういうようなことを事前にとりか、指定しとるんやから管理指示するという、専門的な弁護士とか税理士とかをつけた中で、きっちりと確認した中でやっぱり執行していただきたい思います。

3点目ですけれども、第5条基本的な業務の範囲ということが書かれておるわけでございますけれども、1番目は施設の使用許可に関する業務、第2は施設の使用にかかる利用料金の徴収に関する業務、3番目は施設の整備、器具等の維持管理に関する業務、4番目には各前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務と書かれておるんですけれども、これは非常事態が発生したときですか、想定しておるのはこれはどういうふうな意味を持っておるわけですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基本的に今何も書けるようなものがないねんけど、もし何かあったときとか、今おっしゃったようにそういうようなときに、緊急性のあるような時にこれが使えるという形で、市長がという形で書いております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私はこの3つの中で処理をしようというのは、ほか市長が特別というのはよほど緊急事態というか、我々も委員会の中でこれは理解できるというようなことでないやいかんと思うので、そういうふうなことは3点の中ですべてやっていただきたい。先ほど言いますけれども、そういうような苦い経験がありますので、それと今から約5年余りという中で協定書が進めなければいけないので、これ全体のことについてもやはり真摯に、真摯というかやっぱり業務内容をきっちりと、数字をやはり確実にやっぱりつかんだ中で、ひとつ監査なり監督なりをしていただきたいということを要望しています。

私は一応、終わるときです。

○砂田杲洋委員長 そのほかに、何かありませんか。

87号、88号議案に対して何かありませんか。

○印部久信委員 委員長、今、この第87号、第88号について言われてますけれども、先に冒頭で言いましたように、こないだ言ったことについてのこともちょっと先に聞きた

いし、その辺も整理して、次のところに入りたいので、それ、ちょっと聞いてよろしいですか。

○砂田杲洋委員長 はいはい、ちょっと、そういうわけで。

○印部久信委員 今言われましたんで、もちろん第87号、第88号はこれに入る前に、今までのしてきたことについての我々がもう一つ理解できてないことについて、前回もちょっとお尋ねしたんですが、10月5日から11月30日までのサンライズ公園の維持管理、植栽とかいうことで250万円を支払ったということなんですが、前にも言いましたけれども我々も直接施設を見させてもうたんですが、はて、その250万円をどんなような使い方されたのかなというような疑問もあるんですが、前回お尋ねしてありましたが、担当者、その点についてどういうふうに説明していただけますか。

○砂田杲洋委員長 あれは、きょう報告すると言うとったんちゃうかな。
産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 淡路ふれあい公園の維持管理業務につきましては、草刈りとか、低木、高木の、また花植え作業とかいう仕様の中で行っております。その中で今聞いておりますのは、水道代が15日に請求が来ると、電気代が20日に引き落としやということで実績報告については1カ月程度かかりますので、1月の報告になるということを知っております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 電気水道はともかく、既にそれはいわゆる受動的なお金ですわね、こっちからはわからん。直接雇用されたり、もう既に支払ったお金も当然あると思うんです、圧倒的にそのほうが多いはずなんですわね。私はここにそれを出せという、あれも監査委員ではありませんので、あれですんでね、担当者はそれを見て妥当な金額であったかどうかを知らしめてほしいです、そうでしょう。きちっと言いますと、はっきり言いますとね、電気代、水道代って言われましたわね、それが今もう、この会社がとにかく指定管理は終わったんですわね、終わったんです、ということはよ、最終的に締めた場合、250万ゼロ、ゼロ、ゼロで、これはおさまるはずがないわけやな。電気代、水道代が今から来るわけでしょ、何ぼか来るという見込んであってもよ、250万円の指定管理料を払って、これはもうこの前の契約書にも書いてあったように、これはその維持管理をするがための目的的なお金ですよということやの、そうでしょう。流用はできないのでしょうか、あの契

約書を見れば、そうでしょう。ですから、もうこの会社は2カ月で終わったんですから、250万円が必ず電気代、水道代を払って、250万円ゼロ、ゼロ、ゼロになるようには私は思っていないんです。端数が足らんのか余るのかそれは知りませんよ、必ず出るはずやなと思う、予想するわけ。出た時点で正しい数字を言ってくださいということ。足らんだらどないするか、余ったらどないするか、そうでしょう。

○砂田杲洋委員長 また、そのときに。

第87号、第88号につきまして、あと質疑はありませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 私は数字的なことはもう、これもう3日も4日もやった中で、それはそれでいいんですが。この第19条ですか、契約保証金、今回新しいこういう協定をされてるんですが、この保証金は、これは幾らになるわけですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 契約保証金の考え方は、一応年間4回に、さっき言いましたように、4回に分けてお金をいただくということで、それに相当する額。ですから、最初は24年度の金額、1,294万、その4分の1程度を今思っています。それを契約保証金として預らせていただいて、お金が入ってこなければ、もしそんなことがあればそのお金で精算していこうか。300万少しという形になります。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私らも当初から思ってたんは、ああいう破産というような最悪の事態になったと、また新たにこういう要件をつけたということは、前進していると思うんです。私としたら、もっとその金額を大きくするのが普通やと思うんですけども、これはこれとしましてね、ただ、先ほど中村委員も質問されてましたけども、こういう立派な基本協定書をこしらえても、要は部長以下、担当の職員がね、きっちりとその業務を実行することが大事なんや。何ぼいい協定書をこしらえたってね、要はそれをしなかったからああいう形になったと思うんです。そういうことをひとつ肝に銘じてやっていただきたいと思うんです。それとこれも一つ、今、委員長が言いよった、2議案からちょっとそれるんですけども、関連ですんで質問をさせていただきます。

破産をされたと、それで破産の当事者が市以外にもかなり業者に迷惑をかけていると、そのような金額については今後もこれまた、そういうことがないとも限らんのですね、確認

したいんですが、公的でも何でも結構ですんで、市としては市が管理したプロポーザルで選んだ業者がそういう不始末を犯したと、民間の業者が迷惑をこうむっているわけですね、それを市としてどういう対応をされるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 弁護士さんと相談しながら、今、こないだもやった管財人さんに手続、それに入っていくぐらいとしか思ってません。できないのかなと。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 大事なことなんやな、今回の「かいげつ」さんですか、これはなかなかそういう見る限りは、評判とか聞く限りはしっかりした会社やと。私ははっきり言うて外部のコンサルでも入れてやるべきやと思うけれども、これは大丈夫やと、執行部は自信を持ってそういう業者にやらせて、それは結構ですけども。やはり今後どういう形に、やはり東北の震災みたいにまさかという、まさかちゅうか、まさにこう考えられんようなことができますんですね、そういうまさかのときに市が指定をした業者、管理料もいただいているその業者がそういう民間の業者に今、迷惑をかけた金額について、これ管財人が入ってやっていますけれども、恐らくこれ、これはもう一銭もないと思うわな、取られへんと思います。そういう場合に法的にこれは市も、わし、道義的というよりは法的にも責任あるのではないかと思うんですが、その点はどうですかということ聞いてるんです。これ一銭も取られへんよ、そんなん。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 法律的にはちょっとないと思います、その分は。弁護士さんのほうと話をしてないんですけど、市がそれを肩がわりすることはないというふうなことを聞いております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 市は法的には払う義務がないと、それはそうですけれども、法的にも、私はそこまで知りませんが、弁護士さんがそう言うんであれば間違いのないと思うけれども、やはり何か道義的なね、やっぱり市が指名をした業者がそういう不始末を犯したということで、やはり市にも何らかの責任があるように思うんですが、それは関係ない

ですか、これ、大事なことなんですよ。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） これは、私も法的なことはわかりませんが、例えばですね、サンマックスが以前のように財団法人健康福祉協会という、市が幾らかの出資団体であると、それが指定管理を受けて市の施設を管理しておって、まさかの場合と、で、市内の業者にも迷惑をかけたというようなときは別として、今回サンマックスは完全に民営化した会社ですので、きょうも民民というようなお話が出ていましたが、そういう部分では法的な支払い義務はないと、ただ、今、議員がおっしゃるように道義的というようなことについては責任は免れないのかなというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 きょうは恐らく、これもう4日目なんで、恐らく注目されて市民の方も傍聴してテレビを見ていると思うんです、インターネットね。その中では私はあえて質問したんです。そやから市が法的に根拠はないし、道義的には考えるけども、結局はそういう被害をこうむった業者は泣いて、我々にもそういう電話とか、これ、どないなるんやと、もう市も管理料をもらいよったのに、そなん無責任やないかと言うような声もあるわけやな。そやから市がそういう支払う義務はないと、道義的には感じているけれども支払う義務はないと、もう一回はっきりと答弁をお願いします。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 最終的には、私どもの顧問弁護士に最終的に確認をさせていただきますが、民民の問題ということで市には支払い義務は今の時点ではないというふうに感じております。それから、先般行われましたプロポーザルでも委員の皆さん方からそういうことも踏まえまして、今現在サンマックスに納入しておった業者、もちろん雇用されとる従業員の方もそうですが、続けて雇用先、あるいは納入業者、それらについても配慮願いたいというような質問はたくさんございました。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今回、本当にこれ、経理を見る力がない、数字を見れる力がない。僕らがあんだけ早くから専門家を連れていけとかいうふうなことを言っておったのに、連れ

ていっとなら、業者とかそういうような方々に迷惑は、多少は軽減されとったんじゃないかなという思いがするんや。そこでよ、今回こないして非常に協定書で縛りをたくさんつけておるけども、けども、これもまだ僕は十分ではないと思うんやね。今、文明の利器っていうのはあんの、それを何で利用しないんですか。売り上げを上げたら、ポンポンと打ったら、びゅーんと市のどっかにでもやなコンピュータへでも入ってくる、ほんならそれでよ、もうどんだけ売り上げが上がりよるんか、きっちりした数字がその日のごとにわかるんよ。今、あっこ、和歌山の産直場。そこで野菜でもな、自分農家から直接持って行って、レジを通ったら、仮に大根白菜がよく売れたらな、減っていきよう数字がわかるわけや、携帯電話で。で、減ったからすぐに追加しますと言って、畑から取ってきて追加するわけや。こんだけ新鮮な野菜を持っていけるようなシステムができとんのよ、こんな簡単なもんよ。そなん何で採用しないんですか、この点いかがですか。

○砂田杲洋委員長 さっき言った法律の問題になってくるかの。委託しとる業者のところにを入れるか入られへんかのことも考えてください。だれか答弁。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） さっき長船さんの答えのほうで、監視の関係なんです、まず、今まだこの11条にのっとったさっきの文面、その向こうからの来る報告書、この売り上げの確認でまずいけるんかなと、そこについては。確におっしゃるとおり、そこら辺の維持、日々の売り上げは確かにそういうシステムでも見れることができると思うんですが、基本的に該当してくる分については、それで確認していきたいとは思っております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これは、言葉が悪いけどもやね、仮の話やで、売り上げポンと上がったら、まともに出てくるんよ。帳面上やったらやな、ちょっと連ねて、できる可能性はあんのやな。このシステムだったら、レジを通ったら必ず100%出てくるねん、隠れへんねん。何でそういう文明の利器とかそういうようなんを使って、常時チェック体制ができるような、とったらええんちゃうかなと僕は思うねんけどな。第一、今回の失敗とかやな、あれだけ失敗した中でよ、1年に1回モニタリング調査するとかいうふうなことも言ってるけれども、これやったら一番簡単で、一番正確じゃないですか、どうなんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）　　今現在、サンライズ、サイクリングのように指定管理料を、施設使用料をいただいております指定管理施設というのが、6カ所ございます。すべて、6カ所すべてが商工観光課の所管でございます。サイクリング、サンライズはもとより、他の施設も今、同様に自己申告というような形でしておりますので、今、委員が御指摘のようなことにつきましては、6施設、実施する場合については他の施設も同様というところから、今後指定管理者と協議の上、施設の整備だとか、そこら辺については検討していきたいというふうに思います。

○砂田杲洋委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　難しいないのよ、ほんまに。もし何だったら、メモリーでやなパソコンに転送してもらおうとか、何ぼでも方法はあるねん。何ぼでも方法はあるねん。直接1つ通ったら、売り上げ1つ上がったら、ずっと上がるやつもあるし、また、逆に1日のレジを打ったやつをそのまま、レジの中にメモリーカードかパソコンに入れてぽつと転送する、そんなんもあるねん。そりゃ、やりようというのは何ぼでもあると思う。こういう協定書で縛りを、文言で縛りをつけるというのもええけどもよ、これはこれとして1つは必要なんよ。せやけどもより正確な数字を、向こうのこんな言葉は悪いけど、向こうのためにも不正のないように、向こうのためにも不正のないようにしたるのも行政やと僕は思うんです、どうですか。

○砂田杲洋委員長　　市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）　　一度、このサイクリング、サンライズ指定管理者と協議をしてみたいと思いますし、あわせて、他の施設等についても指定管理者と協議をしてみたいというふうに思います。

○砂田杲洋委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　ちょっとほんなら、このサイクリングとサンライズ両方のな、この危機体制、緊急体制やの、これ、ほんまに非常にすばらしいことが書いてあるんやけども、この消防等においたら、これ、まあ言やあ、海月館のことを書いてあるんやな。本来これだったら、サンライズでありサイクリングではないかんのかなと、僕は思うんやけど。この12ページと、サンライズやったら13ページか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） サンライズ淡路の１３ページの中の緊急事態予防対応
手続の中で、海月館自衛消防隊編成表ということでかかっています。その中で見直しとして、
この手順は防災訓練後、また緊急事態発生後に見直しを行い、また、必要に応じて改定す
るということと、また、最近でニュースになったんですけれども、「アテナ淡路」です
か、いろいろ館も出てきた中で、サンライズ、サイクリングが取れるときには新しい防火
体制の表をもらおうと思っております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それもなんやけどもやで、このＩＳＯとか、それから環境管理責任者、
両方ともな、同じ方がされるわけや、特に防火管理者なんて一緒なんやの、サンライズと
サイクリングがよ。これだけ離れた所でよ、ほんまにこの大事な役職が同じ人でええのか
どうかっていう疑問点、緊急なんやわけよの、緊急やからその場における人でなければちょ
っと後手後手に回って、お客さんを、やっぱり一番はお客さんやってやな、お客さんに迷
惑がかかる、また、お客さんが死亡とかそういうようなことがあってはならんことが起き
ないかなと。そこが審査のときに、どうだったんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この審査の中で、オブザーバーとして私が入っていた
中で、午前中はサイクリングターミナル、午後がサンライズ淡路と、提案ということで、
同じ人ではないかという中で、とれた中では、新しい防火管理者なりその間に設置が求め
られると思いますので、これはまた新しくいただきたいと思っております。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 私も選定委員の一人として加わっておったんですが、緊
急体制というようなところでは委員各位からは御質問がなかったように記憶しております。
私も質問はいたしませんでした。指定管理者のほうからは、特にこの緊急の対策というこ
とで、逆に次のページの食中毒の対応というようなことが特に力を入れて提案をされてお
ったのかなというように思っております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 食中毒はこういう施設は特に、特に大事やけども、やっぱり一番大事なんは人命ちゃいます、人命ちゃいます、僕はそう思いますよ。ですから、そこらをやりもう少しね、次、変えるからやということではなしに、一応これを見たらすばらしいと思うよ、書いてあることは。ほんまいざ緊急時、想定外とは言わせないというようなことは大事なん違うかなと僕は思うんですけども、それがその点をやはり審議の対象として、審議してほしかったなという僕は思いが強いですけども、いかがですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この提案の中で、この施設をとれたという前提の中で、各施設にはA E Dを設置したいという提案がございました。

○砂田杲洋委員長 なるほど。
長船委員。

○長船吉博委員 A E Dはこれと話は別やんか。A E Dというのんは心臓のほうであってよ、これは僕らも防火体制なりよ、消防消火体制なりよ、それから、そういう部分での質問しよんねんよって、ちょっと答えは別やと思いますよ。

○砂田杲洋委員長 これ、部長、まだこれ、決定してないといかん、提案者やさかいよ。とれた場合こういうふうな体制をとりますということとちゃうんかいな。のう、とれた場合はこういうふうな体制をとりますよということが書いてあるんちゃうんかいな。
ちょっと説明して。
部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、委員長さんからありましたように、基本的な考え方を書かれておると、責任者その間の責任者が管理責任者に入ってくると。そういう形の中で、訓練であるとか、消防署の立ち入りとか、設備の点検、防火対策、非常事態の時の連絡系統とか、そういうものがこういう形でやりますと、海月館にあわせてやるというような形の中の説明だったように思います。僕も審査員ではないんですが、オブザーバーとして聞いておりました。これはサンライズもサイクリングも同じようなシステムとしてこういうふうな連絡体制で動いているということでございます。

○砂田杲洋委員長 ほかに質問ありませんか。

印部委員。

○印部久信委員 委員長がきょうの冒頭、委員長が、第87号、第88号に関してやってくれということであったので、産建の委員会も16日にあるので、この21、22年の決算とかそういうことの使用料利用料についてのちょっと不信な、聞きたいことがあるんですが、それは16日にします。16日のその他の委員会でこれをさせてもらうということとで今してもうて。

この第87号、第88号について、私はこれを見たり、この計画書を見てね、審査委員会がこれでよしと、議案に出してきとることについてね、私はこの過程とかもろもろについてもあんまり聞くつもりはない。3社が出してきて、その中で判断されたんやから、私自身はそんでええと思とんです。ただ、以前から言ってますように、この指定管理の期間だけがどうも私自身、得心できらんのです、納得できらん。あえて正式には5年半か6年かな、まあまあそんなになるんですが、長期にする必要がないと思うんです。3年なら3年にしといて、十分こういうところやったら実績もあるんだろうし、そのときに見て、プロポーザルをしてもらってですね、またそのときはもう審査委員の皆さん方もそのプロポーザルをしてもうた時に、また何社かあると思うんですが、実績も十分評価してもうて選定してもうたらええんであつてね、やっぱりこの期間は長いと思うねんな、私はどないしてもあえてそう長せんなん必要はないと思うんですわね。この「かいげつ」さん、もうこんなもん十分やっていけると思いますし、やっぱりこの、人間ちゅうものはある意味では、緊張感を持ってやってもらうということについても、私は執行部と議論をする気はないんですよ、執行部はこういうことで提案しているんですから、私がどうのこうの言うてこれを覆せということもないねんけど、議論する気はないねんけれども私の考えはそうであると、これだけはこのことについて異論はほぼないんですけれども、指定管理期間だけについてはどうしても私自身は得心できらんということだけ申し添え上げたい。

○砂田杲洋委員長 執行部、今の印部委員の指定管理の期間6年、長いんでないかというねんけど、その理由を何か。聞いたって、聞いた、もうよろしい。

○印部久信委員 私はもう。この期間について執行部と議論する気はないけど、私の意見として。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は、第87号、第88号議案で、特にサイクリングの件について、これは確認なんですけれども、室長は審査委員だったということで、接客でなしに厨房に

ついて確認したいんですが。これはもちろんサンライズはサンライズで厨房で、そういう厨房の職人がおると、この前も、もうこれはこんなことはないと思うけれども、前はサンライズが配達したりしておったと。今回これはそういう指定管理を受ける、まあ言うたらこの書いてあることは採用してもらおうと思うて、やっぱりそんな悪いことは書けへんわな。そこらも採点の中でも加味してやってると思うんですが、そういう点ではどうなんですか、もう確実に指定管理はした、必ずそういう職人を雇って、板場ですか、やるという確約はとっておられるんですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 提案の中ではそのような提案でございましたが、質疑の中では、その厨房の料理人を個々に置くんですかというような質問はございませんでした。しかしながら、当然、午前中にサイクリングをやって、昼からサンライズ、それぞれプレゼンテーションを受けたんですが、その中でも特に、合宿とかサンライズで収容し切れないうきに、サイクリングターミナルも一緒に使って大量の合宿、特にスポーツ合宿等の対応をしたいというようなことをおっしゃっていましたので、当然それぞれの施設で料理を扱う方を確保していただけるものというふうに思っております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これだけは本当に事実やね。そういう傷んだ刺身を私は食べてんから、ほんとですよ。ほかの人はわからんと食べたんかもしれんけど、これ、ほんとなんです。そういう評判がで出るんです、ですから、もしね、そういうことが出ると、これはまたサイクリングはまた赤字状態ちゃうか、ことになるんで、その点をそういう「かいげつ」さんに強く要望して、やはりきっちりとした体制で、特に夏場なんかは料理ちゃうようなものはやな、配達しよるやこと言うたら、それはもうとんでもないことやと思うんでね、その点を一つ徹底してほしいなと思うんです、その点どうですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） この指定管理者の提案の中では、今、洲本にある旅館以外に、淡路市にありますスポーツ合宿の専門のお店も12月から経営するというようなお話も聞いておりますので、特にこの料理関係については、特に注意を払っていただく管理者かなというふうに思っております。しかしながら、今そのような話、前任者がそういうようなことをやっておったということは、相手方に伝えたいというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなんで、しつこいようですけども、やはりそういう点を重視してやってもらわんとですね、今、何や言わんなん思うて。そういうことを重点的に。
また、思い出したら言います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 くどいようやけどよ、あそこの公共のサンライズ施設の利用の雇
用者の身分保障を、それとそこで働くもん、利用者の不便というんか、公の施設なんで速
やかに早いこと、私自身はもう早う第87号、これはもう「かいげつ」さんでよ、選考委
員会も選考に対する書類の不備、あなた方の失態は今後のことやけど、これは早いこと決
着をつけて、早いことオープンしたって、ただ、雇用と身分保障をしっかりと、これだけ
は重々お願いしたいなと。それと、先ほど冒頭、また阿部委員のほうからも言っとったよ
うに弁護士さんに聞いたらよ、支払いとか、あの辺のあくまでも南あわじ市がバック
についとるということでよ、そういうふうな商売をされとる方がおるわけよ。この辺、
とるもんないさかい言うてよ、何かのリースの機械を入れとることか、下のほうで売店
をしよる人らがよ、ほんまにこれ、泣きようねんよ。泣きよると言うのよ。あなた方の責
任において泣きよると言うのを、そういう自覚よ、反省よ。それをしていただきたいと。
私は早いこと、とにかくあそこをほんまに閉館を1日も短くして、早いことオープンさせ
てやってあげて、あそこでかつて勤務しておった子が10月末で切られてもうとんねん。
その間、正月を迎えるのにほんまに、やはりそれなりの雇用の確保、身分保障だけはしっ
かりしてやってもうて、やったってほしいと。速やかに、これに関してはもう私は十分よ。
早いことオープンとか、いつからさせたってくれるので。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 冒頭にも申し上げましたように、選定委員会の委員の皆
さんの質問もまさに今の議員と同じように、今の従業員の継続雇用というところの質問が
圧倒的に多くありました。提案者のほうからは、当然皆さんとお会いして私どもの条件を
発表させていただいて、やる気のある方については正規の職員でというようなお話がござ
いましたので、その分については私どもも相手方を信用してまいりたいと思います。

それから、指定期間でございますが議会の議決の翌日からという、この施設だけは少し
特異な変形的な日程になっておりますが、議会の議決の翌日というふうな規定をいたして

おります。

○砂田杲洋委員長 13日からや。

○谷口博文副委員長 では、13日から開業。13日からはよ、前に勤めとった子ら。
この子らには、ほんま確かに雇ったってくれんのよのう。今、待機みたいな感じになつと
るらしいけんど。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 提案者のほうからは、当然やる気のある人材を欲しいとい
うようなことをおっしゃってましたので、それぞれ面接をさせていただいて、当社の条
件にまず合うかどうかと、それで納得いただいて、なおかつやる気のある方については正
規に採用していきたいというふうにおっしゃってました。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 委員長、今思い出した。何でしつこく単純なことを聞くかという
と、指定管理の議決をすると、これは我々も、もう口出しできひんわけやの民間の1会社にな
るということで。さっきのことでもしつこく言いよんで、その点を理解してもうて、ほ
んまに食べるもんについては、くれぐれもやね、そういうことのないように、一つよろし
くお願いしたいと思います。

○砂田杲洋委員長 阿部委員が食べとうさかいによ、ええにおいのするおつくりを。く
れぐれも、よろしく頼みます。

ほかに。

長船委員。

○長船吉博委員 サンマックスは、このサンライズを何年運営したんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 平成20年10月に、指定管理が入りやと思います。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そんなら、合同会社サンライズ淡路は。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ことしの２３年１０月５日から１１月３０日です。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この２社ともよ、３年、長くて３年。今、印部委員と僕は一緒なんやけども、余りにもやっぱり、平成２９年３月３１日までというのは長過ぎると思うんですよ。まず、プロポーザルで約２５分聞いたと、それでその後、質疑応答が２０分だというように聞いたんですけども、これには間違いはないですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） プロポーザルは、パワーポイントを使って２５分間の説明を受けました。その後、各委員からは２０分間の質疑応答がございました。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それで、その各選定委員さんにはこの議案書、何日前に提出したんでしょうか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 多分、３日前ぐらいには手元に来ておったように思います。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 １４名の選定委員さんですよ、ほんの４５分、それと３日前のこの議案書。それだけで本当に経営能力、また、安定経営等についての判断が本当にできるのかどうかという、僕としてはあるわけです。なぜかと言うたら、前回がこんなんやからや。そこへ持ってきてよ、総務部長がまず重点に経営能力を重視して審査しました、公室長は

収支計画書を重視して審査しました、財務部長も収支計画と、副市長は支払い能力。この前の産業建設常任委員会の際に副市長は、何でこれだけ長い期間なんだという答弁には、まずは雇用対策、そして長期安定経営って言いましたよね、そうでしょう、副市長、覚えてしょう。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） そのように答弁させていただきました。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 雇用対策は、当然やっぱりここを開設したら必ず雇用せないかん。これはもう確実にわかったことであって、長期安定経営やというのは、企業が努力することなんや。こっちが、行政が配慮することと違う。さっきもよ、印部議員も言いよったけども、雇用されたほうも緊張感を持って仕事していかないと、ぐあいが悪いわけやないですか。こんだけ長いことやったら、6年弱おれはもう働けんのじゃ、まあええわというようなうちちょっと、ちょっとよ、考え方に緩みが出たら、ぐあいが悪いと。常に危機感を持って従業員もよ、仕事に当たるべきやと私は思う。そのためにもやっぱり3年ぐらいでね、前の失敗を踏まんためにも安全策として3年間ぐらいに、僕はしといてほしかったら、もうもろ手を挙げて賛成する。せやけども余りにも長過ぎる。この本当に思うのは、これだけの40分、45分と、書類と、それと「かいげつ」さんという名前とでうのみにして、これはもう絶対安定経営や、経営は大丈夫やと。これ、この前の産建の委員会で阿部委員が言いよったで。いつ想定外というのが起こるやわからへん。1つの風評被害でよ、こういうサービス業は一遍に沈下する可能性も持っとるん。そのためにもやっぱり、努力してもらうためにも、もう少し短い期間であってほしかったと僕は思うんですけれども、僕の意見は間違っていますか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今現在、市内で108つの市の施設を指定管理いただいております。それを見ますと、ほぼ差はあるんですが、3年から5年、一部の集客施設につきましては10年という、最長で10年というパターンがございます。いろんな考え方ができると思います。ただ前回私が答弁させていただいた、まず雇用されておる方々の安定、この会社に就職しても3年後には指定管理を受けられるかどうかかわからないと、こんな不安定なところはというような不安を解消するためにも、今回、5年と。それと安定

経営ということで当然企業が考えることなのですが、今回このようなことがございまして、日刊新聞にも大きく日々報道されておりました。客足が戻るのに相当数の日数がかかるのではないかというような危惧もいたしております。そういう観点からいろいろな選択肢はあったんですが、5年間というふうに決めさせていただいております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 室長ちょっとおかしいんちゃう、答弁。あんた、ほんならこれ、出てきとるよ、収支計画書を見てみな、ふえとるで。収支計画書を見てみいな、苦しい、当初はそりゃ、苦しいかもわからへんよ、せやけど28年やいうと売り上げが上がっていきようやないか、ずっと。ここや6ページよ、指定期間内における達成目標ということでの、淡路島のほぼ中央で充実した施設を持つサンライズ淡路のポテンシャルを考慮すると、まだまだ利用者満足を実現し、利用者増を可能にすることができると判断しておりますと、書いてあるやん。ここに宿泊人数が全部書いてあるやん。ほれやのに苦しいとか何やこないやと、ちゃんと自分らで運営やりましようと言うて、提案してきとうのと違うのん、どうですか。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 指定管理を受けた当初についてはそういう心配があるというようなことで、あとは企業経営の努力というところで、こういう数字を上げていただいておりますというふうに思います。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 だから僕は3年でもええんちゃうかと、3年先に上がつとるやないの、収支計画書。あんた、たしか収支計画書重視したって答弁しとんのや、ちゃいます。

○砂田杲洋委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 私は提案を受けて、最重要視させていただいたんが前回の二の舞というようなことで、夢物語の数字が書き込んでないかというのを最重要に見させていただきました。収支については二の次ということで、収入のところのでたらめな数字を書き上げていないかというようなところを見させていただきました。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 だから私はよ、企業として安定雇用。まじめに一生懸命にやってこの数字どおりいきよったら必ず次も、3年として3年後も契約してくれるんでえか。印部委員も言いよったよ、一つのよ運営していきよったら、一つのプラスアルファをつけた、次のときによ、つけて審議したれと、ほんまにすばらしい運営をしていきよたらって。わしらもそれなんよ、要は緊張感、ハングリーなんや。それと公室長が言うよう、ほんまに前の轍を踏まんためにも、ためにも、市としては安全策として3年のほうがよかったんかなという僕の思いなんです。もうこれ以上言っても平行線かもわからんのやけど、僕ははっきり言っとくわ、3年だったらもろ手を挙げて賛成じゃ。

○砂田杲洋委員長 ほかにありませんか。
印部委員。

○印部久信委員 これは長船委員も今言うてましたように、執行部が提案してきとるこの期限について、これはもう見解の相違としか言いようない。委員長、議会だよ、この期限を、例えば2年にする3年にするというようなことをこの委員会で修正動議を出せるんですか、出せらんのですか。

○阿閉裕美事務局次長 修正動議を出せるのは、予算と条例、修正権があります。その他の議案についてはもう可決か否決かということになってきます。

○砂田杲洋委員長 これ、別に議員提案では出せへんの。

○阿部計一委員 わかりました。もうこれはね、そういうことで、もう見解の相違で我々はこの内容についてはこれでオーライと思うねんけど、期限については私らは、これは私らはこれはいかんと。執行部はこれで行くと言う。これはもう後は採決しなしゃあない、採決せんとしゃあない。

○砂田杲洋委員長 ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 これ、ほんまにもう先ほど中村議員も冒頭から言われたんですが、当初はこれ、ほんまに1つのボタンのかけ違いがこういう状況になったわけです。当時私も議長をさせていただいたときに、10月4日に議運を持って、全協専決ということで、全

協でももめにもめて、何せお客さんもあるし、3月31日までということで副市長が言われて、その当時の支配人を信用してやるんやということで、これは専決もう好きなようにしてくださいということで言ったわけよな。ところが急遽また、もっと安定したところに早くということで、5、6、8、9、きょうで4日間になつとるわけよな。そういうことで、我々はもう常にそういう早いことそういうことをやってほしいという気持ちはもう常に、皆議員は一緒やと思う。ただ、そういう1つのボタンのかけ違いが、それとはっきり言って事務当局のやはりそういう書類面の不備とかがあって、こういう状況になったということで、その点一度失敗をし、何回も言いますが我々も、今度もしやのことがあったら、これは我々も切腹もんやというような、これは下世話な表現でなしに私はそう思っております。そういうことで、非常に議員さんも皆シビアになってこういう問題になったということです、重々その点はね、わきまえていただいて、今後はこんなことのないようにね、これはもう想定外も想定外のことになったわけです。ひとつ、その点ほんまに委員長も御苦労さんでしたけれども、私はそういうことを条件に質問、採決をとってもいいんじゃないかなと思います。

○砂田杲洋委員長 それは執行部に、先ほど各委員さんから要望もありましたことをまた留意してください。

それでは、お諮りします。

この、第87号、第88号分割して採決をとりたいと思いますが、採決をとることに対しまして異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ただいまより第87号議案 公の施設の指定管理についてを採決いたします。

第87号議案について、可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

4名。わかりました。

それでは、第87号議案は可決されました。

次に、続いて、第88号議案 サイクリングターミナルの指定管理についてですが、賛成の方の挙手を求めます。

4名です。ありがとうございました。

それでは、第88号議案も可決することに決定をいたしました。

それではお諮りしますが、委員長報告ですが、第87号、第88号議案について、どのように取り計らいます。

(正副委員長に一任の声あり)

わかりました。本日は、御苦労さんでありました。

副委員長、ちょっとあいさつを一言、やってください、締めのあいさつを。

○谷口博文副委員長 副市長、十分反省してください、もう十分、産建、反省していただきたいと思います。

本日は、これで終わります。

○砂田杲洋委員長 ありがとうございました。

(閉会 午後 5時43分)

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年12月16日
 午前10時00分 開会
 午後 1時58分 閉会
 場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	砂 田 杲 洋
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	水 田 泰 善
農業振興部長	奥 野 満 也
都市整備部長	山 田 充
下水道部長	道 上 光 明
産業振興部次長	興 津 良 祐

農 業 振 興 部 次 長	神 田 拓 治
都 市 整 備 部 次 長	山 崎 昌 広
下 水 道 部 次 長	松 下 修
産業振興部商工観光課長	阿 部 員 久
産業振興部企業誘致課長	北 川 真 由 美
産業振興部水産振興課長	早 川 益 弘
農業振興部農林振興課長	松 本 安 民
農業振興部農地整備課長	大 瀬 久
農業振興部地籍調査課長	和 田 昌 治
農業振興部農業共済課長	宮 崎 須 次
都市整備部管理課長	和 田 幸 三
都市整備部建設課長	赤 松 啓 二
都市整備部都市計画課長	森 本 秀 利
下水道部企業経営課長	江 本 晴 己
下水道部下水道課長	小 谷 雅 信
下水道部下水道加入 促 進 課 長	喜 田 展 弘
次 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	竹 内 秀 次
国 民 宿 舎 支 配 人	北 川 満 夫

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- (1) 議案第 7 7 号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について
..... 1 2 4
- (2) 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)
..... 1 2 4
- (3) 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度南あわじ市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
..... 1 2 5
- (4) 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算 (第 1 号)
..... 1 3 1
- (5) 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算 (第 1 号)
..... 1 3 5
- (6) 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて..... 1 4 1
- (7) 議案第 8 5 号 字の区域の変更について (市西地区) 1 4 5
- (8) 議案第 8 6 号 字の区域の変更について (広田、松帆、西淡志知、市地区)
..... 1 4 8
- 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について..... 1 4 9
- 3. その他..... 1 4 9

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年12月16日（金）

（開会 午前 10時00分）

（閉会 午後 1時58分）

○砂田杲洋委員長 おはようございます。

きょうは、久々に冬らしい寒さになっておりますが、皆さん、風邪をひかんように気をつけてください。そない言いながら、私も風邪ぎみでございますので、聞き苦しいところがあると思いますけど、よろしくお願いします。

執行部から何かありますか。

それでは、進めます。

（1）議案第77号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

○砂田杲洋委員長 それでは、第40回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の提案理由の説明は、皆さん、どうしますか。再度受けますか。よろしいですか。

それでは、提案理由の説明は省略したいと思います。

それでは、議案第77号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

何か、質疑ございませんか。

それでは、質疑がないので質疑を終結します。

これより委員間討議ということも言われておりますが、どうしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 なしでございます。

それでは、議案第77号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○砂田杲洋委員長 挙手多数であります。

よって議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（2）議案第64号 平成23年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

○砂田杲洋委員長 次に、議案第64号 平成23年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

何か質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を終結します。

議案第64号に対しまして、採決をとります。

議案第64号に対しまして、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○砂田杲洋委員長 挙手多数であります。

よって議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（3）議案第66号 平成23年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）

○砂田杲洋委員長 次に、議案第66号 平成23年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

何か質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文副委員長 まず下水の全体的なことについてお尋ねするねんけど、この処理区はもうすべて市内一円完了しとると。それで、管工事に当たっては、今の、私の地元である松帆であったり、湊地区の完成予定というのは大体市内全域にできるのは、平成37年初めていう話があるねんけど、その辺についてちょっとお尋ねいたします。

○砂田杲洋委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 松帆・湊処理区につきましては、委員さん御指摘のとおり、計画におきましては、平成37年というふうになってございます。ただ、今後進捗の状況によりましては前後するというようなことで御理解をいただきたいと思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 下水の工事について、私も若干あれやけど、要は当然限られた予算の中で執行していきよるさかいに、それだけの期間が要るのか。私は当然やるべき公共

事業というのは、できたらできるだけ早いこと生活環境の整備のために、例えば、37年までいうたら今からまだ十数年も先の話やけど、それを例えば、7年でやる、半分でやるということは、市の財政に対して非常に圧迫するさかいにそういうような事業計画になつてくるのですか。そのあたりのことについて、ちょっとできるだけ基本的なことを教えてください。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） ちょっと昔のことからあれですけども、これ旧町時代に汚水処理計画というのが策定されております。それは全体計画にもって、集合処理区、それと個別処理区というのがずっと始まってきております。それをもとにやっておるんですけども、やはり最近の合併してから以来、三位一体の改革とか、この事業、それから、政権交代、いろんな中で、枠というか補助事業の国の補助がかなり減ってきたのが大きな原因ですけども、また、去年でいいますと、震災の関係でかなり補助金額が減ってきております。何とか効率のいいようにやっておるんですけども、今は順次計画どおり進んでおるんですが、松帆だけの事態見ましたら、始まりがおそかった。それで、今平成37年というような計画で進んでおるではございますけれども、この事情を見ましたら、前後するというよりおくれるだろうと、そういうふうなことが今の段階では思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 こういう下水処理いうたら、都会のほうからどんどんどんどん整備してきて、それで地方のほうにも下水の工事しなさいというふうなことで国の方針示されとる中で、これはさまざま、それは東北の大震災のそういうふうな復旧・復興工事のほうに予算いくんなら、私としたら37年やて決まっとるけど、今部長言うたように、やはりそういうふうな国からの補助がないということは、37年の計画が、私は反対に前倒してやれというふうな思いであってんけど、反対に40年も50年もなれへんかなと、そういう心配をしとるねんけど、その辺はしっかりと予算の措置はできるのですか。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） これ、今の段階で一生懸命、毎年要望はしております。ただ、その分をくれるかいうて、ここでもらえますというふうな確約はできないんですが、思いは、今加入促進が余り伸びない中、私らの思いは、皆さんに同等の早よ整備をして、同等の立場になっていただいて、それで早く入ってくれ、入ってくれというのがもう一番の

願いで、これを供用開始をやろうと思ったら、早よお金をやって、整備を早くして、それでつないでいただくのがもう基本とっておりますので、気持ちはほんまに何とか早くやりたい、思いはいつも持っております。要望はもう一生懸命やっていきたいと思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 もうざつとでええさかいに、年間下水の予算、何ぼなんですか。例えば、20億やったら毎年20億、要は市内で下水道整備事業に使いよるいう、ざっくりの予算は幾らですか。市内で、去年は何ぼで、ことしは何ぼで、来年何ぼいうて、それぐらい大体よ、10億や、15億やいうてあるやろ。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 今、全体の収支いいましたら、下水道全体では50億ちょっとです、年間。事業費でいうたら、20億ちょっと。それを今、旧処理区でやってっております。以上。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 全体で、下水道の予算というのは50億あるわけか。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 事業費だけじゃなくて、いろいろ維持管理とか。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 維持管理からいうて。それで、新たに事業するよ、管工事であったりする事業が20億ですか。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） そのとおりです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 工事する事業費が２０億で、それで、全体の維持管理経費が５０億いうよる、３０億いうのが維持管理に要りよるということか。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） ５０億いうのは、その中には人件費も入り、何も入りいろいろ入り、いっばしもうすべて全体、一番最初の当初予算が５０億ということで、その中の工事関係が２０億程度ということで。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 結局、部長、ほんなら、下水道を維持管理するのには、３０億というのは今からもうずっと毎年要っていくということでしょ。必要経費というか、維持管理が３０億要るねんやったら。そういうことか。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） すいません。３０億じゃございません。今維持管理費だけで３０億ございません。それは、維持管理費だけでございましたら、毎年絶対要ってきます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 それは幾らですか。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 申しわけございません。２４億程度と。

○谷口博文副委員長 維持管理が。

○下水道部長（道上光明） はい。

○砂田杲洋委員長 よろしいか、谷口委員。

○谷口博文副委員長 もうこんでやめんねんけんど、ほんなら結局は、50億の中で24億があれば、新たに新規に事業うか整備していくお金が20億ぐらいは、今からほんならずっと毎年それだけついてくるのは間違いないねんの。その辺が、不動やいうことか、わからんいうことか。確定してない。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 今言いますように、毎年補助金としまして、それが確定ずつついてくるかいうたら、これは流動的です。去年はちなみに要望額の66.5しかきませんでした。事業費合わせて4億、事業費ですよ、4億こなかったんです。最終的に、前年度までは何とかかんとかやりくりはしておったんですが、ことしにおいては66.5%分しかこなくて、最終的に3%戻って70%、70%でこれで終わりと思います。

○谷口博文副委員長 終わります。

○砂田杲洋委員長 ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 浄化槽の補助が何かもう近々なくなるやいううわさしとるねんけど、そんなことはないんですか。

○砂田杲洋委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 浄化槽の補助金なんですけども、今現在国のほうで、一つ例にとってみますと、5人槽が33万2,000円という交付しておりますけども、国に聞いたところ、継続できるというようなことを聞いております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは継続してもらわなぐあい悪いわけなんですけども、これは旧町時代、南淡のほうは先にやっている、先ほど部長が皆入ってもらわなぐあい悪いというような答弁やったんやけどね。入りたいとこも、きいてほしいとこも勝手に行政が区別してね、それで今そのままいきよるねんな。それで、この前も議員の中でも引いとらんとか、職員の中でも引いとらんもんがおるとか、そういううわさ聞いたんですけども、今職員で何名ぐ

らいが下水道を引くべき場所で引いてない、何名ぐらいおるんですか。

○砂田杲洋委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 今現在、職員で27名が今接続できてなくて、今年度接続すると聞いておるのが12名おります。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これもう大分前からそういうことを市がそういうふうに奨励して、それで公の身分の人間が、そういうような、どういう事情で入る予定とかいうようなことを言うんで。当然、入りたい人でも入れへんねん、引かれへんねん。当然引かんなん人が、特に職員が率先して引かんやいうことは、そんなんほんまにいかげなもんかと思うねん。理由はどうなんですか。課長じゃなしに、部長、答えてください。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 27名の中には、いろいろこちらのほうでいついつのぐらいうやるのか、予約を聞いたり、その理由を書いてくれという文書、メールで送ったりはしております。また、副市長の名前も借りまして、接続するようにということも再々お願いしておるんですけども、その理由として、家の建て増し、それから、改築が大体何年ごろに予定しておるんでという意見が多いです。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そうであれば、民間でもそんな例は何ぼでもあるのよ、僕らでも何があるねん。職員がそういう勝手なことで、いついつ家建てる、3年後に家建てます、そんなことが理由であるんだったら、これはほんまに南あわじ全体でだんだんだんだんと下水道引かない人が、そういう理由で伸びていきますよ。そういうことが公に通るんであれば、我々もそんなふうに説明するんですよ、相談受けたときに。我々、何とか協力したってくれ、協力したってくれ、言よつても、職員はそんなん、何年後に家やいうよつて、そのときに二重になるからやいうような、それ確かにそういう事情も理解できんことはないけどね。せやけど、市民の皆さんはそうでなくして、大概は協力的にやってるんですよ。そういう理由で二十何人も職員が入らんやいうこというて、それはおたくら何ぼ頑張ったって、それは下水道の引く確率というのは、まず職員が率先してやるというのは、当然のこ

と思うねんけど、そんなことをようやらんというのは、これまさに生ぬるいと思うんですよ。

部長、どない思うで。常識でしょ、そんなん。

○砂田杲洋委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） そのとおり。同じ思いなんですけれども、定期的に個人あてにメールを送って、再三促しておるんですけれども、また、一層強化して、そういうことも十分に話して、接続してもらえるように頑張っていたきたいと思います。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これで終わりますけど、ほんまにこれは厳しく対応してもらわなったら、ほんまにかなりの金額かかるねんな、これ引くの。もう年寄りの家庭とか、そんなところでも無理して、息子や娘に無理して引いてもらいよるところもあるわけなんよな。そやから、2年後に家を改築するいよって、そのままやいうて、そんなことが理由やったら、ほんまにそれ先行きもう不安だらけやと思うわ。それほんまに、もうちょっと厳しい態度で、職員に対応してもらうことを強く要望して、終わります。

○砂田杲洋委員長 議案66号に対して、ほかに質疑ございませんか。

ないようでございますので質疑を終結します。

委員間討議の必要はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 必要なしと認めます。

それでは、議案第66号は可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○砂田杲洋委員長 挙手多数であります。

よって議案第66号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（４）議案第67号 平成23年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)

○砂田杲洋委員長 次に、議案第 6 7 号 平成 2 3 年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文副委員長 私、このたび産建来て、初めてなんで、ちょっと聞くは一時の恥、聞かんは一生でないけど、ちょっとほんまに、基本的なことをお尋ねするねんけど、この農産物共済勘定とか、家畜共済、果樹、園芸、業務勘定ってあるねんけど、この辺の農業共済というのはどういうもんや、家畜、果樹いうたらどういうもんやいう、そういう大体概念いうんか、それちょっと説明してください。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 農業共済事業は、農業災害補償制度に基づいて事業を行っております。それで、農作物共済勘定ということでございますが、水稻共済が主になっております。麦と水稻とございますが、主に水稻共済になっております。

家畜共済勘定なんですけども、家畜共済は家畜を飼育されている方の共済、すなわち保険でございますが、家畜共済になっております。

果樹共済については、温州ミカンとビワとが、条例に載っておりますので、それが保険となり、果樹共済となっております。

それと、園芸施設共済なんですけども、園芸施設共済は、ビニールハウス本体と中の作物の共済ということで、保険制度となっております。

それで、業務勘定なんですけれども、これは現金勘定になっておりまして、主に人件費として勘定となっております。

以上です。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんなら農作物は、米とか麦とかいう穀物をいうたわな。

○農業共済課長（宮崎須次） はい。

○谷口博文副委員長 そしたら、結局共済いうことは、やはり車でもそうやけど、軽と普通車と税金違うみたいに、掛金というのは、これは 1 アール当たりの掛金でしよるわけですか。

○砂田杲洋委員長 共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんなら、園芸あるわな、園芸いうのはハウスで今言いよったやつな。それでも、トマトやイチゴやいうて、作物いうかつくる物によってこれ共済の掛金いうたら違うんですか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 作物というより、そのビニールハウス本体と中の作物なんですけども、その中身によって違うというところ、こちらのほうで把握してないのが現状なんですけども。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 例えば、高級なイチゴづくりよるのと、アスパラつくるいうのとか、ハウスの中でするわな。ほんなら、掛金は違うか、一緒なんか。ハウスも平米で掛けだしよるもんか。つくつとる物によって掛金が違うんですかいうこと。

○砂田杲洋委員長 作物によって掛金が違うんか、同じかいうことやけど。

○谷口博文副委員長 一緒やったらもう一緒でいいんよ。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） すいません。同じです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ついでに、この家畜も、牛や豚のこというんやろ。基本的なこと聞きよるさかい。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 牛と豚になります。馬も入っておりますけども、牛が主です。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんなら、それも、牛と豚によって掛金は違うんけ。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 違います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 これも、1頭に1万やったら1万円とかいうて、1頭当たりに掛金さすわけですか。20頭飼っているところ、50頭飼っているところとことやったら、この辺はどないなっとるんで。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 1頭当たりになっております。

○谷口博文副委員長 わかりました、わかりました。

○砂田杲洋委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 ないようでございますので質疑を終結します。
委員間討議は必要ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 必要なしと認めます。

それでは、議案第67号は可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○砂田杲洋委員長 挙手多数であります。

よって議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(5) 議案第68号 平成23年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)

○砂田杲洋委員長 次に、議案第68号 平成23年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

出田委員。

○出田裕重委員 直接議案というか、職員数の話ですけども、国民宿舎で、171ページですが、これまで僕もずっと目を光らせて見てきたわけじゃなくて、今回一般職が3人から2人になっているんですけども、この辺の理由と考え方というか、この間までは一般職が3人で技術職が7人ですか、こういう数字が出ているんですけど、この辺の考え方を教えてください。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人(北川満夫) 一般職3人というのは、私と行政職からいとの副支配人と去年まではもう1人女の子が事務をしておりました。あと、技能労務職なんですけど、これはフロント員3名とそれと調理場、調理師4名でございます。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ということは、このままでこれからもいけるんですか。一般職2名でいけるんですか。調理場もこれでいけるんですか。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人(北川満夫) 調理場自体は、私は十分いけると思っております。そ

れと、行政職一人いなくなっておりますけど、それはフロント員の中で会計処理をさせておりますので、これも十分いけると思っております。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 あと、そしたら夏の忙しいときは、アルバイトとかいろいろあるのかなと思うんですけど、大体どんな体制でされているんですか。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 夏場の忙しいときは、ほとんどがアルバイトと臨時の職員で、ある部分を賄っております。それと、海水浴場を一人任せるもので、余計減るんですけど、それはそれなりに全体でカバーしてやっていくつもりでございます。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 何名ぐらい、ちなみにアルバイトは。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） アルバイトと臨時の人を入れて、約30名ぐらいふや
す、毎日来ないんですけど、全体の人数としては30名ぐらいをいつも雇っております。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 一番最初に聞いたかったんですけど、3人から2名にした理由は何ですか。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） それは、私のほうはわからないんですけど、2名でも当然与えられた人間の中で事務を配分していかざるを得んというのが、私の考えです。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 上層部の考えはどうなってますか。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 昨今、国民宿舎の事業も赤字が続いております。やっぱり、一般職を持っていこうとするとかなり人件費が高うございますので、人件費の比率を下げていかないと収益がなかなか保てないというふうなことも一因としてはありますし、後は職員配置の適正化というような形で配置はいたしております。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ことしの、ちなみに売り上げは大体前年比とか、わかると思うんですけど。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 11月現在、30日で、前年比大体92%ぐらいです。
それで、もう一つつけ加えますけど、7月までは宿泊客はかなり減少しました。それと、宴会自体は大体8割、人数は。それで、宴会で上がる収入もかなり8割以上下がっております。それと、宿泊客が9、10、11月、これで伸びております。それで、今のところ、宿泊客の人数自体はもう今日現在で104%ぐらい。それで、12月終わって102%前後の伸びになると思います。

○砂田杲洋委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文副委員長 支配人、ほんま、私は非常にこの充電スタンド、これありがたいなと思って。これ、450万ついてるねんけど、この辺の今後の利用者というのは、当然公共の施設なので一般の人にも充電開放してやっていただけるんですわな、もちろん、宿泊客以外にもよ。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 県からの満額補助ですので、これは宿泊客とかそういうことだけで限定するということは多分ないし、それはもうできないと思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 当然それはもう一般、南あわじ市に来る人に、充電してもうて、充電したときの1回当たりの料金単価的なものは設定しとるんですか。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 今のところ、充電スタンドを営業しとるのが日産系統がリーフの絡みで営業しとるんですけど、それは1回につき500円前後ということで、私どもも大体EV車が200キロぐらいの航続距離しかないということで、150キロぐらいで燃料が出てくるんちゃうかと。それが1回の充電について急速充電は30分でやります。そやけど、大体100%からということはないんで、20分前後の充電時間だと思っております。それと、計量メーターをつけるときっちりした計量機の許可が要ります。そういうことを考えると、もう一回幾らということで考えております。おおむね、500円か600円になるんじゃないかと、そういうことで使用料条例も3月末にあげるか、専決するかわかりませんが、そういうことでやりたいと思ってます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ちなみに、場所はどこへ設置予定。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 場所については、事務所から一番近い場所。それと、配電盤から遠いところについては、特別なキュービクルとか、そういうふうな導線が高いもんですので、なるべく近い場所で、事務所の横の、今までマイクロバスが置いてあったところで考えております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ロータリー部分のどこへ設置するということやの。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） はい、そうでございます。そうでないと、管理もちょっと行き届かんとか、雨の対策どうするかということを考えると軒下でつけてやりたいと思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 それで、これ４５０万いうたらかなりええやつつくというような思いがあるねんけど、私もこれ調べよるとき、大体２５０万から３００万ぐらいで施設整備ができて、補助が半額ぐらい出るというような、今回これはもう県のほうから支配人の力で４５０万円引きむしってったんやけど、大したもんやなと思て。

この４５０万円というのは、私らがちょっとマルショウで設置しとるようなやつより、まだより性能のええやつやさかい、この４５０万円というのは、県のほうはあれですか、４５０万というのは一律補助つけよるのけ。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 市町が設置する急速充電器については４５０万円です。民間がやる分については１５０万を限度となっております。

それと、充電器の値段ですけど、実際充電器自体は３００万前後だと思います。そのほかに、工事費がどれだけ要るかによって上がったり、下がったり。それと、配電場所から設置場所までが長くなりますと、導線いうんか、工事費に対する資材の値段が上がってきますので、そこらのこともあると思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 それで、この４５０万というのはコンセントプラグこれは二つぐらいあると思とるねんけど、要は２台充電できるように思とるねんけど、これ１台なんですか。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） はい、１台でございます。

○谷口博文副委員長 わかりました。終わります。

○砂田杲洋委員長 ほかに質疑ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 国民宿舎の施設の整備状況についてちょっとお聞きしたいんですけども、畳なんかはあれいつ変えたんですか、特に傷みがひどいように思うんですが、宴会場の畳。まず、各部屋の畳の状況を見る限り。その辺いつごろあれは変えられたんですか。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 宴会場の場所によっても違いますけど、おおむねほとんどは新調はしておりません。畳の表がえで対応しているのが普通です。それで、大体3年ぐらいをめに、畳の表がえをしております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これも、細かいことというんですけど、お客さんが利用したときに、特に宴会場で、我々でも経験あるんですけど、もうズボンに畳の粉がつくんですよ。生地によったら、もう食い込んでとれへんような、ということは、畳がかなり傷んでおるといことなんですよ。そなん、支配人、気づきませんか。そういうクレーム、聞いたことありませんか。

○砂田杲洋委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） そういうクレームもたまにございますけど、そういうときには、ことしも宴会場の表がえをする予定であります。また、来年もそれについては考えております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 飲食を扱う観光施設でもあるわけですし、やっぱり設備投資ということも大事かと思えます。ただ、そういう職員も減っていきよるといことは、次第に指定管理というか民間へ移行する、そういう執行部の方針でいきよるのかなと思うんですが、副市長、その点いかがですか。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗）　　こういう施設ですから、やっぱり今後も指定管理を目指すべき施設だと思うんですが、ただ、ここには技能労務職の方が7名おられるんで、やっぱりそういう方々は指定管理をしてしまいますと職場を異動しなければならんと。そういう異動をしたときに、その方々が自分の能力を十分に生かせる場所があるかないかということを考えてみますと、なかなか中期的には指定管理は難しいんかなと思います。将来を見据えてという形にはなろうかと思います。

○阿部計一委員　　はい、終わります。

○砂田杲洋委員長　　ほかに質疑ございませんか。

ないようでございますので、議案第68号を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○砂田杲洋委員長　　挙手多数であります。

よって議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

（6）議案第84号　平成23年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払い

○砂田杲洋委員長　　次に、議案第84号　平成23年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについてを議題とします。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文副委員長　　もう一遍、これも基本的なことをお尋ねするんですけど、これ無事戻金ということは、これは掛けたやつが何もなかったさかい払い戻ししてくれるいう、そういう意味なんですか。

○砂田杲洋委員長　　農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）　　無事戻金については、過去3年間で被害がなく、共済金の支払いを受けなかったという農家ということで、共済金の支払いが一定給付以下であった農家に対しての負担した掛金の2分の1を限度として無事戻しをするということでござい

ます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 この掛金というのは県単位でやりよるのか、この園芸施設いうのは県でやりよるんか、国でやりよるんか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) これは、先ほども話をさせていただいた農業災害補償制度に基づいて市が行っておるんですけども、それに対して共済金なりも県のほうからくるようになっております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 要は、市内で園芸しよる人おるわな。すべて共済掛けとる人というのは、兵庫県全域でこういう園芸しよる人が掛けたやつで災害があったときには共済で支出し、何もなかったら2分の1を戻しよるいうんやけんど、これは市内だけで運用しよるんですか。市内だけで判定しよるんですか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 今はもちろん南あわじ市での形で行っておるんですけども、もちろん洲本市、淡路市の合同の淡路広域いうのもございます。今は、もちろん南あわじ市の分だけを行っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ちょっと、もう一つ。南あわじ市の園芸しよる人だけが掛けて、それで、もし何かあったときにほんな小さなパイの中で、南あわじ市だけで掛けたやつで、ほんなもし災害起こったときに、この支払い能力というのはあるんか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) それは、今は南あわじ市で入っておられる方が掛金をいた

だいて行っておりますが、大きな災害になってきたら、これは兵庫県全体とか、国全体とか、国からとかいう形に、災害によって保険金なり、共済金がおりてきます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 これ、南あわじ市で園芸しよる人は41軒なんですか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) いや、無事戻しが41戸なんですけども。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんなら、無事戻し、園芸しよる人はもっとあるということけ。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 結局過去3年間で、そういう被害がなく、共済金を受けてなくて、一部共済金受けてる人もあるかと思うんですけど、その2分の1を限度に支払っている形なんですけど。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 それはもうようわかっとる。ほんなら、園芸施設を持って市内でしよる人は何軒あるんや。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 80戸、今の現在あるんですけども。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 80軒、あるの。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) はい。そのうちの41戸ですので、大体半分になりますけども。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 もう一つ、ほんまに理解してないさかいにしょうもない質問ばかりするねんけど、80軒あるねんな、市内で園芸しよる人が。それで、41軒の人は、何もなかったさかいいうて2分の1戻してくれるねんな。ほんなら、後の40軒というのは何か被害があつてあれしたさかい、払い戻しが無いということけ。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) それは、結局過去3年間に被害がないという方に対しての無事戻金なんで、被害があつたりした場合にはそういう無事戻金という形は2分の1の限度を超えた人には無事戻しはしないということになります。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 これの被害というのは、何なんよ。結局病気で収穫でけへんだとか、この被害というのはどういう被害。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 例えば、このたびの台風とかで本体、ビニールハウスとか、ガラス室とか、本体をやられた人とか、損傷を受けた人とか、先ほど申しました中の内作、作物ですけれども、それに冠水とかで被害を及ぼした方に共済金として払っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 本体やったら建物共済とか、そういうやつじゃないの。本体もこれで保証しとるのけ。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 園芸施設の場合は、もう限られておりますので、ビニールハウスとか、ガラス室ということになっております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 結局、ほんなら小さな南あわじ市だけのパイだったら、台風でビニールハウスばっばつとめげたと。ほんで、支払い能力ないんちゃうんかいな。そやから、県全域でやりよるのかなと思たりしよるねんけど、その辺は南あわじ市だけで救済しよるのけ。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 今のところは、南あわじ市で対応できます。先ほども申しましたように、大きな災害になった場合には、県、国なりの共済金とかいう形、助けていただくような形にはなろうかとは思います。

○谷口博文副委員長 また、ゆっくり。

○砂田杲洋委員長 ほかに質疑ございませんか。
ないようでございますので、質疑を終結します。
委員間討議の必要はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○砂田杲洋委員長 なしと認めます。

議案第84号を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○砂田杲洋委員長 挙手多数であります。

よって議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(7) 議案第85号 字の区域の変更について(市西地区)

○砂田杲洋委員長 次に、議案第 8 5 号 字の区域の変更についてを議題とします。
質疑ございますか。
印部委員。

○印部久信委員 このたび出てきとる議案は、区域の変更ということなんですが、区域の変更については別に質問はないんですが、この区域を変更する場合に字そのものを変更する場合もあると思うんですが、字そのものを。こういう場合、今までまず字そのものを変更したケースが今まで幾らかありますか。

○砂田杲洋委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（和田昌治） 字の区域については、今回の議案第 8 5 号につきまして
は圃場整備区域内での字の区域の変更でございますが、字の区域については字名を創設すること
もございます。新しく字をつくることはございますが、今回圃場整備の中においては
そういうこともございます。で、字をつくるということで、不動産登記法上の小字を創
設しております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 なぜこんなことを聞くかと言いますと、南あわじ市の中でも三原郡史
を編さんした人とか、こういう地域の歴史を研究している人が結構おるんですね。そう
いう人たちの話をちょっと聞きますと、昔からある字そのものを変更した場合、地域の名残
がなくなるというような人がおるんですね。

それで、市として、字そのものを変更する場合、今あるようなこと言うてましたけど、
そういう場合には、地域の人と、多少市は、字変更は今回こういうことでこういうように
字を変更しますよとかいうような、地元との協議というものはされておるんですか。

○砂田杲洋委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（和田昌治） 字そのものを変更する場合につきましては、私どもがや
っている地籍調査においては本閲覧ということで、本人、所有者の意志を確認して
おります。

字の区域を変更する理由としましては、土地区画上一筆取り扱うのに、一つの形状と
して扱うことが今後将来にわたって便利ということで、字の区域を変更するのが主な理由

でございますが、その中で本人等の意志を所有者等には確認しております。

ただ、委員御指摘のとおり、字名について文化ということも言われることもございますので、字の区域の変更につきましては、最小限にとどめられるように配慮しております。

以上です。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ここに、執行部の皆さん方も聞いたことあると思うんですけど、東京に、我々も詳しくないけど、馬喰町、いまだに、あの名前は字か地名か何かわかりませんが、昔の名残が残ったような呼び名がありますよね。もっとほかにもあると思うんですが、それで、南あわじ市でそういうことをされている方がいうとるのには、やっぱり、昔の名残の字というものはできたら残しといてもうたほうがよくわかるんでないんか、というような意見もあるんで、今担当課長も言うてましたように、字の区域は関係ないですね、字そのものを変える場合には、そういうこともあるということでよく双方話し合いをし、そういうことも配慮しつつやってもらったらいんじゃないかなというようなことをいっておるんです。担当課長、どうですか、そういうことについて。字の変更というのは、その地籍だけですか、担当は。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 圃場整備の換地作業の中での変更に関しましては、地元の土地改良区なり、圃場整備委員会の中で十分に何回も何回も会を重ねて協議してきた結果がこういう代表的な字に集約するという形になっておりますので、従前の土地所有者の御了解はいただけているものというふうに思っております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、行政サイドとしたら、一番事務の整理をしやすいのは字でなしに番号でやっていったら一番しやすいと思うんですが、そういうような意見もありますし、私どももそういう昔の字があるほうが我々にとったらわかりやすいんじゃないかなという気もしますんで、その辺は配慮してやってもうたらいんじゃないかと思います。
終わります。

○砂田杲洋委員長 そのほかに質疑ございませんか。
質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

委員間討議は必要ないと思いますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○砂田杲洋委員長 なしと認めます。

それでは、議案第８５号を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○砂田杲洋委員長 挙手多数であります。

よって議案第８５号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(８) 議案第８６号 字の区域の変更について(広田、松帆、西淡志知、市地区)

○砂田杲洋委員長 次に、議案第８６号 字の区域の変更について(広田、松帆、西淡志知、市地区)を議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

それでは、議案第８６号を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○砂田杲洋委員長 挙手多数であります。

よって議案第８６号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

お諮りします。

１２月２０日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○砂田杲洋委員長 委員長一任でございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします

お手元に配布の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○砂田杲洋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは休憩いたします。次は11時5分とします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時05分)

○砂田杲洋委員長 それでは再開します。

3. その他

○砂田杲洋委員長 その他に入りますが、何かございませんか。

谷口委員。

○谷口博文副委員長 これも、ほんま基本的なことをちょっとお尋ねするねんけど、公共災害とか農業災害とかいう基本的なことについて、公共災害とはどういうことを指して公共災害というのかお尋ねをいたします。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長(赤松啓二) 公共土木災害については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づいて、その中の第2条に「災害とは暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生ずる災害」ということが記述されております。そういった異常な天然現象によって被害をこうむった公共施設を原型に復旧するというのが、公共施設の災害復

旧事業でございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 その公共施設というのは、具体的に、道路、河川、そのあたりの公共、市道であったり、河川であったりその内訳いうてください。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） それはいろいろあるわけですが、私ども建設課で所管しておりますのは、市道と市の河川でございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんで、先ほど自然災害でも、この公共災害に該当するような要件というのはあると思うんよ。例えば、台風とかでも何十ミリとか、地震でも何とかいうて、その辺の要件というのをちょっと教えてください。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 先ほど言いました異常な天然現象ということでございますけども、河川については警戒水位以上の水位、河川以外の施設では、時間の最大雨量が20ミリ以上、もしくは、日雨量が80ミリ以上というのが災害の対象になる異常な天然現象ということになっております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんで、要件は大体今言うた比較的時間雨量が20ミリとか、日雨量が80ミリやったら比較的小さな要件なんやな。そしたら、具体的に例を示していうねんけど、その辺この三原川河川のところでどーんと河川がずり落ちて、当然公共災害に該当すると思うんよな。そのときに、要は激甚だった、先般も財務部長が言いよったけど、95%が全額国から出てくるとかいうその辺の激甚の指定とかいう要件というのは何かあるんですか。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律というのがございまして、いわゆる激甚というのは今言いました長いこの法律に基づいておるわけですが、これは災害のうち、その規模が特に甚大であり、国民生活に著しい影響を与えたものに対して、結局地方の公共団体の負担が大きくなる場合に、通常の補助率に上乗せされるものがこの激甚災害の財政援助等に関する法律ということになっておりまして、公共災害は通常 66.7% の国からの補助でございしますが、激甚災害については、公共災害ですがその上乗せで 1 割から 2 割というようなことになっておるんですが、その激甚災害に該当する基準というのが、まず激甚災害というのは 2 種類ございまして、その災害に対して指定される激甚災害、これ通称本激と言われるものですが、それとこの市町村単位で指定される通称局激という、局地激甚災害というんですけれども、その 2 種類がございます。

ちなみに、本激と言われるものについては、阪神淡路大震災とか、平成 16 年の台風 23 号とか、そういったものがございます。で、今回の東日本大震災なんかもそうですが、局激と言われるものについては、ことしでしたら、台風 6 号の高知県安芸市なんかが指定されておりまして、ことしの 6 号、12 号、15 号、10 月の豪雨では、農済は激甚指定になっておりますけれども、公共災害については激甚指定になってない。

長くなりますけれども、この激甚指定の基準というのが、先ほど言いました局激であります。市町村の査定の見込み額が市町村の標準税収入の 50% 以上ということでございしますので、数字で見ますと、市町村の標準税収入は南あわじ市約 60 億ですので、その 50% ということでありますと 30 億以上の査定見込み額であると激甚の、先ほど言いました局激というのが指定になるんですけれども、今回私どもの査定見込み額が約 2 億でございしますので、それ以下ということで激甚指定にはなってないと、そういうことでございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ということは、公共災害の中で、通常は 66.7% かと。ほんなら具体的に例を示させてもうたええねんけど、そのここですつとるわな、課長、三原川のそのここですよ、どかんと。あれに 100 万要ったとしたら、通常の災害やったら 66 万 7,000 円は国から来て、後の残りは市が全額支出して復旧するという理解でよろしいか。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） これ、国交省が 66.7% ですが、残りの 33.3% につ

いては、100%起債で充当されます。で、そのうち、交付税措置されるのが95%でございますので、一般財源の持ち出しというのは、この66.7%の残り、33.3%掛ける5%ということになりますので、計算すると1.67%というのが一般財源の持ち出しと。これが通常の公共災害。ですから、激甚指定になりますと、若干今いう率が下がりますけれども、あんまり変わりはないのかなということでございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 いや、今課長の説明だったんは、100万円のやつで1万6,000円ほど出したら復旧工事、市の持ち出しいうたらそういうことで、激甚に指定、市の税収の先ほど言った50%以上になったときには、もっと国からの支援をいただけたらと思ってるけど、通常の公共災害というのは、市の一般財源から持ち出しというのは、少ないんか。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） これは、今言いましたのは公共災害ですけども、例えば、農施設災害とか、それでありましてかなり激甚指定になると負担率が上がってきて、地元負担が少なくなるということになりますけど、公共災害が今言いましたように、あくまで起債の分の、仮ですけども、その分が交付税措置として戻ってくるということでございますので、トータル、長い目で見れば一般財源の負担が今言った1.67%ぐらいになると。それで、国庫補助が激甚で66.7プラス10%に例えばなったとして、一般財源は1.17ということになるんですよ。ですから、もうわずかな差なんです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 結局、課長、わかりやすうにいうたら、そこの道ずっとんだ、100万円要ったと。ということは、市は1万6,700円の持ち出しで復旧工事ができるという理解でよろしいんやね。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） おっしゃるとおりです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 次に、農業災害や、俗にいう農災についてよ。先ほどと同じような、ちょっと説明お願いいたします。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ちょっといろいろあったんで、正確には覚えてないんですが、まず、農業災害につきましても、災害の認定の基準というのは８０ミリと２０ミリということで、同じでございます。１時間２０ミリ以上、日雨量８０ミリ以上ということで、同じでございます。

農災の関係につきましては、１カ所の復旧見込みの工事費が４０万円以上の場合に国庫補助事業の対象となります。採択いただけるということになっております。あと、対象となる施設につきましては、農地については、田、畑でございます。そして、農業用施設、これはため池なり、頭首工、俗に言う井堰ですね、川の井堰、それから、水路とか、農道とかいうのが農業用施設ということになっております。施設については、受益者が２個以上なければあきません。採択になりません。

それから、激甚指定の指定基準につきましては、農災の場合は、農業所得の推定額というのが基本になってきます。で、被害の見込み額と比べまして、被害額が農業所得の０．５％を超える場合に一つの激甚指定ということになります。ただ、また農業所得の０．１５％を上回る場合、かつ、都道府県単位で農業所得の４％以上という基準を上回る場合には、激甚指定になるということでございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 要件は農地、田畑、農業用水路であったり、河川であったりというところが農災に該当するわけやな。先ほど、ちょっと私課長の説明で理解しにくいのは、農業所得の０．５％というのは、この農業所得というのは、市全部の農家の所得の０．５％以上というのは、この０．５％って、これ何よ。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 全国の農業所得全体の額、日本全国。

○谷口博文副委員長 日本全国の農業所得いうたら、８兆。

○農地整備課長（大瀬 久） の0.5%。

○谷口博文副委員長 全国いうたら8兆円ぐらいあるんちゃうんか、農業所得。

○農地整備課長（大瀬 久） それが、日本全国の被害額とどっちが多いかということで、決まってまいります。

○谷口博文副委員長 もう一つ、理解しがたいねんけど、例えば、先般の台風12や15で、南あわじ市であちこちで、淡路市やったらかなり大きな被害出ますわな。そんなら、南あわじ市も激甚の農災は受けとんのけ。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） まだ正式に決定はしてませんけども、12号も15号も激甚指定になるというふうに聞いております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 この激甚指定になる要件を、どれで満たしてるんですか。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） それは、私どもではちょっとわかりかねるところなんで、国のほうで決めてまいりますので、ちょっとどれを満たしているかということはわかりません。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 いや、先ほどの説明で、20ミリや80ミリや、所得の0.5%やいうの、どれかの要件を満たしとるさかい激甚の指定というのは受けとるやろ。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） まず、農災にかかるという基準が20ミリなり、80ミリということでございます。で、その上に、農業所得の0.5%という基準があって、こ

れを上回る場合には、激甚指定をいただけるということでございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ようわかんねんで。この20、80というのは農災の該当やと。そんなら、激甚は、今言よったその農業所得というのが要件の一つになるわけですか。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） そういうことでございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 結局、和歌山とか、奈良でないけんど、どさ一っというて、多数の死者が出とる段階で、ああいうような被害になってる、私ども、激甚いうか、これひどいこっちゃなってわかんねんな。ほんなら、南あわじ市でも、さまざま先般のやつで、田がずったり、河川のところがずったりしとるわな。ほんなら、そのときに、激甚受けたら、95%まではどうじゃこうじゃ98%は出てくるいう、その辺のちょっと説明していただきたいねん。国から何ぼ出てくるや、あれ、この間、財政部長は、95%で、地元の受益者、地元負担は5%や、2%やいう話をしよったと思うんよの。ほんなら、その辺の該当する要件いうのは、どういうことか。それ、ちょっと説明してほしいねん。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） なかなかこれ、細かい計算になってくるんで、説明が難しいんですけども、一般的な話で申しますと、私ども説明しているのは、圃場災害は大体通常でしたら農地は8割の補助金、それから、施設は9割の補助金、ですから、残りについては地元負担ということになります。

それで、激甚指定を受けますと、その地元負担が大体半分、農地ですと10%、施設ですと5%、このあたりになるのが通例になっています。いろいろ計算、非常に細かいんです、ほんまに。1個当たりの被害額ということを計算しますんで。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 もう簡単に説明してほしいねんけど、具体的にいうたら、激甚い

うか、この間志知のどこ見てもうた、思うんよの。あれが、例えば100万円要ると。ほんなら、地元負担は結局5%なんか、1割なんか、2%なんか、その辺の地元負担の要件というのは、激甚の指定と通常だったら8割しかどうじゃこうじゃ言よるねんから、それが、どないしたら地元が5%なんか、2%なんか、1割なんかというのはこの辺の要件というのは、どういうことで決定しとるか、これ具体的にちょっと教えてよ。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 激甚になるかどうかというのは、国のほうで計算をして決めてきますので、それが指定になりますと、農地の場合でしたら大体1割の負担をいただくと。施設については、5%の負担をいただくということで、100万円としますと、10万円ないし5万円ということになります。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんなら2%やいうやつはないんけ。地元負担2%とか、この間財務部長ちょろっと言いよったような。それはまた違うやつ、私が誤解しとるんかわからんけど。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） どんなお話を財務部長されたんか、わからんねんけども、多分起債を起こした場合の残りということでお話ししたんではないかと思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 先ほど2個以上いうて言うってたわな。ほんなら、農地についてお尋ねするねんけど、例えば、農地のとこで上ののりというか、ずり落ちたと。ほんなら、直すのに40万円以上でなかったら、農災には該当せえへんのだ。その40万円というのは、やっぱり復旧して、これメーター、ブロック積んで、何とかいうて、40万円という価格の設定は、だれが査定するんのかいうのと、それと、2個というのは、上の田んぼがずって、下へ土砂がずり落ちたと。それで該当するのけ、それはあかんのか。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ちょっと質問の意味がよくわからないんですが。

○谷口博文副委員長 質問の意味がわからんなら、もう一遍質問するけど、だんだん畑にこうなっとったとせんかいや、その上の田んぼのあぜがどさっと落ちたと。これは、農災に該当するのか、せえへんのか。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ですから、工事費で40万を超えれば農災に該当します。受益者というのは、農業用施設の場合なんです。例えば、道路でしたら、その道を通る人が何人おるか。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 説明、もっとわかりやすうにして。あなたの説明がわからんさかい。ほんなら、それはいけるわけやな、今言った上の棚田みたいなところで、上がずどんと落ちとるのは、40万円というやつがクリアしとったら出ると。それで、激甚になったときには、それやったら結局受益者いうか、自分の負担というのは何ぼになるねん。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 大体1割前後とお考えいただきたいと。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 前後いうの、それはどういうことですか。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） まだ、決まっておきませんので。いろいろな計算をして、国に申請をして、初めて決まってくるので、年明けになると思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 それで、そのときにごく単純なことやねんけど、棚田になっとっ

て、上の田んぼがずり落ちて、下の田んぼへきとると。それ、こうのり直すよ、これは個人の、この上の人が負担するわけか。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 通常でしたら、のりいうのは、上の土地のためにあるもので、その境界は多分のりすそになっているかと思いますので、上の方が直すということになります。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ほんなら、もう下のほうの人は一切負担せんでええいこうことやな、理屈で言うたら。

○砂田杲洋委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 基本的にはそういうことになります。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 後で、また農業災害についてまたいろいろ教えてもらう。ほかに、例えば、山よの、この間もあなしてようけ、津井の大崩とか、あちこちずっとるわな、山が。あの災害というのはどれに該当するんですか。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 治山の災害につきましては、２００万までは市のほうで施行して、県の補助をもらっております。２００万以上につきましては、県の事業になります。今、委員の御指摘のところにつきましては、額が２００万を超えていると思いますので県事業かなと思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 例えば、これもう具体的にいうねんけど、大崩ずっとるやろ、あそこ。ということは、所有者いうのは、一切何も負担せんでも構わんのか、山の所有者よ。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 受益者負担はございます。ただ、受益者負担は一応3分の1でございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 山の所有者が、ずり落ちたと。200万以上やったら県の事業やいうけど、100万円にせなんだらわしも大きな数いうたら勘定しにくいねん。ほんなら、100万円とにかく災害復旧にかかったと。ほんなら、3分の1はこの山の所有者がお金を払わなかったらその災害復旧工事はしてくれらんということけ。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 基本的にはそういうことでございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ということは、山の所有者が、県道は県道のほうで道路の、そういう保全というか、開通するようにやってくれるけど、ほんなら、津井の土砂災害防止のような、例えば、落石防止の柵をするとせんかいや。そしたら、3分の1はその山の所有者が払わんなんの。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 農林振興課のほうの治山に関する災害につきましては、当然山が崩れた所有者の方に、工事をする場合の負担金を説明してから行います。それで、あと急傾斜地とかそういうところについては、また公共のほうになりますので、土砂が崩れへんようにするような防災的なことにつきましては、農林の振興の治山というのは、災害の復旧をメインにしていますので、例えば、山を事前にさわっておりましたら、もう治山になりませんので、そういうところの災害については、山をさわった人が直していただくというのが基本でございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ちゃうねん。課長な、わかりやすうに言うてくれ。例えば、大崩の山がずっとるわけよな。それは道路しとるやつは、公共でもばんとやりよるわ。次に、土砂災害、あれするのに、防護柵というか落石防止の擁壁こしらえるとせんかいや。それはもう次の雨ふったときに、またどさっときたときに、安全の確保のためにするとするやろ。ほんなら、そのときに、課長、私は3分の1、山の所有者が3分の1出さなんいうたら、そなん私ばよう払わんいうたら、これができひんかったら、安全担保できひんやんか。そやから、これは公的な事業としてやってくれると、私は思とるねんけど、その辺は、もう一度説明してください。だれでもかまへん。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 災害につきましては、基本は現況復旧でございますので、山の、当然崩れんように擁壁をするようなイメージは可能なんです、その擁壁の上に、そういう石が、がいに落ちてこないように、網を張るとか、そういうのは現場現場で違いますので、ただ、それについても山の所有者に負担金は求めます。

○谷口博文副委員長 求めんの。

○農林振興課長（松本安民） 災害復旧工事を行う場合ですよ。ただ、大崩というか、湊から津井のほうに行くところにつきましては、県道が下にありますので、そういう県道の関係の工事になるか、治山工事になるかは、県のほうの中で協議があると思うんですわ。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 先ほどの県道の端の件ですけど、災害については、一般的には防護のメニューはございません。そういうことで、県が県道を守るための擁壁なんかは、地権者の了解を得てするケースがありますけれど、それは県道を守るがための擁壁でありまして、ただ、先ほど言うたように、個人が費用負担になるとこれ出す、出さんの話が出てくるさかい、これは県道管理者が事前にやるさかいということで地権者に了解をもってやるケースが多いです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 ということは、部長、地権者はお金要らへんのですね。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 県がやる場合には要りません、県道を守るためのことですから。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 せやから、私は言うとするのは、ああいうとこ、大崩いうのはどんどんどんどんずってくるわけやな。それで、その辺の防護壁をつくってもらわんだら、要はあそこの道路を通行しよる人がそういう風水害時に、人的被害が起こったらいかんさかい、私はあそこがずってきよるさかい、防護壁をこしらえたってほしいんよな、早い話が。それが、要は次の土砂災害、ここで砂防とは言わんけど、ここで土砂を食いとめるような防護壁なり、ネットなり何なりをやったってほしいという思いがあって、今これ言いよるだけの話であって、それに対して山の所有者が金払わんだらできらんと言よったら、前へ進めへんしやな、ここら県のほうに、やはりあそこは危険な場所やというような思いでやったってほしいなと。

それと、これ風力のことで、人的に開発したとこがそれは盛り土したやつがずったんやったら、それは先ほど松本課長の言いよった説明は、私はわかるねんけど、ただ単に自然林であって、山の所有者がそれは大きな豪雨、ゲリラ豪雨でずーっとずったと。それに対して、3分の1自分が持たなあかんいうたら、復旧やめとけになったら、道路が守れへんさかいに、そこらやっぱり部長の答弁のとおりでええんよな。要は、県道の、もう一遍山田部長に。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 先ほど、農林の課長も言っていましたように、個人の山は個人が守らなければならないというのが基本的な原則です。それを、県のほうに治山の事業でやってもらうならば、その山を保安林にするとか、逆に網をかぶせる。そしたら、いろんな事業ができるかもわかりませんが、ただ、そこで省庁の関係がありまして、県は道路に影響ある分については県が人道的な立場でやるということで、それは、そやさかい、地権者の仕事はそれまでの義務的で、後は、それを超えたときには、損害賠償とか、いろいろな方向にいくのかなと思うわけです。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 私が言よるのは、山がずったって、公的な道路とか河川に影響のないところやったら、それは放置しとったってどうってことないんや。そやけど、その後放置することによって公共の道路であったり、河川であったり被害がこうむるような場所に対して言いよるわけや。それは、山の地権者で、それ山の中、まったけ山のところがずっとると、そなんほっといたって、何ら他に被害予想されへんような場所やったら、それは地権者だっってほっといても構へんようなもんやけど、次、一たびずったときに、やはり公共の道路やったり、河川に被害が起こるようなところは、公共がある程度そういうような防護柵をやったってもらわんだらできひんさかいに、ちょっとお尋ねしよるだけの話で。それは、地権者の責任においてせんなんいうて、それは山の中のほうで、そんなとこ、石が転がろうと、だれにも被害遭えへんねんやったら、それはそんでええねんけど。こういう理解でええねんな。そやな。

もういっちょ、この今言よったみたいに、公共と農業災害と、それと今言よった山とか、あと何かほかの災害いうてあるんか。港湾とか、いろいろあるのんでないかと思うねんけど。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 公共土木施設災害では、今、港湾、海岸の越波の護岸です、そういうのがございますね、ほかには。わかりやすい分だけでいいですと。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文副委員長 もう一遍わかりやすう言うてくれ、部長。公共災害いうて、聞いたわな。農業災害、聞いたら。ほんで、これ林道いうんか、山林いうんか、それと、やっぱり港湾とか、海岸沿いあるやろ。その辺の公共というの、ちょっとわかりやすく説明してください。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 先ほど建設課長が申しましたように、公共土木施設災害とはというところから入りますけれど、それは、風水害、地震、いろいろなもんがありまして、一般的には、道路、河川、港湾、海岸、というところが主なものであります。後は、山林とか、農地については、私どものほうではちょっと把握してませんので、担当のほうで聞いていただければと思います。

○砂田杲洋委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 最初に言いました、公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担法の第3条の中に、その対象になる施設なんですけども、河川、海岸、砂防設備、隣地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、以上になっております。

○谷口博文副委員長 後は、またゆっくり聞かせてもらおう。これで、終わります。

○砂田杲洋委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 激甚の関係で、この間の総務委員会で私のほうから当該市町村の農業所得の想定額の10%以上の被害があったらということを説明したんですがそれについては、局地の激甚災害においては、そういうのがありますということで、ちょっとつけ加えさせてもらわんと、向こうとこっちとパーセントが違うやないかということがありますので、局地の場合は今言った市町村の農業所得の10%ということでつけ加えていただきます。

○砂田杲洋委員長 そのほかに、何か質問ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 先般、サンライズ・サイクリングの指定管理が決まったわけですが、そのときにいろいろな話が出まして、サンライズも、今まではすべてをサンライズの指定管理1カ所を指定管理しとったんですが、このたび直売所というんですが、直売所も分離する、それから、ふれあい公園の維持管理も分離すると、3分割にするようになったと思うんですね。

それで、まず聞きたいのは、そのときに直売所の、あれ正式に何て言うんですか、業務委託であったかいな、何かすることの募集要項も出してあって、極めて短時間の募集要項の期間であったと思うんですが、結局その直売所の業務委託というんですか、それはどこに決定しましたか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 特産物の直売所につきましては、サンライズ淡路施設の

一部であるという解釈の中で、あの施設を使用することを許可するという形で募集しております。

それで、時系列に説明しますと、１１月２５日に公募をいたしております。市のホームページ、それから、ケーブルテレビ等で公募しまして、その公募の結果、５者応募がございました。それで、その後１２月２日に、複数者ありましたので、使用許可の審査委員会を開催しております。で、こちらから提示した基準に適合した者を３者、その中で抽出いたしました。その後、１２月５日に候補者３者による面談、ヒアリングという形でこちらからの質問をさせていただいております。最終的に１２月１４日に再度審査委員会を開きまして、書類及び面談結果等を総合的に採点しまして、使用する許可する者を選定しております。

選定した会社につきましては、サンライズ淡路を指定管理しております株式会社かいげつということで決定いたしております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 市の選考委員がそういうプロセスを踏んで選考したということについては、それは私どもは何ら問題はないんですが、そのときに、確かこの募集要項に施設の使用料が確か月１０万円以内というようなことが書いてあったと思うんですが、結局施設の使用料は月幾らになりましたか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 施設使用料につきましては、応募をされた方に提示していただいたわけですが、このたび決定した業者につきましては、月１０万円という形で決定しております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 この３者が最終的に残って、ヒアリング等をしたということなんですが、この市の応募要項は施設の使用料は月１０万円以内ということだったんですが、プロポーザルとか、ヒアリングにおいて、三つの業者のうちで施設使用料を月１０万円以上でも結構ですよとか、そういうような話がありましたか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 10万円という提示だけで、それ以外の話はございません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそれで結構です。

それで、それと、今度ふれあい公園もサンライズの指定管理から外れて、今度はこれ年間1,500万円を今まで指定管理料として払って行って、そのふれあい公園の維持管理にその1,500万円でやってもらっていたわけですね。で、このたびはそれを分けて、市が業者に委託するということを書いてたと思うんですが、結局ふれあい公園の維持管理はどういうふうになりましたか、どういうふうにする予定ですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） とりあえず、23年度につきましては、直接市が管理、運営するということで、現在のところ3月末までは一般的な清掃、それから、維持管理につきましてはシルバー人材センターのほうへ委託して行うという予定であります。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 23年度ということは、この間11月の30日までは、10月5日から2カ月間新たな会社に指定管理料250万円払ったわけですね。そしたら、12月の1日から3月31日までの4カ月間の間、市がやるということなんですが、4カ月間ということになりますと、指定管理料からのお金から計算しますと500万円ということになるわけですが、4カ月間の長期にわたって市がやるということになってきますと、予算措置する必要があるんじゃないかと思うんですが、年間の指定管理料1,500万円のうちから500万円をそれを流用するというようなやり方でやるわけですか、それとも、予算措置をしてやるわけですか、どちらですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現在、予算措置しております指定管理料1,500万の中から捻出していくという予定でございます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 その1,500万円の中の、もう既に残りの500万ということになりますと、それは指定管理料として予算措置をしてあるわけですね、そうですね。今度、形態が変わるわけやね。市が直営で形態が変わるわけですが、その方法は、それはそれで使途として正しいんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 委託料の中で予算計上しております。その中で、今まではサンマックスプロジェクトに、また、サンライズ合同会社に委託しとったわけなんですけども、今度は残りをシルバー人材センターに委託する予定でおります。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 今度はシルバー人材センターにサンライズのふれあい公園の維持管理をすべて委託ですか、いわゆる委託というのもいろいろあるわけですね。市が管理を、残り500万円の中でシルバー人材センターにすべてを業務委託するということですか。それとも、当初の話では、市がその都度ふれあい公園の維持管理をするがゆえに必要な業務を、市が業者にその都度お願いするというようなことも言っただけですね。

今の話では、シルバー人材センターに、いわゆる業務委託を丸投げするというようにも聞こえるんですが、それはいつからそういうふうに変わってきたんですか。当初、二通り、三通りの案があったと思うんですわね。そこをちょっと。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 前の委員会で説明させていただいたのは、24年の4月から、業者なり、委託、また、シルバーなりの委託の形態があるということで説明させていただいたと思ってます。ただ、今いうのは、12月から24年の3月までの間、淡路ふれあい公園の業務管理の中で、剪定とか、いろいろな業務ございます。うさぎ小屋の管理もございます。また、肥料のやる作業も今から行っていかなければならないと思ってます。また、水やりとかいろいろございまして、それをシルバー人材センターのほうに委託をするように計画しております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそれでいいと思うんですね。

それから、お聞きしたいのは、サイクリング。サイクリングにおける電気代、水道は何か手続が誤ってしていなかったのが結局していたということなんですが、この関西電力との名義変更ができてなかったということで、2カ月分を130万近い金額を市がサンマックスにかわって立替払いをしたというようなことを言うておりましたが、それでその後、質疑の中で、部長か次長かは忘れましたが、その130万円の電気代の支払いの返還を求めるといようなことを交渉しておりますということ言うておりましたが、その後、それについてはどういうふうになっておりますか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まだ、それ以降は会っておりません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 確認しますけど、あのときの委員会において、部長はその支払ったお金を返還するよう交渉を行っておりますと言いましたね。その辺確認したい。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 洲本の営業所のほうに行って、お願いをしたということです。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 お願いをした、お願いをした後の答えも、いつ行ってきたんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ちょっと今、日は覚えてませんが、行ってお願いをして、結果としては、そのときだめだったということで、前のときにその報告をさせていただいております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 だめだったとは聞いてなかったな。交渉中と聞いたな。行ったけれども、だめでしたとは言わなんだように思たぞ、交渉中と聞いたように思うけどね。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 洲本ではだめだったということで、それで、また神戸のほうにでもお願いするという話はしたと思います。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 正確にお願いします。洲本の営業所へ返還を求めに行ったときに、洲本の営業所は「それはだめですよ」と言われたと。そこで、部長は、そのこと聞いてなかったように思うんですが、今の話では、洲本ではだめなので、神戸の営業所で交渉する。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 洲本でお願いをして、それで、後の返事でだめだったということで、その後、神戸のほうにお願いしようということで、前は説明したと思います。それから、まだ、その交渉はできておりません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、神戸のほうと交渉するということで、神戸の営業所とは交渉したんですかと言やるんです。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 交渉というか、お願いに行くんですが、まだそれには行っておりません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは何ですか。おかしいな。言うたらやってもらわんとぐあい悪い、そうやろ。私が言いたいのはそこや、あんた方、それがおかしいと思うねんな。洲本の営業所で行ったらあきませんでした。ということは、それで打ち切ってもうたら、私ら

はそれでも聞くことないねんけど、なおかつ、洲本でだめですから神戸のほうへ行って交渉してきますというから、その結果はどないなったんですかと聞かんなんわけやな。そうやろ。ならば、神戸へ行ってきたんですかと、こう言いよるわけや。そこや。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まだ行っておりません。すいません。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ならば、いつ行くんですか、そんなら。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 洲本とお話しして、アポをとって、一遍訪問したいと考えております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、部長ね、私はもうこういうことを言いたいねん。我々はどう質疑しよる中において、ここまでやったけどこれではあきません。しかし、私はまだ次行きますいうから、その言ったことについて聞きたいわけ。それで、その場をそれで納めるために次行きますいうんなら、そういう答弁はやめてほしいな。行くんなら行くで、アポとって行くんなら、もう何日たつとるの、それだけゆったりして、話を進めていてええんですか、言うよんねん。思うんなら、すぐにきょうでも明日でもアポとって行かんなんのよ。何日になんねん、もう1カ月ぐらいなんの、違うの。ほってあるやな。言うたことはやってもらわんと。言うてないことは、する必要ない。言うたことはやってもらわんといいかん。そうやないと、議会は、その言葉信じて審議を進めていきよるねんから。そうでしょ。そないせんと、この議会の審議が進まんやな。あんた方は、きょう済んだらええとか思てやられたら困るんよ、こっちは。

ほんなら、結局それが神戸へ行っても、返還ができひんなんだら、そのお金の責任は今度はどないなんのかいうことを、私は聞きたいわけや。そやから、その話をまずしてきてください。行って、あかんのやったらあかんで、今度話聞かなあかんことが違てくる。あない言よったけど、130万戻してもらいましたって、こんな話は済むんや。そうでしょ。言うたことは言うたようにやってもらわんことには話にならん。

委員長、そこらやっぱりね、議会で答弁したことはやってもらわんことには、議会で審議できひん。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長、今の印部委員に対していつ行ってきますとか、年内にいつってきますとか、何かちゃんと言うてください。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） できれば、年内中に一遍。

○砂田杲洋委員長 できればじゃなしに、もっとはっきり。

○産業振興部長（水田泰善） ただ、今相手もアポをとらんと、実際向こうの日も合わさんといかんで、ここでは日を限定するのはちょっと難しいと思います。できるだけ早くアポをとって、行きたいと思っております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、行政の南あわじ市が関西電力にいろいろ相談したいということで話をしに行くのに、アポとって1カ月も待たんといかんようなことで、会えないんですか。そんなバカなことないぞ。市が電力会社に話あって行くというのに、明日行く言うたら対応する人がだれであろうが、2、3日の間に対応できるはずやで。そんなこと、それはやる気がないん違うんかよ。ほんまにやるんやったら、行けるはずや。それやってもらわんことには、こんなんずるずるずるずる1カ月も2カ月もこれ、審議して答え出らなくて、どないするの、これ。どっかで答え出さんといかんの違うの。

委員長、とにかくその辺、質疑の答弁聞いとっても、もう何か我々むなしいんよな、答弁聞いても。全然できてない、その辺もお願いします。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長、年内まだ日にちもあるんで行こう思ったら行けるはずやねんけども、どうですか、年内。1日ぐらいあけて行けるはずやけど、どうですか。はっきりしてください。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 私の言ってるのは、僕のほうは行きたいんですが、相手のほうのスケジュールのそれに合わさんといかんだろうと思いますので、それだけの話です。ですから、できるだけ早くアポをとって行きたいと思います。

○砂田杲洋委員長 それおかしいと思う。向こうも民間会社やし、お客さんが話あるいうたら、いやきょうぐあい悪い、あしたぐあい悪いとは言わんと思います。

○印部久信委員 社長に会いに行きよるのか。だれに会いに行きよるの。

○砂田杲洋委員長 せやから、その答弁ちょっといかんと思う。会えらんとかいう話じゃないと思うさかいに、年内必ず行ってきてください。よろしいですか。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） できるだけ、それでいけるように行きます。

○砂田杲洋委員長 印部委員、それでよろしいですか。

○印部久信委員 はい。とにかく、我々が審議を進めていく上においても、答えを引き延ばすようなことになってきたら、いつまでたっても解決せんわけやね、それだけ、お願いします。それでもう、これはもう終わっとく。

○砂田杲洋委員長 関電神戸行って、返答はどうあれ、あかんならあかん、それで何も構わんねんから、その結果を早く知りたいということ。
ほかに何か質疑ございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 この前、１２日の日に一般質問しよったときに、来春南あわじ市の観光について新人形会館等のオープンに合わせた中での観光協会、または、商工会等の協議をするべきやと言いよった中で、部長は今月末いうたかな、そういう協議をするという答弁があつたんですけども、これいつごろするんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） すいません。ちょっと質問の意味があれやけど、もう一度済みません。

○砂田杲洋委員長 長船委員、もう一度。

○長船吉博委員 要は、僕は来年３月２５日に新人形会館が完成すると。それに合わせ

て、来春の南あわじ市の観光の一つの非常に大きな目玉商品になる。そこらを観光協会等、また、商工会関係したところと協議してやっていくべきやろうということで、部長にその協議はしたんかと聞いたときに、いや、今月末ぐらいに協議する予定ですよというふうなことの答弁があったんで、それを今聞いとるんです。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 福良湾というか、あの観光施設としてのエリアの、今毎年観光協会なりがいろんなイベント、島びらきやっております。そういう部分が一つと、もう一つは、僕が思っておったのは、大鳴門橋記念館のその関係での話だったと思っていたんですが、もう一度それは当然観光振興の上で協議していきます。ただ、人形座の関係は、また別の話なんですけど、やっていきたいと思います。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ということは、そういうことを、観光協会なり、関係したところとは、全く協議はなされてないということなんですか、観光振興とした面で。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然観光を進めていく中で、そういうふうな話はしておりますが、協会の中での正式な話はしておりません。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 しかし、これ観光協会も、やはり来年4月1日に新人形会館がオープンする計画で進んでおるのに、何らかの行政とタイアップした中で一大イベント、集客に向けてのイベントを開催するのは当然行政としても、観光協会等に働きかけも必要だし、そういうことも観光振興としては必要不可欠な問題違うんですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然人形座自体から、例えば、スケジュールの中でこれから落としの日が決まるとかいろんな話の中であれば、そこら辺も合わせて協議はどんどんしていきたいとは思っています。ただ、通常の島びらきですか、そういうふうな形の中で

の協議は、今からそれは相談せんといかんことやとは思っております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 部長、通常どおり、ずっとしよった。じり貧じゃ。やっぱり、もっとほんまに集客を望むんなら、こういう一つの大きないい目玉商品ができるんやから、それに合わせて、やっぱり早くから協議しよらな、あんた何ぼ頭よかったってこんな1カ月や2カ月で、そんなんできひんで、ほんまに。もう少し、ほんまにこう真摯に考えて、産業振興部なり、観光課もあるんやから、観光協会もあるんで、そこらのこともっとしっかりと考えて、それで、市も部も、その予算措置もとって、それなりの集客なり、そういうことも考えて、やっぱりいかなあかんのちゃう。僕ら、わしもしするんやったら1年も前から考えるで。

わし、もう早い話がよう言うねんけども、うずしおマラソンでもそや。もう終わって、ほんで反省会しました。それから、半年以上たちます。ぼちぼちまたうずしおマラソンの季節ですね、役員さん、寄ってください。ほな、まだどないしますかや。そんなん、あかんて。終わった時点で、反省のときにもう来年度の計画を反省を含めた中で立てていかな、ずっとじり貧になるんよ。それはもう、そんなんしよったら絶対あかんと思うわ。そやさかい、そこらをもう少し観光振興という形の中で、まじめにやってもらわなどうも辛い話やねんけどやで。

今度、水仙郷、いつオープンするの。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 12月28日を予定しております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、たまに例年ではないと思うんやけども、12月の28日オープンやけども、今28日で大体何分咲きぐらいになるの。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） のり面の位置によって少し違うんですが、よく咲いているところで2分ぐらいかなという気はします。きのう、ちょっと見てきたんですが、コースの部分ではそれなりには咲いてますが、大きくはまだやっぱり早いかな。ただ、ひと

雨でもあればまた、花の量もふえてくるのかなと。最初、駐車場側手から見る部分については比較的花も咲いております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 入園料は割引か何かするの。

○砂田杲洋委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基本的にそこは考えておりません。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ある年によっては、やっぱり咲きが少なかったら、2割ぐらい引いて入園していただくというふうな年もあったわけよ。だから、やっぱりお客さんっていうのはベストの状態で見たいわけ。そやけども、オープンしたから行こか。去年の非常に印象がよかったとか、いうふうなことの中で、行ったけど2分咲きやった、がっかりして帰る、そんなときに、ちょっとでも割り引いてやったら、ああ、ここはそういう措置をしてくれてんねんなど。それやったらまた今度満開になったぐらいのときにやったら、そこまでしてくれるなら来ようかというようなことも起きるわけなんや。ほんなら、そういう措置も一つ考える、実際やったことあるねんよって、そういうふうなん一つ考えるべきちゃうの。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この水仙郷の、先ほど入園の関係で料金取る、取らない、いろいろございました。去年は入園料もらったわけなんですけども、それ以前は咲き状態によっては無料開放、または、終わりごろになったら無料開放ということもございまして、まだ、その入園料をいつから取るとかいう話は、まだ地元とはまだしてませんので、それは今後詰めていきたいと思っております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんなら、シャトルバス、どないするねん。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） シャトルバスの運行も、開園の時期によってまた違うと思うんですけども、そのシャトルバスの運行の日、それもまだ話をしてません。ただ、開園日が28日やということだけ決まっております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 せやけど、開園日もう目と鼻の先にきとるのに、早いことそこらも決めていかなあかんのちゃう。結構、その年末年始、ひよっとすると暖かい気候のいい時期やったら、結構来てもらえるんですよ。そんなんも含めた中で、ほな、いつも土生で、水仙郷に来るお客さん相手に、南淡漁協か、販売、売店しよるやんか。そんなん、協議してあんの。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 連絡所の前で、南淡漁協さんですか、市をやっとるんですけど、その関係者とは直接は今までお話ししたことはございません。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 何でもばらばらやねんの。やっぱり、水仙郷とした一つの核で協議して、やっぱりことしは去年はよかったよって、もう一つことしはちょっと工夫変えてしよとか、そういう一つの進歩を求めるような協議が必要ちゃいます。そんなん、全然思いませんか。

○砂田杲洋委員長 皆さん、お諮りします。

12時回っておりますが、その他でまだ質問があるようでしたら、昼食の暫時休憩したいと思います。

○長船吉博委員 答弁だけお願いします。

○砂田杲洋委員長 答弁だけ、今の。
産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） そういうお話がございましたので、また今後地元の水

仙郷の中での話で、そういう話があったということで、今後どうするかいうことは、一応検討してみたいと思っております。

○砂田杲洋委員長 それでは、昼食のため、暫時休憩します。
再開は１３時１０分とします。

(休憩 午後 ０時１０分)

(再開 午後 １時１０分)

○砂田杲洋委員長 それでは再開します。
その他について、何か質問。
長船委員。

○長船吉博委員 先ほども言いましたけども、やはりもう少し全体的なことも考えた中で、そしてもっと意欲的にやっぱり観光の振興に取り組んでいただきたいなという強い思いがしております。
下水道部長、この年末年始の工事状況はどんなふうになつとるんですか。

○砂田杲洋委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 年末年始に限って、工事期間。市道等につきましては、この２２日までしか警察のほうの許可がいただけませんので、それ以降、突発的なもの以外はする予定はございません。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ことしの夏、これは下水道ではなく水道やったんやけども、福良の中山のところで、お盆前に工事してかなりの渋滞、それと、交通事故についての危険度が非常に高かったというようなことで気になつとったんで、ちょっと聞いたんですけど、２２日からもう工事しないというようなことであれば結構です。
終わつときます。

○砂田杲洋委員長 そのほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 サンライズ、サイクリングの現状について、私は前々から言うといったように、従業員の身分保障というか、そのあたりしっかりやっていただきたいというふうなお話をしとったんやけど、今後もといてた従業員の身分についてどのような方向にいつておられますか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サンライズ淡路、それから、サイクリングターミナルにつきましては、ともに現在まで従事しておりました職員で、引き続き雇用を希望する方々の名簿を新しく指定管理者を受けられておりますかいげつさんのほうへ提出しております。まだ、その進捗状況は聞いてませんが、今後面接等を進めた中で、できるだけ正社員で採用したいというふうな考え方を持っておるというところを聞いております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、四半ごとというか、毎月１５日に報告というか、その辺もう既に議会の議決が済んだ後、オープンしとるような状況にあるというような、私はそういう認識しとるねんけども、ということは、今からのサンライズなり、サイクリングの施設の利用者の声とか、そのあたりもしっかりと把握できるような体制は今後とられとるわけですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先日基本協定書を締結しまして、変わった点等について説明させてもらってます。そして、毎月１５日に営業報告をなさいということ、それから、書いてある内容を遵守することというふうに説明させてもらってます。

現在の状況でございますが、サンライズ淡路につきましては、１６日まで、きょうまで予約をとめておりました。で、１７日の土曜日からは従来から予約を残してますので、本格的に営業するのは土曜日からということになります。サイクリングのほうは、まだちょっとそこまで進んでないという報告を聞いてます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、課長、お願いしたいのは、サンライズもサイクリングもやけ

ど、市内の雇用というか、その辺の従業員サービスいうのだけ、また一度、サイクリングターミナルも、サンライズも、要はそこに勤務される方が、市内の方が何名いてて、トータル、前は24名とこっちが4名かでやられとったと思うんやけど、その辺のやつだけ、来月の委員会でも報告できるように調査しといていただきたいねんけど、その辺よろしいですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい、そのようにさせていただきます。

それと、従業員とあわせまして、今まで取引しておりました出入り業者につきましてもできるだけ引き続きお願いしたいというふうなことも申し添えております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら、サイクリングについてお尋ねするねんけど、今まで直営というか、だれかがおられて、緊急雇用で雇われとった人が、直営のときしとった人らの身分はどないなるんですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現在のところ、事務員で来ておりました2名については、新しい指定管理者のほうで雇用されて、現在管理してもらっておると聞いてます。

○谷口博文委員 それはええこっちゃ。

○砂田杲洋委員長 よろしいか。そのほか、ありませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど来の執行部のお話し、サンライズの芝のグラウンドの管理なんですが、3月31日まではシルバーセンターが管理すると。それ以後は専門的な業者にまた募集をしてやるというようなことをお聞きしていたわけですが、冬の芝の管理というのは非常に難しいわけで、それを怠るとやはり芽が出てくる3月の上旬、特に重要な芝の管理というのが必要になってくる。その点、シルバーセンターに任せて大丈夫なんですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 通常の清掃であるとか、草刈であるとか、そういう軽微なところはシルバー人材センターで賄えるかと思うんですが、主にそういった芝生の管理、それから、高木の樹木等につきましては、そのケースに応じまして造園業者等へも今後お願いしていきたいというふうに考えております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、3月、24年度については新たに芝生専門のそういう業者にまた新たに募集をして、指定管理をする、そういう解釈でよろしいですか。

○砂田杲洋委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 23年度はあと残りもう3カ月ちょっとでございますので、その辺はまだそこまで考えてませんが、そのときの状況に応じて、そういった専門業者にもお願いしていきたいというふうな考えでございます。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 確か、そういうふうな芝がかなり傷んでいるんで、24年度からは専門の業者に指定管理をするというようなことをお聞きしていましたが、変わったわけですか。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） ふれあい公園の芝生については、市の指定管理じゃなしに市のほうで管理をしていきたいと思っております。その中で、シルバー人材センターで通常行われる管理と、また傷んでいる芝生をどのようにするかいう業者、そういうふうな二本立てになってくるケースもあると思います。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、芝、私も育てた経験もあるんでね、それゴルフ場なんかもそう、徹底して芝の管理というのは物すごく手間をかけてやっているんです。それで、シルバー

センターと兼用でっていうけども、一たん今まででもかなり傷んでいるとお聞きしとったんやな。それを、そういうシルバーセンターの素人に任せて、果たしてせっかく青々としたすばらしいグラウンドが維持できるんかと心配するわけなんですよ。

今、次長は何かシルバーセンターと専門の業者と併用して市が管理してやると言われているんですけど、これはやはり芝の管理は芝の管理できっちりとしたことをせんと取り返しのつかないことになるんじゃないかと思うんですけど、その点ははっきりと御答弁願いたいと思います。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） ふれあい公園、芝生広場もありますし、じゃぶじゃぶ池等もありますから、そこら辺はまた区分けした形で検討をしていかなければならないのかなと、芝生は大事なんで、芝生の部分と、例えば低木なんかの管理というふうな色分けの管理も必要かなと思っております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、当初はそういう専門業者に市がお願いすると言いつたことは、ちょっと方向が変わってきたというふうに。

（発言する者あり）

○阿部計一委員 私は、副市長がそういうふうに言ったから聞きよるねん。その辺、はっきり言うてください。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長、もう一遍はっきり答弁したってください。

○産業振興部次長（興津良祐） 今、その手法について、例えば専門家がいいのか、一部シルバーの委託部分もあるんか、そこらを今検討しているところでございます。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 副市長がそんなふうに、やはり全協なりでそういうことも言われとった、それも当然やと思う。ほんで、シルバーを活用することも大事やけども、芝の管理はやっぱりそういう専門の人にやらすということを基本に考えていかなんだら、そういう方

針でいきよったんやって。もう一回答弁。

○砂田杲洋委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 芝生については、基本的に専門家に委託するような方向で検討していきたいと思ってます。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 続けてよろしいですか。

企業誘致課長にちょっとお尋ねします。今、全国的に土地の公示価格が下落しております。特に兵庫県、南あわじ市は津波、東北大震災等で非常に土地の下落が兵庫県で18.5というような、めちゃくちゃな数字の下落率なんですが、市も企業団地、また、市の所有している土地がたくさんあると思うわけですが、その公示価格について見直すとか、検討する余地があるのではないかと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○砂田杲洋委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 現在まで企業団地におきましては、8年の当初の売り出しから大体3年から4年ごとに見直しをかけております。で、ここ最近は、残り区画が2区画と少なくなっておりますので、現在そのままになっておりますが、今後価格の改定も検討していきたいとは思っております。

それから、住宅団地につきましては、昨年度公示価格を改定いたしまして、料金を改定しております。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 その見直す時期について、大体3年と言われてましたけど、近々いづごろそういう価格の見直しというのはわかってましたら御答弁願いたい。

○砂田杲洋委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業団地につきましては、今年度は見直す予定はございません。来年度以降、また考えていきたいと思っております。

住宅団地につきましては、昨年度見直しをかけておりますのでここ2年ほどは最低でも

見直す考えはございません。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 見直す考えはないわけですが、買い手がついた場合には、そういう土地の値段が下がっている、そういうような状況も踏まえた中で、市もやはり、これは買い手と売り手の話し合いで決まるわけですが、そういうような柔軟な姿勢は市も持っていると思うんですが、いかがですか。

○砂田杲洋委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 今委員さん、言われたとおり、確かに毎年毎年下落に合わせて改定していけばよろしいんですけども、直近で買っていたところとの比較もありますので、そういった場合は優遇措置のほうで何とか考えていければいいかなというふうなことも思っております。

○阿部計一委員 終わります。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連で、課長、お尋ねするわけですが、企業誘致課長は企業団地が2区画と、それと、西路団地の、先般も何区画か販売できましたわね。それと、緑のほうと、あと、市内で、企業誘致課長の販売する区画というのは、西路団地ももうあと何区画ですか。

○砂田杲洋委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 2区画になっております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら、緑は。

○砂田杲洋委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 3区画残っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら、企業誘致課長のもう売るやついうたら、西路二つと緑三つと団地二つと、こんだけしかないんか。

○砂田杲洋委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 市内にはそのほかに、学校跡地とか、そのほか市有地がまだまだございますので、そこへの誘致も考えております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりました。そんなら、ちょっと違う質問よろしい。

これ、土地整備か地籍かわからんねんけども、三原川河川改修で大日川の改修、いよいよ前向いて進みましたわな。その段階で、地元として問題になっとるのは、前回の大日川河川改修のときの用地移転等に伴って、未換地いうか、換地がいまだできてないというのが一つの地元では大きな問題になって、「谷口、これ何とかしてください」という話があるねんけど、その辺の進捗というか、それはどういう方向で今動いておられますか。

○砂田杲洋委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山崎昌広） 委員御指摘のように、先般大日川の関係で説明会がございました。その中で、法線決定というような形で旧河川そのものの廃川敷きそのものがまだ残っているというようなことで、地元の方々から御意見があったわけなんですけれども、そのときに、県の用地課のほうも同席しておりましたので、県とともにまた今後取り組んでいくようにしております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そのときに、私、部長が前にそういうような計らいをしとるというようなことで、それで、県の担当の管理課長かだれかに言うたら、その辺は県のほうは初めて今回お聞きするというような声やったんやな。これは、私もおかしいなと思って、もう地元は用地、ある程度大日川の河川改修に対して前向いていきよると。そやけど、昔の過

去の精査してくれと。その辺のしっかりとした登記というか、換地ができてない部分にはしっかりと県も取り組んでいただかなんたら、今からのこの大日川の河川改修の事業がスムーズにいかんと思うんで、しっかりと過去の経緯を踏まえた上で進めてほしいと思うねんけど、それ、今からどういうふうにやられるか、その辺の計画だけちょっと教えてください。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 先ほどの質問についてですけど、確かに河川改修の説明のとき、地元からの要望もございました。それ以前に地元の人から昔の松帆村時代の覚書も判明しており、それについても土木にも事前にお知らせしております。

ただ、何年も、それから昭和の30年初めですけど、それから、幾らか長い間経緯がありますので、それらについては土木に申しとるのは、大日川を改修する前には必ずそれらを解決してくれということを要望していますので、それは土木も十分承知していることと思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺解決してくれやけど、もう今まさに計画が着々と進んでいきよるねんからな。そやから、その辺は県のほうはしっかりとそういう過去のやつを精査するような動きはやってくれとるのか。それがまだ聞こえてこんねんけど。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 現実的には、なかなか前へ見えてこんところが結構あります。ただ、底地の関係の整理とか、まだ、未処分地が結構ありますので、そこら辺底地を整理した中で進めていくことになるかなと思いますので、まだやっぱし時間が欲しいという状態ですね。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それ、底地の整理というのはだれがするの。担当部署、だれがするの。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） それは、市なり、土木とともに頑張って整理していかなければならないと思ってます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 具体的に市の何課がするの、底地の。

○砂田杲洋委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） それは、うちの部でいいますと、管理課のほうで準備をして、それで、土木の分は土木で整理するというふうになります。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら、管理課の和田課長に聞くねんけど、その辺の認識というのはありますか。

○砂田杲洋委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 大日川自体は過去からの改修がありまして、過去にも用地買収なり、官民境界の申請のあったときに、地権者のほうからそういうことがあるという認識はあったということで、どういうぐあいに処理したらええかというような相談を受けたことがあります。

今回、大日川の改修の法線決定がなされた中で、その部分についても当然整理せんなん。ただ、そういう問題につきましては、個人の、一つずつの解決が必要やと思います。全体的にこういうぐあいに解決するという形じゃなしに、個別具体の対応をそれぞれ市のほうなり、県のほうなりでとっていかんと、相手方さんの地権者の方の御協力が得られにくいと。そういう対応で詳細なところについては地権者の方といろいろ御相談しながら、お話も伺いながら、整理していく、多大な時間等が必要になってこようという認識はしております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 和田課長、私も志知川の方の地権者が、「もう死んでも死に切れへんねん、これだけ解決してくれやな」と頼まれたんよ。それで、大日川河川改修時には、

そういうような過去の、いろんなさまざまな諸問題を解決すると。それで、部長は部長でいうと、ほんで、管理課のほうが担当者になった、その辺、私はどういうふうな解決手段かいうのか、私はどないしたらええいうのはないんやけど、要は、昔立ち退きなり、何なりして、そういうふうなところをやるというような話してるねんけど、しっかりとした登記ができてないというような、私はそういう認識ねんけど、そういうことなんやね。

○砂田杲洋委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） その方のケースの場合、ちょっとお伺いしてないんですが、結構難しい問題があることは認識してまして、当然新しく大日川の用地を買収するようなケースの場合、そういうことは整理せんことには地権者の方も御承諾いただけないと思います。当然そういうことの整理の手法は個別具体に対応していく必要があって、結構件数も多いので、なかなか一遍にいうことは難しいかと思いますけども、必ず整理する必要はあると考えてます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そやから、課長、そこら個別具体的に行って相談いうか、話聞いたってもうて、とにかく前へ進めてほしいという思いがあるねんけど、その辺お願いするねんけど、課長、やっていただけますか。

○砂田杲洋委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 当然やるべきことで、後先、県との調整も含めながら進めていきたいと思ってますので、そこら辺は部としての対応をしたいと思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、関連でちょっと聞くねんけども、倭文川の本橋のかけかえというのは、いつやられるんですか。

○砂田杲洋委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山崎昌広） 今、仮橋というようなことで片側で道路のほうを一応整備しまして、まだ、つけかえそのものはやってないんですけど、これから今通ってい

る橋をずっと撤去してっていうような形で、最終的には25年度、26年の3月までにはできるというようなことで県のほうからはお聞きしております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、あれ完了した段階で、工事費の予算が今から大日川のほうの河川改修事業に抜本的に、全面的に入れるというような話で、私は理解してるんやけど、その辺の理解でよろしいですか。

○砂田杲洋委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山崎昌広） この間も説明会の中でそういうことはおっしゃってありました。それで、やはり一番最初には河川改修にしては、用地の確保が一番でございます。そういった中で用地交渉ができる方というか、その範囲でやはり、そっちの保証、または、土地の売買、そこら辺の形から進むと思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 引き続いて違うことでもよろしいか。それとね、これはどこの部になるのか知らんけど、合併特例債で有利に、要は火葬場よ。これ、だれに聞いたらいいねんけど、火葬場、ここちゃうんか。ここは副市長に聞かな。一遍その辺わかる範囲で、その辺の進捗というか、どないなってます。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 僕も皆さん方にも以前から質問等にも答えさせていただいておりますが、市のほうといたしましては、できるだけ早く改築、ないしは、新築をするというようなことで、今研究を進めております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 副市長、研究を進めとるねんけど、合併特例債の期間で、合併特例債を使つてやるというのには間違いないわな。

○砂田杲洋委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どもも、そういうスケジュールでは進めたいと考えております。

○谷口博文委員 わかりました。一遍これで終わろう。

○砂田杲洋委員長 そのほか。
中村委員。

○中村三千雄委員 地域産業というのは、南あわじ市農業が中心、漁業も中心でございますけれども、国の流れはＴＰＰの中でいろいろ厳しいのがわかるとるんですけれども、何としてもその結果によって農業の形態、漁業の形態が変わってくると思うんですけれども、特に私が質問したいのは、南あわじ市内で、あちこち即売所が自主的に立ち上がってやっております。しかし、市長の施政方針だったと思うんですけれども、ＪＡ等々の協議した中で、市としては主体性を持った中で即売所的な、地域の即売所をつくりたいというようなことも言われておるんですけれども、現在その話はどうなっておるわけですか。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 直売所の関係につきましては、議員諸兄の皆様も御存じのとおり、４月から農林振興課のほうに食の拠点づくり係を設けまして、２３年度につきましては、関係団体の、要するに事務局レベルの会を行ったり、また、もうかっている直売所、もうかっていないと思われる直売所の視察等もさせていただいております。その中で、事務レベルの中でどういう直売所が淡路島のこの南あわじ市に適しているかどうかというようなことをただいま報告書にまとめているところでございます。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 というのは、これは一応は報告書をまとめるということは、そのような計画の中で、設定目標というのがあってしかるべきやと思うねんけど、そこらはどういうふうな形で考えておられるわけですか。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 報告書といいますのも、兵庫県のほうのところで、御存

じのとおり食を極めれば淡路島ということで、県のほうも淡路島のところで大型というか、直売所を淡路島の産物がそろそろような規模の直売所をつくっていききたいなという認識がありまして、その中でまずとりあえず直売所を南あわじにつくっていただければ、阪神間のお客様が南あわじの直売所を目指して来ていただいて、その流れの中で北のほうに帰っていただくようなそういうイメージで、まず、県のほうには南あわじに直売所をつくりたいというような意向の報告書を、今関係の方と相談をしております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 今、関係の方というのは、主にＪＡも含めてですけども、南あわじ市の傘下にある各種団体が何団体ぐらいが、今あるわけなんですか。

○砂田杲洋委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 一応、事務局レベルの会ということで、ワーキングチームというふうに農業振興部では位置づけをしております、淡路島農協、それから、淡路島酪農農業協同組合さん、水交会さん、それから、商工会、それから、淡路瓦工業組合、それから、観光協会、それから、淡路手延素麺協同組合、それから、市役所の関係部署、市長公室であったり、産業振興部であったり、農業振興部の課長クラスの方に寄っております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ２３年度、今年度事務局レベルで今言われた形の中が事務局でまとめておるといふなら、先ほどの私の質問の中で、それではいつごろをめどとして立ち上げていくというようなところが決められていっとるんですか、それとも、事務局で研究し、報告して、それで県等々に報告していくんですか、そこはどちらでいくんですか。

○砂田杲洋委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今現在我々の調査して、いろいろ国のほうに上げていこうと思っておるのは、新年度、２４年度から計画をマスタープランとして上げていって、計画を上げていこうとしております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 先の見えんというか、わからん。一応は、24年度上げて、それから、いつごろを目途としてということもやっぱり決めた中でやっていかなければ、先送り、先送りというような形になっていく可能性があると思うんですけど、どうですか。

○砂田杲洋委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 当然24年に上げましたら、工事等については25以降というようなことになってきます。それで、それにつきましては当然補助事業にのっとっていきたくて思っていますので、その補助事業の金額等によって何年の事業になるかというのは決まってこようかと思っております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 先ほど、冒頭申しましたように、南あわじ市、小さい即売所含めていろいろあるんですけども、やっぱりその整合性等々もやっぱり加味していかなければいけないと思うんですけども、やはり、将来を見越した中ではやはり一つの即売所の拠点として、それを進めていくべきであろうということで思っておりますので、そういうふうなことはやっぱり関係機関と十分相談した中で地域の発展なり、そういうふうな市の発展の産業につながることでありますので、やっていただきたいと思います。

そやから、これは今後この委員会において、いろいろ具体的なこと、まだまだ意見あるんですけども、そこらを踏まえて質問なり、要望なりを出していきたいと思うんですけども、これは真剣にそれに向かって進めていただきたいなと思っております。

それともう1点、今それに関連あるんですけども、このごろ農業もそうですけども、漁業協同組合、各水交会ですね、傘下の水交会。それぞれ、漁獲が少ない上に、魚価が全く乱価というか、安くて、音を上げているような状態でございまして、高齢化もし、若い人が漁業を継がない、継いでくれないというような現況があるんですけども、この間も漁業組合の方と話しておりましたら、やはり南あわじ市の漁業組合で獲ったものは、南あわじ市のそれぞれの一つの旅館なり、それから、学校給食初め、それから、慶野松原荘とか、大鳴門橋記念館等々に含めて、やはりそれらを直接売買し、売っていけるような一つの行政指導をしていただきたいというような声があるんですけども、これは突然こういうようなこと聞いたんです。そこらについては、考えはお持ちですか。お持ちでないですか。

○砂田杲洋委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 今、委員さんがおっしゃったように、魚価の低迷、漁獲量の減少というようなことで漁師さんは泣いております。ただ、今言われたように、南あわじ市で獲れた魚を南あわじ市の民宿、旅館、ホテル等で使用いただくと、当然使用していただいているところも数多くあるんですけども、ただ、その中で漁師さんから、漁協から直接民宿なり、ホテル、旅館等に入れるというのは、まだ十分伝わっておりません。

ただ、それも言いますのも、中間業者、加工業者等がかんできますので、欲しいだけ、例えば、直接ホテル、旅館等がこれだけの魚がいついつ欲しいと言われたとき、その漁協で間に合うかどうかというような問題もありまして、やっぱりどうしても水産加工業者、数多くの漁港から集めてきた魚がやっぱりそこに卸していかなければ、ホテル、旅館に迷惑をかけるというのが現状にありますので、できるだけ、これからは阿万にも直売所ができて、地元の人たちが数多く買いに来てくれております。

そういうようなことで、いろんな形でPRして、これからは少しずつでもそういうホテル、旅館業界のほうにも直接持っていけるような形、それから、先ほど出ておりました南の産直市場、大きなものができたときには、そこで大々的に南あわじ市の魚のPR、それから、レストラン、どこまでになるかわかりませんが、PRをして島内外に広めていけたらなという考えを持っております。

○砂田杲洋委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 早川課長も、水産のほうでは水交会、各漁業組合の運営なり、その内容なりは十分わかっておると、何で私がそういうような発言をしますかといいますと、先刻南淡漁業組合の役員の方と少し話しておりましたら、今南淡漁業組合が長年培ってこられて、信頼関係を持っておりました業者が撤退するんだというようなことで、今売り場がないような、どうして売ろかというような現況であるそうでございます。これは、組合運営はどうするかは別として、そのときに話にあったのは、やはり何とか漁業組合もそういうような形で協力していくから、市としてそういうようなことの行政指導なり、相談にのっていただきたいなというような話がございましたので、担当課長、早川課長、そういうのは十分知ってると思いますので、そこらもひとつ研究、検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○砂田杲洋委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） それを十分、南淡漁協だけでなく、沼島も業者さんのいうことで大変な事態になっております。そういうふうな関係で、漁協と水交会ともども市のほうも協力して、販路拡大のほうにまた努めていきたいと思っております。

○中村三千雄委員 一応、終わっておきます。

○砂田杲洋委員長 それで、農林振興課長に聞きたいねんけど、中村委員の質問の中で農協やら、手延素麺組合、いろいろあったけど、市内に酒造会社とか、しょうゆの醸造会社とかあんねん。それは、商工会のほうに入んの、何かそんなとこ、話してないですか。

○農林振興課長（松本安民） 一応、ワーキングチームとしては、今答えさせていただいた団体の方に声をかけております。酒販としょうゆの個別的な業者の方については、今のところ組合とか、団体をメインにしていますので、声はかけておりません。

○砂田杲洋委員長 また考えたってください。
そのほか、何か質問、ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 都市計画課長に聞くねんけど、住宅マスタープランいうて、100戸というような、市内に100戸市営住宅を。そういう計画ありますわな。その計画、何年計画かまずお尋ねします。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 計画期間は10年です。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、課長、今南淡地区でやってますわね、福良で。あれも入れて、100やもんね。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） そうです。今建ててます40戸を含めて100戸でございます。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、今市内に市営住宅の戸数というのは、どれほどあって、空きがどれほどあるんですか。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 全体戸数は、数字ちょっと持ってないんですが、約８００戸ぐらいです。空きというのは、いわゆる政策空き家、耐用年数が過ぎたものということで、３割か４割ぐらいあったか、ちょっとうろ覚えでちょっと数字あれなんですけども。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局８００戸あって、３割、２４０戸ぐらいがもう耐用年数が過ぎるとのことなんですか。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） はい。公営住宅法の中にそれぞれの住宅の構造別に耐用年数というのが決められておりまして、今申してます政策空き家というのは耐用年数が過ぎて、入居者が退去された住宅、新たに入れないということで空き家として住宅を持っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、その１００戸を１０年計画でやって、あれ今南淡のほうは４０戸、後の６０戸というのは、市内の、用は耐用年数済んだ、例えば湊のああいいう岡所のああいいう古い木造のやつが耐用年数済んだと思うねんけど、そやさかい、あの辺の耐用年数済んだやつの建てかえに、後の６０戸いうやつをつくっていただけるような計画なんですか。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 耐用年数過ぎているもの、一番古いのが木造住宅でして、これがすべて耐用年数過ぎております。その後は、簡易づくり、簡易耐火づくりのものがあるんですけども、耐用年数過ぎたものすべてにしますと、まだ古いものがたくさんありまして、多いので、昭和４２年築以前のものを対象として建てかえをしようということで

今１００戸いうことにしています。

今、福良地区で４０戸建ててるんですけども、あと、２０戸ずつ三原西淡地区、それと、緑地区、それと、南淡福良以外の地区、この三つで６０戸ということで、今考えております。これは、政策空き家の多い地域ということで、戸数割をしております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、市内の市営住宅でも、やはり生活の利便性のあるところを求められたところは満室というか、それで、どないしても津井とか、あいてるところいうたら、やっぱり買い物に遠いとか、そういうことでやられていると思うねんけど、課長、できたら、西淡でやるねんやったら、湊の岡所やいうことになったらもう古いので、シーパの近辺で建ててやったら、お年寄りか、だれかが入居者も生活の利便性があんでかな。その辺も、位置的なものとかいうのは、何か後の６０戸の具体的な計画というの、もう立ててるのか。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 具体的な計画というの、まだこれからでございます。どの地区で、どれだけの戸数を建てかえらなあかんかいうことは、今申し上げたようなことで計画を持っております。

次につきましては、どの場所ですっていう話になるんですけども、これは今福良やと建築工事入りまして、建てかえ工事進んでおりますので、来年度ぐらいには次の地区の話を進めてまいりたいなというには思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 やっぱり、その事業効果いう面からいうたら、こういう西淡町の旧の西淡庁舎の跡地とか、いろいろ、私にしたら同じふうなところが入居２０戸建ったら、そういうのすぐに入ってくれるのではないかなと思ったりするねんけど、その辺はだけが計画を、最終的にだれが協議しよるの。都市計画委員か。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 場所ですか。

○谷口博文委員 トータルのによ。次に、福良ができるやろ。福良できたら、次は緑いくんか、三原いくんか、西淡いくんか、わし知らんねんけど、その辺の優先順位とか、その立地場所的なものは、だれが総合的に判断して、決定を下しておるんですかいうことよ。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 最終的には、もちろん市組織ですので市長の了解を得てという話になると思いますけども、やはり、今空き家の住宅の多いところというんですか、その周辺で、当然建てかえをしていくことが今お住まいの方について生活拠点が大きく変わらないような話がありますので、当然そういう今は建てかえの必要としている住宅の周辺で土地をまず考えるという方向で考えていくというように思っております。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちゃうねん、課長な、要はその都市計画課の課員だけで決めて、最終的には市長が判断やいうて、そんなんじゃ決めよるのか。

○砂田杲洋委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） マスタープラン自体は、先ほど申しましたような話で、どういう住宅の必要性があるかということで、10年間で100戸いう話をまとめているんですけども、位置についてはこれからのお話で、場所、優先順位についても、これから、内部で検討しながら進めていく格好になります。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、内部というのは都市計画の課員というか、森本課長の課員の中で政策決定いうんか、そんなんしよんのか。

○都市計画課長（森本秀利） いや、もちろん、一番元の案につきましては、我々が作成をします。それで、部内で調整をして、最終的には市長まで相談をするという話になると思います。

○砂田杲洋委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　いや、ほんで、検証というか、ここはやっぱりこのほうが利便性があるさかいにここは建てかえせんなんさかいというのは、最終的には内部である程度A案、B案、C案というような案を出して、それを部長なら部長、どっかその辺で審査して、市長とこへ持って行って、それやったら来年はここにせいやとって、そういう決定のプロセスを踏みよるんか。

○砂田杲洋委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）　　10年間で100戸というのは、もう決まってますけども、その残りの60団地、20戸ずつ三つという話で今計画思ってるんですけども、その順番はどこかというのは、やはり、一番今古いというか、その順番を我々で確認をして、その中で計画案をつくるという格好になると思います。

○谷口博文委員　　そうか。まあ、ええわ。

○砂田杲洋委員長　　そのほか、質疑、質問ございませんか。
質問がないようですので、委員会を終了してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長　　それでは。
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　行事予定につきまして、ちょっとお知らせさせていただきます。

先ほども話が出ておりましたが、水仙郷の開園につきまして、今のところ12月28日に予定しております。予定では、9時30分から行いまして、神事、それから、開園式を行う予定でございます。議長さん初め、産業建設常任委員会の委員さん方には、また追って通知させていただきますので、当日はどうぞ御出席いただきますようお願い申し上げます。

○砂田杲洋委員長　　それじゃ、もうなしということで、皆がそう言うてます。
今回、招待要りません。
これで、産業建設常任委員会、閉会します。
それでは、終わります。

(閉会 午後 1時58分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 12 月 16 日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 砂 田 杲 洋